

第5号議案

訴訟上の和解の専決処分について

上記の議案を提出する。

平成27年2月23日

教育長 堤 正則

提案理由

訴訟上の和解の専決処分について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

訴訟上の和解の専決処分について

訴訟上の和解の専決処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第一号議案

訴訟上の和解の専決処分について

上記の議案を提出する。

平成27年月日

久留米市長 楠原利則

提案理由

訴訟において和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

訴訟上の和解の専決処分について

訴訟上の和解について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決第2号

訴訟上の和解についての専決処分書

訴訟上の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成27年2月3日

久留米市長 橋 原 利 則

訴訟上の和解について

訴訟上の和解について、次のとおり処理する。

1 事件名

損害賠償請求控訴事件（福岡高等裁判所平成26年（ネ）第758号）

2 当事者

控訴人 [REDACTED]
[REDACTED]

被控訴人 久留米市

代表者 市長 楢原利則

3 事件の概要

平成23年3月23日及び24日に久留米市立南筑高等学校柔道部で発生した生徒間の暴行事件の被害生徒が加害生徒及び久留米市を相手として平成24年8月27日に訴訟を提起した損害賠償請求事件の第1審において原告の久留米市に対する請求が棄却されたことから、平成26年9月17日に原告が控訴した事件について、平成26年12月から裁判所による和解協議が行われていたもの。

4 和解条項

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、本件事件が発生したことに遺憾の意を表するとともに、本件事件による暴力行為が控訴人に対し重大な結果を生じさせる可能性があったこと及び本件事件後に控訴人が柔道部に復帰できないまま高校生活を送ったという事實を真摯に受け止め、今後、久留米市立南筑高等学校柔道部において、上級生から下級生に対する暴力行為が再発しないよう努めることを約する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対する請求を放棄する。
- (3) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

南筑高校柔道部損害賠償請求控訴事件の和解について

1 事件の概要

平成23年3月に南筑高校柔道部で2年生男子部員が1年生男子部員の首をタオルで絞めて複数回気絶させるとともに殴る蹴るなどの暴行を加え、もう1人の2年生男子部員がそれを横ではやし立てるという事件が発生した。

平成24年8月、被害生徒から加害生徒2人及び久留米市を相手として、総額1,400万円の損害賠償を求める訴訟が福岡地方裁判所に提起された。

2 裁判の経過

(1) 第1審経過

平成24年10月から26年6月まで、福岡地方裁判所において13回の口頭弁論（準備期日を含む。）が開かれ、準備書面による主張のやり取りや原告側（本人・父親）及び被告側（加害生徒2人及び顧問教諭）の証人尋問が行われた。

裁判の中では裁判官による和解協議の場が數度持たれ、久留米市としては金銭の支払には応じられないこと、事件が起きたことへの遺憾の意及び再発防止に努める旨を表明した文書の提出であれば考えられることを示した。その後、原告と加害生徒との間では金銭の支払による和解が成立したが、久留米市と原告との間の和解は不調となつた。

口頭弁論終結後の平成26年9月4日に、原告の久留米市に対する損害賠償請求について、原告の請求を棄却する久留米市勝訴の判決が言い渡された。

(2) 控訴審経過

被害生徒は、第1審判決を不服として9月17日に福岡高等裁判所に控訴を提起した。12月16日、第1回口頭弁論が開かれた後に裁判官による和解協議の場が持たれた。この場で久留米市としては和解について第1審と同様の考え方である旨を回答し、控訴人側が求める和解条項について、次回和解期日までに提示することとなつた。

平成27年1月21日の和解期日において、控訴人側から「久留米市は事件に対する遺憾の意を表すとともに再発防止に努めること、控訴人はその他の請求は放棄する（金銭の支払は求めない）」という内容で和解したいという申出（裏面参照）があった。次回期日（2月6日）に久留米市が合意するかどうかの回答をすることになっている。

3 和解への対応案

和解案は、市に違法性がないことを前提としており、道義的な対応として妥当な内容であると思われ、早期に紛争を解決するためにも受け入れるべきと考える。和解には議決が必要であるが、交通事故等の例と同様に、市長の専決処分により和解し、3月議会へ報告議案を提出したい。

第 6 号議案

久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 23 日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴う教育委員会制度の見直し等について必要な整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定の基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例

久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年　月　日

久留米市長　檜　原　利　則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴う教育委員会制度の見直し等について必要な整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例

(久留米市職員表彰条例の一部改正)

第1条 久留米市職員表彰条例（昭和27年久留米市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び久留米市教育委員会教育長」を削る。

(久留米市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 久留米市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年久留米市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び久留米市教育委員会教育長」を削る。

(久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久留米市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

別表中

「

教育委員会	委員長	月額 155,000円	/
	委員	月額 133,000円	/

」

を

「

教育委員会委員	月額 133,000円	/
---------	-------------	---

」

に改める。

(久留米市職員給与条例の一部改正)

第4条 久留米市職員給与条例（昭和32年久留米市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が在職する場合にあっては、当該在職の間、第1条の規定による改正後の久留米市職員表彰条例第6条第1項第1号の規定、第2条の規定による改正後の久留米市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第4条第1項第1号の規定、第3条の規定による改正後の久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表の規定並びに第4条の規定による改正後の久留米市職員給与条例第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の久留米市職員表彰条例第6条第1項第1号の規定、第2条の規定による改正前の久留米市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条第1項第1号の規定、第3条の規定による改正前の久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表の規定並びに第4条の規定による改正前の久留米市職員給与条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

久留米市職員表彰条例（昭和 27 年条例第 36 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（諮問）	（諮問）
<p>第 6 条 表彰については、次の各号の区分により、当該各号に定める表彰懇談諮問委員会に諮問し、表彰する。</p> <p>(1) 久留米市職員定数条例（昭和 24 年久留米市条例第 48 号）第 2 条第 1 号から第 8 号までに定める者及び久留米市教育委員会教育長 久留米市職員表彰懇談諮問委員会</p> <p>(2) 久留米市職員定数条例第 2 条第 9 号に定める者及び久留米市教育委員会の所管に属する学校の教職員中市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の適用を受ける者 久留米市教育職員表彰懇談諮問委員会</p>	<p>第 6 条 表彰については、次の各号の区分により、当該各号に定める表彰懇談諮問委員会に諮問し、表彰する。</p> <p>(1) 久留米市職員定数条例（昭和 24 年久留米市条例第 48 号）第 2 条第 1 号から第 8 号までに定める者 久留米市職員表彰懇談諮問委員会</p> <p>(2) 久留米市職員定数条例第 2 条第 9 号に定める者及び久留米市教育委員会の所管に属する学校の教職員中市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の適用を受ける者 久留米市教育職員表彰懇談諮問委員会</p> <p>2 第 2 条第 2 項及び久留米市職員定数条例第 3 条の規定に該当する職員及び久留米市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 23 年久留米市条例第 30 号）第 4 条の規定により採用された職員の表彰については、別に定めるとところにより、前項各号に規定する委員会のいずれかに諮問するものとする。</p>

久留米市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第51号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(説明)	(説明)
第4条 任命権者が、法第29条第1項各号の規定により職員を懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職するときは、次の各号の区分により、当該各号に定める表彰懲戒諮問委員会に諮問する。ただし、戒告については諮問しないことができる。	第4条 任命権者が、法第29条第1項各号の規定により職員を懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職するときは、次の各号の区分により、当該各号に定める表彰懲戒諮問委員会に諮問する。ただし、戒告については諮問しないことができる。
(1) 久留米市職員定数条例（昭和24年久留米市条例第48号）第2条第1号から第8号までに定める者及び久留米市教育委員会教育長 久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	(1) 久留米市職員定数条例（昭和24年久留米市条例第48号）第2条第1号から第8号までに定める者 久留米市職員表彰懲戒諮問委員会
(2) 久留米市職員定数条例第2条第9号に定める者 久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	(2) 久留米市職員定数条例第2条第9号に定める者 久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会
2 任命権者が、久留米市職員定数条例第3条の規定に該当する職員及び久留米市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年久留米市条例第30号）第4条の規定により採用された職員の懲戒処分に係る諮問をしようとするときは、別に定めるところにより、前項各号に規定する委員会のいずれかに諮問するものとする。	2 任命権者が、久留米市職員定数条例第3条の規定に該当する職員及び久留米市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年久留米市条例第30号）第4条の規定により採用された職員の懲戒処分に係る諮問をしようとするときは、別に定めるところにより、前項各号に規定する委員会のいずれかに諮問するものとする。

久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第44号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
（報酬）		（報酬）
第2条 特別職の職員には、別表の区分により報酬を支給する。ただし、教育長たる教育委員長又は教育委員に対する報酬は支給しない。	（平16条例46・一部改正）	第2条 特別職の職員には、別表の区分により報酬を支給する。
第3条 報酬を日額で定める者には、勤務日数に応じ、報酬を支給する。	（平16条例46・一部改正）	第3条 報酬を日額で定める者には、勤務日数に応じ、報酬を支給する。
2 報酬を月額又は年額で定める者には、その職についた日からその職を離れた日まで報酬を支給する。		2 報酬を月額又は年額で定める者には、その職についた日からその職を離れた日まで報酬を支給する。
3 前項の場合において、その職につき若しくはその職を離れた当該月分又は年分の報酬は、当該月又は年の現日数（市長が別に定めるものについてはその日数）を基礎とする日割計算により支給する。		3 前項の場合において、その職につき若しくはその職を離れた当該月分又は年分の報酬は、当該月又は年の現日数（市長が別に定めるものについてはその日数）を基礎とする日割計算により支給する。
4 一般職の職員（これに相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）が、特別職の職員を兼ね、当該職員の一般職の職員としての勤務時間に特別職の職員として勤務した場合における特別職の職員としての報酬については、市長が別に定めることにより必要な調整を行うことができる。		4 一般職の職員（これに相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）が、特別職の職員を兼ね、当該職員の一般職の職員としての勤務時間に特別職の職員として勤務した場合における特別職の職員としての報酬については、市長が別に定めることにより必要な調整を行うことができる。
		別表（第2条関係）
	（平16条例46・全改、平17条例29・一部改正）	（平16条例46・全改、平17条例29・一部改正）
	【別記2 参照】	【別記2 参照】

【別表2】

現行		改正後(案)	
	区分		区分
教育委員会	委員長	月額 155,000円	月額 133,000円
	委員	"	"

久留米市職員給与条例（昭和32年条例第29号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
（定義）		<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属するすべての職員をいう。ただし、次に掲げる条例の適用を受ける職員を除く。</p> <p>（1）単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年久留米市条例第3号）</p> <p>（2）久留米市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年久留米市条例第32号）</p> <p>（3）久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和31年久留米市条例第42号）</p> <p>（4）久留米市立高等学校教職員の給与等、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和28年久留米市条例第21号）</p> <p>（昭37条例1・昭44条例13・平16条例45・平16条例140・平19条例35・一部改正）</p> <p>（中略）</p> <p>（中略）</p>

第7号議案

久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月23日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴う教育委員会制度の見直し等について必要な整備を行うため、関係条例の一部を改正しようすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定の基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年　月　日

久留米市長　檜原利則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴う教育委員会制度の見直し等について必要な整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

(久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和31年久留米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久留米市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項」に、「、勤務時間、その他の」を「について、及び勤務時間その他の」に改める。

第4条第2項後段を削る。

第6条第2項後段を削る。

第7条中「、その他の」を「その他の」に改める。

(久留米市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第2条 久留米市教育委員会委員定数条例（平成20年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規

定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が在職する場合にあっては、当該在職の間、第1条の規定による改正後の久留米市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例第1条の規定及び第2条の規定による改正後の久留米市教育委員会委員定数条例本則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第1条の規定及び第2条の規定による改正前の久留米市教育委員会委員定数条例本則の規定は、なおその効力を有する。

（久留米市市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正）

3 久留米市市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年久留米市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例」を「久留米市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例」に改める。

	現行	改正後（案）
○久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例	○久留米市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例	（目的） この条例は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定により久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間、その他の勤務条件について必要な事項を定めることを目的とする。
（目的） この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与について、及び勤務時間その他必要な事項を定める目的とする。	（中略）	（目的） この条例は、前項によるほか、特別職退職手当条例第3条の規定を準用する。（後段を削る）
（退職手当） 第4条 2 退職手当の支給については、前項によるほか、特別職退職手当条例第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第3条において準用する久留米市職員退職手当支給条例（昭和22年久留米市条例第34号）第8条の2から第8条の8までの規定中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。	（中略）	（退職手当） 第4条 2 退職手当の支給については、前項によるほか、特別職退職手当条例第3条の規定を準用する。（後段を削る）
（支給方法） 第6条 2 期末手当の支給については、前項によるほか、久留米市職員給与条例（昭和32年久留米市条例第29号）第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、同条例第19条の3第1項、第3項、第4項及び第5項中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。	（中略）	（支給方法） 第6条 2 期末手当の支給については、前項によるほか、久留米市職員給与条例（昭和32年久留米市条例第29号）第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。（後段を削る）

議案7-資料1

(勤務時間その他の勤務条件)

第7条 教育長の勤務時間、その他の勤務条件については、他に特別の定めがある場合のほか、久留米市職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第7条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他に特別の定めがある場合のほか、久留米市職員の例による。

久留米市教育委員会委員定数条例（平成20年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市教育委員会委員定数条例 平成20年3月28日 久留米市条例第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、久留米市教育委員会の委員の定数は6人とする。 附 則 この条例は、平成20年7月1日から施行する。	○久留米市教育委員会委員定数条例 平成20年3月28日 久留米市条例第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、久留米市教育委員会の委員の定数は <u>5人</u> とする。 附 則 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

教育部総務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 (教育委員会制度改革)に伴う対応について

1. 改正の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を一部改正し、地方教育行政制度の改革を行う。

2. 改正の概要（3つのポイント）

教育委員会は合議制の執行機関としてこれまで同様存続し、職務権限に変更はないが、大きく下記の3つのポイントで改正が行われている。

(1) 新「教育長」の設置

教育委員会の代表者で教育委員会議の主宰者である教育委員長と教育行政に係る具体的な事務執行の責任者かつ事務局の指揮監督者である教育長を一本化した新「教育長」を設置。新「教育長」は首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行い、任期は現行の4年から3年に変更。ただし、施行日である平成27年4月1日において在任中の教育長については、任期満了するまでの間、現行制度の教育長として在職するものとする。

(2) 「総合教育会議」の設置

首長は教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整する場である「総合教育会議」を設置する。構成は首長と教育委員会で構成し、会議は首長が主催する。

(3) 教育に関する「大綱」の策定

首長は、教育の目標や施策の根本的な方針である「大綱」を策定する。「大綱」は「総合教育会議」で協議した上で策定し、首長及び教育委員会は策定した「大綱」の下に、それぞれの所管する事務を執行する。

条例の改正対応について

地教行法等の改正を踏まえ、下記条例の一部改正を行う。なお、条例改正が必要なものは、新「教育長」関連のみであり、「総合教育会議」や「大綱」関連については条例での整備（規則・規程等で整備）は必要ない。

改正条例	改正趣旨
久留米市職員表彰条例	新「教育長」が一般職から特別職の身分となり首長が直接任命・罷免を行うこととなることから、条例の対象から除外するもの
久留米市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	教育委員長の職が廃止されるため、教育委員長の報酬について削除するもの。
久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	新「教育長」が特別職の身分となり、条例中の除外規定が不要となることから当該部分を削除するもの。
久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他 の勤務条件に関する条例	法改正に伴い引用条項を変更するものなど。
久留米市教育委員会委員定数条例	新「教育長」が教育委員でなくなることから教育委員の定数を 1 名減らすもの。（教育委員会の構成数は変わらない）
久留米市議会委員会条例	委員会への出席要請について教育委員長から教育長に改めるもの。

第8号議案

平成26年度教育費3月補正予算について

上記の議案を提出する。

平成27年2月23日

教育長 堤 正則

提案理由

平成26年度教育費3月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成26年度教育費3月補正予算について

平成26年度教育費3月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出する
ことに同意する。

第1表 總入歳出予算補正（抜粋）

歳出

歳出		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 教育費	1 教育総務費	1,778,754	98,497	1,877,251	
	2 小学校費	4,491,357	517,463	5,008,820	
	3 中学校費	1,289,213	420,419	1,709,632	
	6 社会教育費	7,315,149	639,806	7,954,955	
	7 保健体育費	1,356,459	539	1,356,998	

第2表 繼続費補正（抜粋）
(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		日吉小学校 校舎改築事業	1,620,577	平成26年度	517,463
10 教育費	2 小学校費			平成27年度	129,365
				平成28年度	973,749
				平成26年度	415,559
	3 中学校費	屏水中学校 校舎改築事業	1,499,689	平成27年度	103,890
				平成28年度	575,506
				平成29年度	404,734

第3表 繰越明許費補正（抜粋）

(追加)

款	項	事業名	金額 千円
10 教育費	3 中学校費	くるめ学力アップ推進事業にかかる委託料	4,860
	7 保健体育費	MICE誘致推進事業にかかる負担金及び事務費	539

第5表 地方債補正（抜粋）

(変更)

起債の目的	補正前		補正後 限度額
	限度額	千円	
義務教育施設整備事業	510,500	千円	1,316,400

平成26年度 3月補正予算調整資料

要 求 事 項	予算要求額	財 源 内 計			要 求 内 容	
		国県支出金	地方債	そ の 他 (交付金)	一般財源	
小学校施設の整備充実事業	[H26～28] 1,620,577 [H26] (517,463) ▲	322,203	1,137,200		161,174 (132)	◎日吉小学校の改築工事実施(H26～H28) 国の補正予算で措置された交付金や地方債を活用するため、 平成26年度3月補正予算に前倒して計上するもの。
継続費設定	国(文部科学省所管)補正対応					※ 平成26年度3月補正予算内訳
	[H27] (129,365) [H28] (973,749)	(0)	(97,000)		(32,365) (128,677)	総額 年割額 H26 517,463 H27 129,365 H28 973,749 合計 1,620,577 517,463 千円
中学校施設の整備充実事業	[H26～29] 1,499,689 [H26] (415,559) ▲	279,650	1,070,000		150,039 (42)	◎屏水中学校の改築工事実施(H26～H29) 国の補正予算で措置された交付金や地方債を活用するため、 平成26年度3月補正予算に前倒して計上するもの。
継続費設定	国(文部科学省所管)補正対応					※ 平成26年度3月補正予算内訳
	[H27] (103,890) [H28] (575,506) [H29] (404,734)	(0)	(77,900)		(25,990) (81,633) (42,374)	総額 年割額 H26 415,559 H27 103,890 H28 575,506 H29 404,734 合計 1,499,689 5,470 千円 410,089 千円 415,559 千円

平成26年度 3月補正予算調整資料

要 求 事 項	予算要求額	財 源 内 計				要 求 容
		国庫支出金	地方債	そ の 他	一般財源	
くるめ学力アップ 推進事業	4,860	4,860 ▲ 地方創生先行型交付金	0	0	0	◎くるめ学力アップ推進事業 国の交付金(地方創生先行型交付金)を活用するため、 平成27年度事業を平成26年度3月補正予算に前倒して計上するもの。 事業内容 「学力の定着」を目的に、中学生を対象とした無料の学習支援塾を設置する。 【平成27年度は市内に1箇所設置】 くるめっ子塾運営業務委託料 : 4,860千円 緑明許費設定

平成26年度 3月補正予算調整資料

要 求 事 項	予算要求額	財 源 内 訳				要 求 内 容
		国県支出金	地方債	その他の一般財源		
MICE誘致促進事業 繰越明許費設定	539 ▲	539 ▲ 地方創生先行型交付金	0	0	0	◎MICE誘致促進事業 国の交付金(地方創生先行型交付金)を活用するため、 平成27年度事業を平成26年度3月補正予算に前倒して計上するもの。 事業内容 平成30年の(仮称)久留米総合体育馆オープン(予定)や平成32年東京オリンピックの開催などを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致やオリンピック参加チームのキャノンズ地誘致を推進する。 スポーツコンベンション誘致強化プロジェクト会議謝金 44千円 日本スポーツツーリズム推進機構打合せ旅費 445千円 日本スポーツツーリズム推進機構年会費 50千円

第9号議案

平成27年度教育費予算について

上記の議案を提出する。

平成27年2月23日

教育長 堤 正則

提案理由

平成27年度教育費予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成 27 年度教育費予算について

平成 27 年度教育費予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 岳入歳出予算(抜粋)

歳出

款	項	金額 千円
		19,853,282
1 教育総務費		1,628,980
2 小学校費		3,587,941
3 中学校費		1,598,538
10 教育費	4 特別支援学校費	233,896
	5 高等学校費	1,635,563
	6 社会教育費	10,148,112
	7 保健体育費	1,020,252

第4表 債務負担行為（抜粋）

事項	期間	限度額
スクールバス運行業務委託料	平成27年度から平成28年度まで	38,466 千円
生涯学習センター講座用パソコン等リース料	平成27年度から平成32年度まで	3,961
県施行社会体育施設整備事業地元負担金	平成27年度から平成28年度まで	2,563,986

第5表 地方債（抜粋）

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
義務教育施設整備事業	787,400	普通貸借又は証券発行	4.0以内 (ただし、利税率直し 方式で借り入れる政附 体資金及び地方公共団体 金融機関資金について、 利税率の見直しを行つた後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融 資条件により、銀行その他 場合に応じて、債権者と協定す る事項による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換 することができる。
特別支援学校施設整備事業	24,600			
高等学校施設整備事業	173,200			
社会教育施設整備事業	49,300			
保健体育施設整備事業	131,800			

平成27年度 教育部予算基本方針

【重点取組】

【基本姿勢】

平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、総合教育会議により策定される大綱（教育政策の方針）を踏まえた次期教育改革プランの策定を進めながら、教育課題の解決に向けた積極的な教育施策・事業の推進に取り組みます。

具体的には、小中学校の普通教室への空調機設置を契機とした夏季休業期間の短縮により、きめ細やかな指導の推進等を通じ、学校教育活動をさらに充実させ、課題となっている「学力の保障と向上」を取り組み、あわせて、全国平均以下の不登校出現率を目指し、「不登校の予防と対策」にも重点的に取り組みます。

また、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても、重点課題として取り組みを進めます。加えて、学校と家庭・地域との連携強化を図るため、「開かれた学校づくり」に向けた取り組みである、小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業を実施します。

学校施設の整備・充実につきましては、学校施設の耐震化工事が平成26年度末までに完了する予定となり、平成27年度は、引き続き、安全かつ快適な学校施設整備を目指し、国庫補助等を活用しながら、改築や長寿命化の対応を推進します。

その他にも、情報教育環境の整備、小・中学校及び特別支援学校の学校給食調理業務の委託、少子化の進行を見据えた学校小規模化対応など、広く市民の理解と協力を得ながら取り組みを進めます。

1 第2期教育改革プランの検証を踏まえた教育施策の実施
平成27年度は、第2期教育改革プランの目標値等を延長するため、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成、④家庭・地域との連携と学校力の向上の4つの目標に沿って、事業を進めます。

(1) 「健やかな体」の育成
家庭や地域と連携した食事・睡眠等の基本的な生活習慣の確立や、外遊びや体育的活動を推進することにより、子どもたちの笑顔の基盤となる身体的健康を育みます。また、障害のある子どもが、安心して教育を受けられるよう、支援体制を充実します。

① 教育の充実
(学校給食を活用した食育推進、食育啓発促進など)
② 体育的活動の推進
(体力向上への実践研修、中学校体育連盟助成など)
③ 障害のある子どもへの医療的対応
(特別支援学校への看護師配置、訪問看護支援など)

(2) 「豊かな心」の育成
人間関係を構築する基盤として、自分の存在を肯定し大切に思える心や、自分の大切さとともに他者の大切さを認め共感・協調していく心、感動する心等の豊かな心を育みます。

また、安心して学べる雰囲気づくりや、不登校やいじめ、非行等への対策を通じて、子どもたちの自立心の育成や社会性の向上に取り組みます。

① 道徳性・社会性の形成
(集団活動、職場体験、情報モラル教育など)
② 文化・芸術活動の推進
(中学校文化連盟助成など)

- ③ 不登校の予防と対策
(生徒指導サポーターの配置、校内適応指導教室助手の配置、スクールカウンセラーラー等の配置【拡充】など)

④ 問題行動の予防と対策
(生徒指導教員の専任化、校内の生徒指導体制の強化など)
⑤ 人権・同和教育の充実
(学校人権・同和教育事業など)

⑥ 「確かな学力」の育成

未来の社会で自己の能力を発揮する基盤として、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するためには必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を身につけて子どもを育てます。

学力向上に関する具体的な取り組みとして、中学校における少人数授業を見直し、新たに「学力向上コーディネーター」を全ての中学校に配置し、よりきり細かな学習指導の実現を図るとともに、学習支援ボランティアを活用した放課後学習等により学習習慣の定着を目指します。また、無料の学習支援の場を設置し、一人ひとりの生徒に合わせた基礎・基本的な学習を支援する「くるめこす塾」を設置し、基礎学力の定着を図ります。

さらに、小中学校の普通教室への空調機設置を契機とした夏季休業期間の短縮により学校教育活動の充実を通じた学力の向上を目指します。

また、障害のある子ども自身や社会参加を目指して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行えるよう、特別支援教育支援員の配置の充実などを行います。

① きめ細かな指導
(学力向上コーディネーターの配置【新規】)

② 少人数授業の実施
(学習習慣定着支援事業【小学校】)

③ きめ細かな指導
(家庭・地域・就学前教育との協働
(教育改革プランの広報、地域交流活動、人権教育啓発推進など))

④ 学校ICT環境の整備
(情報教育環境の充実、ICT機器活用の推進など)

⑤ 教師・学校間の切磋琢磨

⑥ 「確かな学力」の育成

(4) 家庭・地域との連携と学校力の向上
'健やかな体」「豊かな心」「確かな学力'を身につけた子どもを育てる取り組みを進めるため、市教育センターでの研修等による教師の実践的指導力の育成・向上を通じて、学校教育の運営体制の整備を図ります。

併せて、学校と家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの教育の充実を一体的に進められるため、全小・中学校に設置した地域学校協議会の活性化や提言機能の定着を図ります。

また、社会の急速な情報化に対応するため、情報教育環境の充実に向けた取り組みの継続及び新システム導入への検討を実施します。

① 家庭・地域・就学前教育との協働
(教育改革プランの広報、地域交流活動、人権教育啓発推進など)

② 障害のある子どもへの対応
(癡聴障害早期総合支援事業(すくすく癡聴相談教室)【拡充】など)

③ 小中連携教育の推進
(小中連携教育研究など)

④ 学校ICT環境の整備
(情報教育環境の充実、ICT機器活用の推進など)

⑤ 教師・学校間の切磋琢磨

2 学校教育環境等の整備

(1) 安全で快適な施設環境

学校施設の整備に関しては、耐震化を最優先に取り組んできた結果、平成25年度末に全小・中学校及び特別支援学校で耐震化を完了し、平成26年度末には、高等学校施設及び屋内運動場・武道場における天井等の非構造部材の耐震化を完了する予定とっています。

また、「快適」な学習環境づくりの面でも、夏季における学校の高温化対策として、平成26年度末までに、市立小・中学校の普通教室への空調機設置を進めています。

平成27年度は、児童がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、引き続き老朽化した学級施設の長寿命化対策として、外壁・トイレ・防水改修等を行います。

また、学校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の着工及び、篠山小学校と京町小学校の改築工事の設計を実施し、安全かつ快適で豊かな施設環境を確保に取り組みます。

(2) 学校の小規模化対応

学校小規模化対応については、平成24年度に通学区域審議会から出された「複式学級を回避・解消するような施策実施を進めるべき」との中間答申に基づき、大橋小・下田小・浮島小の3校で小規模特認校制度を導入しました。その結果、平成26年度は19名、27年度は17名の応募がありましたが、複式学級を回避・解消できる数の児童が集まつたのは、大橋小のみで、浮島小に続き下田小も複式学級となる見込みとなりました。

2年間実施した特認校制度の効果を検証するとともに、通学区域審議会から出される最終答申を踏まえ、教育委員会議で対応方針を決定し、方針に基づいた対応を進めています。

① 学校小規模化対応事業

(通学支援として小規模特認校の最寄駅から学校間の送迎を実施)

平成27年度予算基本方針(市民文化部)

1 基本方針

「市民一人ひとりを大切にする市政 安心、活力に満ちた久留米」づくりの実現のため、市民生活に最も密接に関連する業務を所管する部局として、市民ニーズへの的確な対応を図りながら、「市民税の収納率向上・納付環境の整備」、「市民窓口サービスの充実」等の施策をスピーディーかつ着実に展開し、市民の視点から市民サービスの充実・向上に向けた取り組みを進める。また、文化芸術が持つ創造の力を人づくりやまちづくりに活かし、市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことのできる都市を目指すため、文化芸術の振興や久留米市が持つ歴史文化を積極的に活用した事業を展開するとともに、久留米シティプラザをはじめとした文化、スポーツ、生涯学習の拠点となる施設の整備充実を図る。あわせて、市民の生涯学習ニーズが高まっている中で、市民と協働しながら、生涯学習やスポーツ、図書館事業等の取り組みを進めること。

2 重点施策

(1) 生涯学習・社会教育の推進

市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。また、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進める。

- ◎ 校区コミュニティ組織と連携した生涯学習・社会教育の推進
- ◎ 生涯学習に係るボランティアの積極的養成
- ◎ 青少年健全育成や人権・同和啓発活動等の生涯学習事業の推進
- ◎ 生涯学習施設の改修

(2) 歴史的資源の保護・活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。

特に、高良山から耳納北麓エリアにおいて、環境整備等を行い、歴史遺産をめぐるルートづくりを推進する。

- ◎ 歴史ルートづくり事業の推進
- ◎ 歴史公園等の整備・活用（跡後国仔跡、大塚古墳等）
- ◎ 六ッ門図書館展示コーナーにおける企画展の開催
- ◎ 有馬記念館や坂本繁二郎生家の運営・活用
- ◎ 歴史的建造物の保存整備に向けた調査
- ◎ 埋蔵文化財調査の効率化と適切な保存・活用

(3) スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

また、県南の中核を担う広域的なスポーツ施設の充実に向け、久留米総合スポーツセンター内の体育館、武道館、弓道場の一體的な改築について、県と連携し、着実な施設整備の推進を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、キャンプ地誘致など開催効果を引き込む取り組みを進める。

あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の改修を進めます。

- ◎ 久留米市スポーツ振興基本計画に基づいた事業の推進
- ◎ 県との連携による総合武道館の一休改築の推進（実施設計策定・既存施設解体）
- ◎ 地域で気軽に取り組めるスポーツによる健康づくりのためのプログラム開発
- ◎ 野球場の内陪改修工事等、スポーツ施設の改修
- ◎ スポーツ交流・スポーツ大会等の推進

(4) 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積を行い、各地域館と所管等とのネットワークの緊密化並びに関係機関・団体等との連携など、図書館としての総合力を高め、サービスの充実を図る。

- ◎ 図書館施設環境の整備及び運営体制の充実

- 図書館利用困難者への対応強化と新図書館システムによるサービス向上
- ◎ 子どもの読書活動推進計画に基づいた事業の推進
 - ◎ 図書館ボランティアとの連携・協働
 - ◎ 中央館と地域館等の連携強化

27年度教育費 当初予算の状況

(単位:千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	
				特定財源		その他		
				国県支出金	地方債			
1 教育総務費	1,628,980	1,760,162	-131,182	95,004	0	5,251	1,528,725	
1 教育委員会費	8,297	8,297	0				8,297	
2 事務局費	1,548,952	1,671,934	-122,982	95,004		4,901	1,449,047	
3 教育センター費	71,731	79,931	-8,200			350	71,381	
2 小学校費	3,587,941	4,448,010	-860,069	121,818	516,700	54,361	2,895,062	
1 学校管理費	2,521,233	3,608,396	-1,087,163	115,801	359,800	8,022	2,037,610	
2 教育振興費	783,863	568,646	215,217	6,017		46,339	731,507	
3 学校建設費	282,845	270,968	11,877		156,900		125,945	
3 中学校費	1,598,538	1,237,305	361,233	74,744	270,700	32,552	1,220,542	
1 学校管理費	954,916	656,128	298,788	70,456	192,800	2,247	689,413	
2 教育振興費	480,145	461,278	18,867	4,288		30,305	445,552	
3 学校建設費	163,477	119,899	43,578		77,900		85,577	
4 特別支援学校費	233,896	163,388	70,558	8,147	24,600	158	200,991	
1 学校管理費	193,790	126,774	67,016	7,339	24,600	158	161,693	
2 教育振興費	40,106	36,564	3,542	808			39,298	
5 高等学校費	1,635,563	1,825,406	-189,843	54,508	173,200	5,570	1,402,285	
1 高等学校管理費	1,625,903	1,550,181	75,722	54,229	173,200	5,570	1,392,904	
2 教育振興費	9,660	8,766	894	279			9,381	
3 学校建設費	0	266,459	-266,459				0	
6 社会教育費	10,148,112	7,298,510	2,849,602	1,379,676	5,548,800	864,889	2,354,747	
1 社会教育総務費	2,199,514	2,151,489	48,025	129,206		365,208	1,705,100	
2 生涯学習センター費	231,200	168,221	62,979			8,788	222,412	
3 図書館費	215,061	219,138	-4,077			10,000	205,061	
4 教育集会所費	59,109	48,586	10,523	19	11,600		47,490	
5 田主丸複合文化施設費	74,207	68,479	5,728		14,400	8,123	51,684	
6 城島総合文化センター費	96,468	108,154	-11,686		23,300	8,550	64,618	
7 城島ふれあいセンター費	31,767	7,196	24,571			40	31,727	
8 くるめシティプラザ整備費	7,240,786	4,345,413	2,895,373	1,250,451	5,499,500	464,180	26,655	
※ 公民館費	0	91,081	-91,081				0	
※ 北野コミュニティ施設費	0	90,753	-90,753				0	
7 保健体育費	1,020,252	1,309,690	-289,438	36,811	131,800	91,420	760,221	
1 保健体育総務費	136,774	145,278	-8,504			5,959	130,815	
2 体育施設費	469,627	780,921	-311,294	36,811	131,800	85,461	215,555	
3 学校給食共同調理場費	413,851	383,491	30,360				413,851	
教育費 合計	19,853,282	18,042,421	1,810,861	1,770,708	6,665,800	1,054,201	10,362,573	
一般会計 合計	139,400,000	134,640,000	4,760,000	36,649,841	14,708,200	9,167,875	78,874,084	

重点項目ごとの主な内容

◇学校教育の振興

「健やかな体」の育成	
○食育プログラム研究推進事業	686 千円
○食育啓発・促進事業	500 千円
○中体連・中文連助成	21,464 千円
○医療的ケア対応事業	23,537 千円
○歯科保健指導事業 ★新規	948 千円
「豊かな心」の育成	
○スクールソーシャルワーカー活用事業	11,052 千円
○心の教育推進事業（スクールカウンセラー）	26,625 千円
○小学校不登校対応総合推進事業 （スクールサポーター 15 校配当）	12,513 千円
○中学校不登校対応総合推進事業 （校内適応指導教室 11 校に指導員配置）	22,727 千円
○中学校美術振興事業	4,880 千円
○生徒指導充実事業（専任生徒指導教員の配置）	15,854 千円
「確かな学力」の育成	
○学力・生活実態調査事業	25,971 千円
○小学校くるめ学力アップ推進事業 （少人数授業＆学習習慣定着）	46,339 千円
○中学校くるめ学力アップ推進事業 （★新規 学力向上コーディネータ & 学習習慣定着）	29,005 千円
○図書活動の推進事業	71,566 千円
○「くるめ学」子どもサミット事業	563 千円
家庭・地域との連携と学校力の向上	
○小学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業 ★新規 （地域学校協議会＆コミュニティ・スクール交付金）	18,865 千円
○中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業 ★新規 （地域学校協議会＆コミュニティ・スクール交付金）	7,986 千円
○P T A 団体助成	2,920 千円
○発達障害早期総合支援支援事業	4,680 千円

◇社会教育の振興

生涯学習・社会教育の推進	
○地域生涯学習振興事業	58,233 千円
・校区生涯学習振興事業費助成	28,012 千円
・青少年学校外活動支援事業費助成	10,350 千円
○社会教育団体支援事業	21,620 千円
・L L ネットコアくるめ助成	12,183 千円
・少年団体助成	4,460 千円
・女性団体助成	3,517 千円
○P T A 团体助成	2,920 千円
○体験活動推進事業	6,274 千円
・少年の翼事業	3,515 千円
・わくわく遊友体験事業	1,919 千円
○生涯学習センターの管理運営	206,377 千円
○生涯学習センター活用事業	8,788 千円
○生涯学習センター維持補修事業	16,035 千円
文化財の保護と活用	
○筑後国府跡歴史公園整備事業	82,365 千円
○史跡等環境整備事業	4,139 千円
○発掘調査事業	107,694 千円
○埋蔵文化財センター事業	2,591 千円
○文化財周知事業（くるめ歴史のさと事業）	2,460 千円
○文化財保護団体等育成事業	997 千円
○坂本繁二郎生家活用事業	633 千円
○歴史博物館整備検討事業	11,924 千円
○歴史的建造物保存整備事業	2,992 千円
○歴史ルートづくり事業 ★新規	15,104 千円
スポーツの推進	
○スポーツ大会振興事業	9,246 千円
○スポーツ交流推進事業	13,097 千円
○総合型地域スポーツクラブ支援事業	1,538 千円
○（公財）久留米市体育協会助成	31,996 千円
○市民スポーツ推進事業 ★新規	1,471 千円
○スポーツ施設維持管理事業	283 千円
○総合武道館整備事業	106,179 千円
○体育施設維持補修事業	92,450 千円
市民の自己学習の場としての図書館づくり	
○図書館整備事業	16,931 千円
○図書資料整備充実事業	58,496 千円
○図書館福祉サービスボランティア活用促進事業	1,242 千円
○子どもの読書環境整備事業	2,901 千円
○図書館維持補修事業	3,316 千円

◇学校施設の整備

○学校施設維持管理・長寿命化事業 (外壁改修や防水工事、その他修繕工事等)	
・小学校	695,315 千円
・中学校	364,427 千円
・特別支援学校	48,868 千円
・高等学校	234,633 千円
○校舎等改築事業	
※日吉小・屏水中については、3月補正予算にも計上	
・小学校	263,925 千円
日吉（第1期工事）	
篠山（実施設計）	
京町（基本設計）	
莊島・金丸（耐力度調査）	
・中学校	104,644 千円
屏水（第1期工事）	

◇◇◇ 10 款 教育費 ◇◇◇

[1項 教育総務費]

2目 事務局費

○ 幼稚園就園奨励費	274,765 千円
○ 私立幼稚園助成	34,136 千円
・心身障害児教育費補助	6,150 千円
・運営費等補助	22,640 千円
・研修事業費補助	3,824 千円
○ 教育改革プラン策定事業	1,585 千円

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、総合教育会議での協議により策定される大綱(教育政策の方針)を踏まえた次期プランの策定を行う。

◇教育改革推進会議報酬	908千円
◇プラン広報紙等	677千円

○ 「くるめ学」子どもサミット事業	563 千円
○ 就学相談事業	1,367 千円
○ 学校人権・同和教育事業	29,618 千円
○ 学校訪問看護支援事業	4,453 千円
○ 久留米市奨学金	25,586 千円
・久留米商業高等学校寄附金活用奨学金	1,800 千円
○ 学校給食会助成	35,421 千円
○ 学校保健会助成	2,420 千円
○ 中学校選択制度	328 千円
○ 発達障害早期総合支援事業	4,680 千円
・すくすく発達相談教室(なんくん教室)	3,725 千円
・サマー・トリートメント・プログラム事業費補助金	955 千円
○ 食育プログラム研究推進事業	686 千円
○ スクールソーシャルワーカー活用事業	11,052 千円
○ 学校小規模化対応事業	6,468 千円

【新規】歯科保健指導事業

学校歯科医の指導のもとに、歯科衛生士を小学校へ派遣し、正しいブラッシング・知識の習得を目的とした歯科保健指導を行う。

◇歯科保健指導業務委託	948千円
-------------	-------

3目 教育センター費

○ 教職員研修事業	13,996 千円
○ 教育活動支援事業	1,749 千円
○ 教育課題研究事業	1,183 千円
○ 情報教育推進事業	38,208 千円

[2項 小学校費]

1目 学校管理費

○ 小学校情報教育環境の充実	80,474 千円
○ 小学校図書館図書整備事業	16,679 千円
○ 小学校学力・生活実態調査事業	18,875 千円
○ 小学校外国語指導助手活用事業	16,330 千円
○ 小学校施設維持管理事業	139,100 千円
○ 小学校施設長寿命化事業	556,215 千円

学校施設の長寿命化を図るため、老朽化の進む施設の改修を実施する。

◇外壁改修事業 (東国分、南、上津、青峰、城島、犬塚、御井、安武、大善寺)	185,625千円
◇防水改修事業 (東国分、青峰、城島、犬塚、御井、安武)	61,392千円
◇屋体外部改修事業 (津福)	1,352千円
◇便所改修事業 (長門石、南、合川、安武、青峰、津福、水分)	240,879千円
◇防火シャッター改修事業 (大善寺、青峰)	10,213千円
◇下水道切替改修事業 (竹野)	8,954千円

○ 小学校特別教室環境維持推進事業	8,901 千円
○ 小学校給食の充実	647,726 千円

安全な学校給食の提供とその内容の充実を図る。

◇学校給食調理委託(39校) ◆平成27年度から委託開始(4校):西国分・西牟田・犬塚・三潴	513,211千円
◇給食室施設改修費	92,450千円
◇調理機器購入、消耗品等	42,065千円

2目 教育振興費

○ 就学援助費	269,854 千円
○ 小学校図書活動の推進事業	49,796 千円
○ 小学校事務支援事業	63,002 千円
【新規】 小学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業	18,865 千円

地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携をさらに強化し、「開かれた学校づくり」に向け、特色ある学校づくりや、様々な教育課題の解決など、地域や学校の特性を活かした協働の取組を進める。

◇地域学校協議会	4,140千円
◇コミュニティ・スクール交付金	14,495千円

○ 教育研究指定委嘱事業	2,300 千円
○ 小学校指導書等購入事業	163,727 千円
○ 人権・同和教育実践研究事業	1,750 千円
○ 小学校通級指導教室充実事業	10,915 千円
○ 小学校心の教育推進事業	15,609 千円
○ 小学校特別支援教育支援員活用事業	74,170 千円
○ 小学校ぐるめ学力アップ推進事業	46,339 千円

◇小学校少人数授業の実施 一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置し、少人数授業を実施する。 ・小学校(18校) 第3・4学年での実施	42,562千円
◇小学校学習習慣定着支援事業 児童の自学自習の習慣を定着させるため、地域住民や大学生等のボランティアを派遣して放課後等に学習支援を行う。 ・全小学校(46校)で実施	3,777千円

○ 小学校不登校対応総合推進事業	12,513 千円
各学校が生徒指導サポーターと連携を図りながら、不登校や不登校傾向にある児童に対する早期からの支援を行う。 ◇生徒指導サポーターの配置(15校)	12,513千円

3目 学校建設費

○ 小学校施設の整備充実	263,925 千円
安全で快適な教育環境を確保し、教育内容や方法の変化に的確に対応するため、老朽化している学校施設の改築を行う。	
◇日吉小(第1期工事)	129,365千円
◇篠山小(実施設計)	79,895千円
◇京町小(基本設計)	34,370千円
◇莊島小、金丸小(耐力度調査)	15,392千円
◇事務費等	4,903千円

[3項 中学校費]

1目 学校管理費

- | | |
|------------------|------------|
| ○ 中学校情報教育環境の充実 | 44,121 千円 |
| ○ 中学校図書館図書整備事業 | 11,371 千円 |
| ○ 中学校学力・生活実態調査事業 | 7,096 千円 |
| ○ 中学校外国語指導助手活用事業 | 41,990 千円 |
| ○ 中学校施設維持管理事業 | 69,279 千円 |
| ○ 中学校施設長寿命化事業 | 295,148 千円 |

学校施設の長寿命化を図るため、老朽化の進む施設の改修を実施する。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ◇外壁改修事業(青陵、良山、荒木) | 75,782千円 |
| ◇防水改修事業(青陵) | 220千円 |
| ◇便所改修事業(城南、良山、荒木、青陵、諏訪、宮ノ陣) | 185,745千円 |
| ◇下水道切替事業(青陵、田主丸) | 33,401千円 |

- | | |
|-------------------|-----------|
| ○ 中学校特別教室環境維持推進事業 | 5,087 千円 |
| ○ 中学校給食の充実 | 29,528 千円 |

安全な学校給食の提供とその内容の充実を図る。

- | | |
|------------------|----------|
| ◇学校給食調理委託(北野、城島) | 28,410千円 |
| ◇消耗品等 | 1,118千円 |

2目 教育振興費

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ○ 就学援助費 | 238,018 千円 |
| ○ 中学校図書活動の推進事業 | 19,621 千円 |
| ○ 中学校事務支援事業 | 32,799 千円 |
| 【新規】 中学校コミュニティ・スクール(久留米版) 推進事業 | 7,986 千円 |

地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携をさらに強化し、「開かれた学校づくり」に向け、特色ある学校づくりや、様々な教育課題の解決など、地域や学校の特性を活かした協働の取組を進める。

- | | |
|-----------------|---------|
| ◇地域学校協議会 | 1,530千円 |
| ◇コミュニティ・スクール交付金 | 6,371千円 |

- | | |
|--------------------|-----------|
| ○ 中学校人権教育・啓発推進事業 | 7,110 千円 |
| ○ 中体連・中文連助成 | 21,464 千円 |
| ○ 教育研究指定委嘱事業 | 1,300 千円 |
| ○ 中学校心の教育推進事業 | 11,016 千円 |
| ○ 人権・同和教育実践研究事業 | 750 千円 |
| ○ 中学校特別支援教育支援員活用事業 | 20,345 千円 |
| ○ 中学校通級指導教室充実事業 | 2,354 千円 |

○ 生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置)	15,854 千円
○ 中学校美術振興事業	4,880 千円
○ 中学校くるめ学力アップ推進事業	29,005 千円

◇学力向上コーディネーターの配置【新規】	
教務担当主幹教諭を、学力向上の核となって企画・立案及び調整等を行うコーディネーターに指名し、当該職務に専念するために必要となる非常勤講師を配置する。	
・全中学校(17校)に配置	27,497千円
◇中学校学習習慣定着支援事業	
生徒の自学自習の習慣を定着させるため、地域住民や大学生等のボランティアを派遣して放課後等に学習支援を行う。	
・全中学校(17校)で実施	1,508千円

○ 中学校不登校対応総合推進事業	22,727 千円
中学校に校内適応指導教室を設置することによって不登校や不登校傾向にある生徒に校内での居場所をつくり、自分の教室に復帰できるような支援を行う。	
◇中学校(11校に設置)	22,727千円

3目 学校建設費

○ 中学校施設の整備充実	104,644 千円
安全で快適な教育環境を確保し、教育内容や方法の変化に的確に対応するため、老朽化している学校施設の改築を行う。	
◇屏水中(第1期工事)	103,890千円
◇事務費等	754千円

[4項 特別支援学校費]

1目 学校管理費

○ 特別支援学校情報教育環境の充実	4,124 千円
○ 特別支援学校施設維持管理事業	8,600 千円
○ 特別支援学校施設長寿命化事業	40,268 千円
○ スクールバス運行事業	71,130 千円
○ 特別支援学校給食の充実	21,247 千円

安全な学校給食の提供とその内容の充実を図る。	
◇学校給食調理委託【新規】	20,326千円
◇消耗品等	921千円

2目 教育振興費

○ 就学援助費	411 千円
○ 特別支援学校図書活動の推進事業	2,149 千円
○ 特別支援学校事務支援事業	1,380 千円
○ 特別支援学校地域交流推進事業	3,105 千円
○ 特別支援教育進路指導事業	2,871 千円
○ 医療的ケア対応事業	23,537 千円

[5項 高等学校費]

1目 高等学校管理費

○ 久留米市外三市町高等学校組合負担金	305,513 千円
○ 高等学校施設維持管理事業	42,400 千円
○ 高等学校施設長寿命化事業	192,233 千円

学校施設の長寿命化を図るため、老朽化の進む施設の改修を実施する。

◇便所改修事業(久留米商業、南筑)	42,934千円
◇外壁改修事業(久留米商業、南筑)	29,283千円
◇防水改修事業(久留米商業)	1,427千円
◇グラウンド改修事業(南筑)	109,757千円

○ 校内情報ネットワークの整備	3,599 千円
○ IT活用教育推進	10,942 千円

2目 教育振興費

○ 人権・同和教育実践研究事業	500 千円
-----------------	--------

[6項 社会教育費]

1目 社会教育総務費

生涯を通じて学び、活かせる環境の整備

○ 地域生涯学習振興事業	58,233 千円
--------------	-----------

・校区生涯学習振興事業費助成	28,012 千円
----------------	-----------

・青少年学校外活動支援事業費助成	10,350 千円
------------------	-----------

○ 社会教育団体支援事業	21,620 千円
--------------	-----------

・LLネットコアくるめ助成	12,183 千円
---------------	-----------

・少年団体助成	4,460 千円
---------	----------

・女性団体助成	3,517 千円
---------	----------

○ PTA団体助成	2,920 千円
-----------	----------

○ 体験活動推進事業	6,274 千円
------------	----------

・少年の翼事業助成	3,515 千円
-----------	----------

・わくわく遊友体験事業助成	1,919 千円
---------------	----------

○ 社会人権・同和教育事業	26,722 千円
---------------	-----------

○ 食育啓発・促進事業	500 千円
-------------	--------

創造的な文化芸術活動の推進

○ 文化施設整備事業	43,102 千円
------------	-----------

○ 市民文化振興体制の充実事業	259,900 千円
-----------------	------------

・(公財)久留米文化振興会助成	259,008 千円
-----------------	------------

○ 市民文化活動助成	15,735 千円
------------	-----------

・久留米連合文化会	4,000 千円
-----------	----------

・久留米市総合美術展	4,000 千円
------------	----------

・久留米ちくご大歌舞伎	900 千円
-------------	--------

・西日本久留米王位戦	900 千円
------------	--------

・一般コミュニティ助成事業	2,500 千円
---------------	----------

○ 個性を生かす文化事業	16,270 千円
--------------	-----------

・丸山豊記念現代詩賞	2,170 千円
------------	----------

・青木繁記念大賀西日本美術展	5,600 千円
----------------	----------

・賢順記念くるめ全国筝曲祭	7,500 千円
---------------	----------

○ 音楽によるまちづくり推進事業	19,522 千円
------------------	-----------

【新規】石橋美術館事業

118,900 千円

平成28年10月に石橋美術館の運営が、市へ移行することに伴い、新たな美術館としてのビジョン・コンセプトに基づく円滑な管理運営体制を構築する。

- | | |
|------------|-----------|
| ◇美術品購入費 | 100,000千円 |
| ◇美術振興基金積立金 | 16,000千円 |

○ 久留米シティプラザ開館準備事業

224,255 千円

久留米シティプラザに対する市民の認知及び期待感や来場意欲の向上等を図るため、開館へ向けた準備とともに、プレ事業や広報等の情報発信を実施する。

- | | |
|--------------------------|----------|
| ◇情報発信事業(かわら版発行、広告【新規】など) | 23,881千円 |
| ◇プレ事業(出前公演、賑わい創出連携事業など) | 13,731千円 |
| ◇チケット管理システム【新規】 | 633千円 |
| ◇シティプラザ事業誌発刊【新規】 | 6,480千円 |

魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり

○ 筑後国府跡歴史公園整備事業

82,365 千円

地域の歴史遺産である国指定史跡「筑後国府跡」に歴史公園を整備する。

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ◇平成27年度公有地化事業
・土地購入費、不動産鑑定手数料など | 74,311千円 |
| ◇平成28年度公有地化に向けての準備
・測量、物件調査など | 3,960千円 |

○ 史跡等環境整備事業

4,139 千円

○ 発掘調査事業

107,694 千円

○ 埋蔵文化財センター事業

2,591 千円

○ 文化財周知事業(くるめ歴史のさと事業)

2,460 千円

○ 文化財保護団体等育成事業

997 千円

○ 坂本繁二郎生家活用事業

633 千円

○ 歴史博物館整備検討事業

11,924 千円

○ 歴史的建造物保存整備事業

2,992 千円

○ 歴史ルートづくり事業

15,104 千円

豊かな歴史・文化・自然を育む高良山と地域資源豊富な耳納北麓エリアを一括的に捉え、「いつでも、何度も訪れたくなる」ルートづくりを推進する。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ◇歴史ルートづくりアドバイザー謝金【新規】 | 33千円 |
| ◇施設管理委託料 | 8,258千円 |

2目 生涯学習センター費

○ 生涯学習センターの管理運営	206,377 千円
○ 生涯学習センター活用事業	8,788 千円
○ 生涯学習センター維持補修事業	16,035 千円

3目 図書館費

○ 図書館整備事業	16,931 千円
○ 図書資料整備充実事業	58,496 千円
○ 図書館福祉サービスボランティア活動促進事業	1,242 千円
○ 子どもの読書環境整備事業	2,901 千円
○ 図書館維持補修事業	3,316 千円

4目 教育集会所費

○ 教育集会所整備事業	18,859 千円
-------------	-----------

5目 田丸複合文化施設費

○ そよ風ホールの管理運営	44,548 千円
○ そよ風ホール活用事業	8,123 千円
○ そよ風ホール維持補修事業	21,536 千円
・下水道切替工事	18,236 千円

6目 城島総合文化センター費

○ インガットホールの管理運営	48,213 千円
○ インガットホール活用事業	8,550 千円
○ インガットホール維持補修事業	39,705 千円
・外壁改修工事	27,146 千円
・直流電源装置整流器改修工事	8,080 千円

7目 城島ふれあいセンター費

○ 城島ふれあいセンターの管理運営	14,742 千円
○ 城島ふれあいセンター維持補修事業	17,025 千円

8目 久留米シティプラザ整備費

賑わいと憩いが調和する「文化」・「活力」創造空間の整備

○ 久留米シティプラザ整備事業	7,240,786 千円
-----------------	--------------

「文化芸術振興の拠点」、「広域交流促進の拠点」、「六ツ門地区の商業拠点」、「賑わい交流の拠点」の4つの機能を併せ持つ、県南の中核都市久留米のランドマーク施設となる複合施設を整備する。

◆施設の概要

・建築名称	久留米シティプラザ
・主要用途	ホテル(劇場)、展示室、会議室、商業施設、広場、練習室(スタジオ)、駐車場
・建築場所	久留米市六ツ門町8番街区および9番街区
・敷地面積	10,672.36m ² (8番街区:6,815.92m ² 、9番街区:3,856.44m ²)
・階数	8番街区 地上6階 地下2階 9番街区 地上5階 地下1階
・建物高さ	最高高さ 40.15m(8番街区:40.15m、9番街区:27.72m)
・構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
・延床面積	34,548.84m ² (8番街区:23,718.95m ² 、9番街区:10,829.89m ²)

◆外観イメージパース



◇久留米シティプラザ整備工事(9番街区)・監理委託(8、9番街区) 1,208,798千円

(平成25年度～27年度 繼続費4,998,042千円)

◇六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業参加組合員負担金 4,912,464千円

◇備品関係(備品購入・作成業務委託) 978,726千円

◇消耗品等 81,260千円

<参考>久留米シティプラザ整備事業(全体) 合計 7,998,450千円

◎六ツ門地区再整備推進事業(8款4項1目に計上) 757,664千円
六ツ門町8番街区の土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図るために実施される市街地再開発事業に対する支援を行う。

◇市街地再開発事業費補助金 756,000千円

◎久留米シティプラザ整備事業(10款6項8目に計上) 7,240,786千円

平成27年度の施設完成を目指し、久留米シティプラザの整備を実施する。

◇久留米シティプラザ整備工事(9番街区)・監理委託(8、9番街区) 1,208,798千円
(平成25年度～27年度 繼続費4,998,042千円)

◇六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業参加組合員負担金 4,912,464千円

◇備品関係(備品購入・作成業務委託) 978,726千円

◇消耗品等 81,260千円

[7項 保健体育費]

1目 保健体育総務費

○ スポーツ大会振興事業	9,246 千円
・紫灘旗全国高校遠的弓道大会	4,256 千円
・久留米国際女子テニス大会	3,000 千円
・西日本地区男女ペアグラウンド・ゴルフ交歓大会	500 千円
○ スポーツ交流推進事業	13,097 千円
・九州オールレディースソフトボール(つつじ杯)大会	500 千円
・筑後川流域クロスロードスポーツ・レクリエーション祭	800 千円
・筑後川Eボートフェスティバル	900 千円
・九州・山口9人制ハーレーボールクラブ'カップ'(アサ'レアカップ)大会	800 千円
・久留米オリンピック	5,600 千円
・菜の花マラソン大会	300 千円
・久留米市スポーツ少年団	2,200 千円
○ 総合型地域スポーツクラブ支援事業	1,538 千円
・総合型地域スポーツクラブ活動支援等事業費補助金	1,100 千円
○ (公財)久留米市体育協会助成	31,996 千円
【新規】 市民スポーツ推進事業	1,471 千円

市民が主体的にスポーツと触れ合う、校区を中心とした新しい仕組みを提供し、気軽にスポーツに楽しめる環境を整備する。

◇スポーツプログラム講師謝金	415千円
◇プログラム告知チラシ・ポスター印刷製本費	600千円

2目 体育施設費

○ スポーツ施設維持管理事業	283 千円
○ 総合武道館整備事業	106,179 千円
久留米スポーツセンター内の体育館及び武道館、弓道場の一体的な改築を福岡県と連携して行い、総合的な体育施設を整備する。	
◇実施設計委託負担金	34,829千円
◇武道館・弓道場解体工事負担金	70,492千円

○ 体育施設維持補修事業	92,450 千円
◇久留米市野球場改修	86,575千円
施設機能の充実のため、トイレ改修、更衣室新設等を行う。	
・監理委託	2,582千円
・改修工事	83,993千円
◇田主丸テニスコート・ソフトボール場照明改修	5,875千円
・設計委託	381千円
・改修工事	5,494千円

3目 学校給食共同調理場費

○ 学校給食共同調理場の運営	413,851 千円
◇中央学校給食共同調理場	329,150千円
・施設維持管理運営委託	237,711千円
・共同調理場施設購入費(割賦払分)	29,588千円
◇田主丸学校給食共同調理場	84,701千円
・学校給食調理等委託	53,866千円

H27年度からの学力向上施策について

【基本的な考え方・視点】

本市においては、家庭状況が厳しい(経済的に厳しい、自己肯定感が低い等)児童生徒が相対的に多い状況を踏まえ、今後の学力向上施策は、「特に家庭状況が厳しい児童生徒へのきめ細かな対応・支援」を中心に行なう。加えて、小学校においては、個々の生徒へのきめ細かな対応を行うための基盤整備として、組織力の強化を図る。

行 [現] 小學校

事業名	事業概要	予算額(千円)	
		25年度	27年度(実)
小学校少人数授業の実現	小学校第3・4学年の1学年級程度が35人を超える学校において、学級数に応じて算定した非常勤講師を、市独自に雇用する。【計13校】	28,979	事業充実
	よりきめ細かい授業を実施するため、学力に課題がある学校に非常勤講師を配置して、学校の実情に応じた少人数授業の多様化分担	42,362	42,362
小学校学習習慣定着支援事業	小学校に学生や地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に学習支援を行い、子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。【全46校】	4,143	継続
	小学校に学生や地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に学習支援を行ない、子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。【全46校】	3,777	3,777

[H27からの事業体系]

事業名	事業概要	予算額(千円)
少人数授業の実施	よりきめ細かい授業を実施するため、学力に課題がある学校に非常勤講師を配置して、学校の実情に応じて少人数授業の多様化(分割or1人)を進める。【計18校】	42,562
事業名	実施年度(宗)	
小学校学習習慣定着支援事業	小学校に学生や地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に学習支援を行い、子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。【全46校】	3,777

〔H27からの事業体系〕

中学校	中学校少人数授業の実行	中学校第1学年の1学級規模が35人を超える学校において、学校が選択した教科の少人数授業を実施するための非常勤講師を、市独自に雇用する。	.18,987	事業シット	
	中学校学習慣定着支援事業	中学校に学生や地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に学習支援を行い、子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。	1,508		
(中学校)	中学校学習慣定着支援事業	中学校に学生や地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に学習支援を行い、子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。	1,508		
	【新規】中学生の学習支援事業(くるめつ子塾)	「学力の定着」と「子どもの居場所づくり」のため、中学生を対象とした無料の学習支援室を設置する。 【H27年度は1箇所設置】	4,860		
	基盤				
	【新規】中学校学力向上コーディネーターの配置	中学校の教務担当主幹教諭を、小中連携教育推進の調整等を行うコーディネーターとして指名し、その職務負担軽減のための非常勤講師を配置する。	5,675	事業シット	
	中学校学習慣定着支援事業	中学校に学生や地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を行い、子どもたちの自学自習の習慣を定着させる。	1,660	継続	
	小学校事業費(合計)	33,122			
	中学校事業費(合計)	26,322			
	小学校事業費(合計)	33,385			
	中学校事業費(合計)	33,385			
	事業費総額	59,444			
	事業費総額	80,204			
	増額	20,760			

第10号議案

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表
に対する同意について

上記の議案を提出する。

平成27年2月23日

教育長 堤 正則

提案理由

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表について、福岡県教育委員会から本市の結果を公表することへの同意を求められたため、これに同意しようとするものである。

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表に対する同意について

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表について、福岡県教育委員会から提示された下記の方法による本市の結果の公表について、同意する。

記

1 内容・形式

(1) 市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの体力合計点の平均値を棒グラフで示す。棒グラフは、当該市町村、福岡県、全国の体力合計点の平均値の3本を小・中学校男女別に並べた形とする。

なお、1町村1小学校あるいは1中学校（分校は本校に含む）については、学校を特定した結果公表の掲載につながることから、当該学校区分については掲載の対象としない。

(2) これまでの取組の成果が体力の状況に表れている市町について、小・中学校男女別の体力合計点と全国平均値の推移を折れ線グラフで示す。その際、他の市町村の参考として当該取組の内容を紹介する。

(3) (1)及び(2)の公表に加えて、今回の調査結果全般にわたってさまざまな視点から分析した結果を示す。

2 公表方法

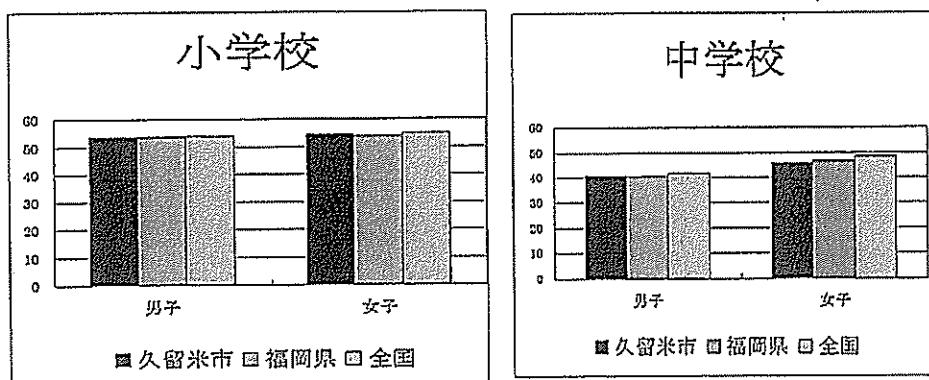
1の内容を福岡県教育委員会が例年3月に作成する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果報告書」に盛り込み、これを福岡県のホームページに掲載することをもって公表とする。

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表について

1 市町村別結果公表についての判断

- (1) 本市の第2期教育改革プランにおいては、4つの具体的目標のひとつである「健やかな体の育成」の取組目標として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力の合計点を全国平均以上とすることを掲げている。
- (2) 第2期教育改革プランの進捗状況は、毎年度、教育委員会及び市議会教育民生常任委員会に報告しており、そのなかで本市の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点を全国平均との比較の形で掲載している。
- (3) このように、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市の体力合計点については、全国学力・学習状況調査の平均正答率のように保護者へ配布したり市のホームページに掲載したりして積極的に公表しているものではないが、数値を公開している状態にあるといえる。
- (4) したがって、今回の県教育委員会からの市町村別の結果公表については同意することが妥当であると考える。

2 本市の体力合計点を棒グラフ化した場合のイメージ



「公印省略」

26教体第4289号
平成27年2月9日

関係市町教育委員会教育長 殿
(小学校・中学校ともに1校の市町村以外の市町村)

福岡県教育委員会教育長

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の
市町村別結果の公表に係る意向確認について（照会）

福岡県教育委員会では、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表について」（別紙1）に基づき、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果を公表することとしました。

については、別紙1の「1 内容・形式」の(1)に基づき貴市町の結果を公表することについて、意向を確認したいので、補足資料（別紙2）に留意いただき、様式1又は様式2より回答文書を作成の上、平成27年3月3日（火）までに本課へ提出くださいようお願いします。

なお、中学校が1校のみ（分校を除く）の町村におかれでは、中学校については、結果公表の対象とはいたしませんので、小学校に関して回答をお願いします。

おって、別紙1の「1 内容・形式」の(2)に基づく意向確認（取組の成果が体力の状況に表れている市町村）については、該当市町村教育委員会に対して、別途行いますので申し添えます。



問い合わせ先

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課
体育・健康教育班 担当 中野 一成
Tel 092-643-3923 Fax 092-643-3926
E-mail nakano-k7960@pref.fukuoka.lg.jp

(別紙 1)

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表について

平成 27 年 2 月
福岡県教育委員会

福岡県教育委員会は、本県の体力向上施策について県民の理解と協力を得るため、下記により、市町村名を明らかにした調査結果を当該市町村教育委員会の同意を得た上で公表する。

記

1 内容・形式

- (1) 市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの体力合計点の平均値を棒グラフで示す。棒グラフは、当該市町村、本県及び全国の体力合計点の平均値の 3 本を小・中学校男女別に並べた形とする。
なお、1 町村 1 小学校あるいは 1 中学校（分校は本校に含む）については、学校を特定した結果公表の掲載につながることから、当該学校区分については掲載の対象としない。
- (2) これまでの取組の成果が体力の状況に表れている市町について、小・中学校男女別の体力合計点と全国平均値の推移を折れ線グラフで示す。その際、他の市町村の参考として当該取組の内容を紹介する。
- (3) (1) 及び (2) の公表に加えて、今回の調査結果全般にわたって様々な視点から分析した結果を示す。

2 公表方法

1 の内容を県教育委員会が例年 3 月に作成する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果報告書」に盛り込み、これを福岡県のホームページに掲載することをもって公表とする。

(別紙2)

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の
公表について（平成27年2月9日26教体4289号）

一 補足資料 一

- 1 市町村別結果の公表は、別紙1の「1 内容・形式」を、県教育委員会が毎年3月に作成している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果報告書」に盛り込み、福岡県のホームページに掲載する形で行います。
- 2 別添資料は、例年の同報告書の「II 調査結果の概要」部分に、平成26年度の市町村別結果（7ページの棒グラフ及び8ページの折れ線グラフ）を加えた後の出来上がりイメージです。
- 3 7ページが別紙1の「1 内容・形式」の(1)に、8ページが同じく(2)にそれぞれ該当します。
- 4 7ページは3市町分、8ページは1市分の小学校のグラフを掲載していますが、実際には同意を得た市町のグラフを全て掲載します。
また、8ページについては、小学校、中学校を分けて掲載します。
- 5 今回、同意の可否を判断していただく対象は、7ページの内容・形式で市町村名を明らかにした調査結果を公表することについてです。
- 6 8ページの内容・形式による公表に対する同意確認文書は、該当する市町村教育委員会に別途照会します。

**平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査
調査結果報告書**

I 調査の概要

1 調査の目的

- (1) 子供の体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子供の体力の状況を把握・分析することにより、子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各公私立学校が各児童生徒の体力や運動習慣、運動・スポーツに対する意識等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査対象の児童生徒

- 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象。
 小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年
 中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年
 ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障害等の状態を考慮して、参加の是非を判断する。

3 調査事項

(1) 実技に関する調査

実技種目(小・中各8種目)	
握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン【中学校は持久走(男子1500m、女子1000m)との選択可】、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ【中学校はハンドボール投げ】	

(2) 質問紙調査に関する調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査
運動意欲、運動習慣、運動環境、体育科・保健体育科の学習状況等に関する調査	体力向上に関する取組、体育科・保健体育科の学習指導状況等に関する調査

4 調査実施時期

- (1) 実技調査：平成26年5月から7月末まで
- (2) 質問紙調査：調査票到着から7月末まで

5 調査参加状況(政令指定都市を含む公立学校)

小学校	標本数	中学校	標本数
男 福岡県	22,278	男 福岡県	21,383
子 全国	550,573	子 全国	513,440
女 福岡県	21,582	女 福岡県	19,857
子 全国	526,222	子 全国	486,975

II 体力・運動能力の調査結果の概要

1 体力・運動能力の調査結果の概要

平成26年度	小学校男子	小学校女子	中学校男子	中学校女子
福岡県体力合計点平均値	53.62	53.99	40.66	46.85
全国体力合計点平均値	53.91	55.01	41.74	48.66
全国平均値との差	-0.29	-1.02	-1.08	-1.81

※ 体力合計点：児童生徒の実技8種目の合計点（10点×8種目＝80点）

2 体力・運動能力に関する調査の結果（全体の状況）

（1）全国の状況

- 体力合計点の推移については、小学校・中学校の男女すべてにおいて、過去の調査と比較して大きな変化は見られなかったが、小学校女子においては、調査を開始した平成20年度以降、最も高かった。

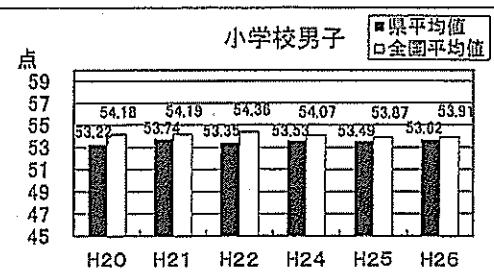
（2）福岡県の状況

- 本県の体力合計点平均値について、小学校女子及び中学校男女は、悉皆調査が行われた4回の中で最高値であった。
- 本県の体力合計点平均値と全国平均値との差は、小学校・中学校の男女すべて、悉皆調査において徐々に縮まり、今回が最小値であった。
- 小学校男女及び中学校男女ともに、県平均値は、全国平均値と比較して低かった。

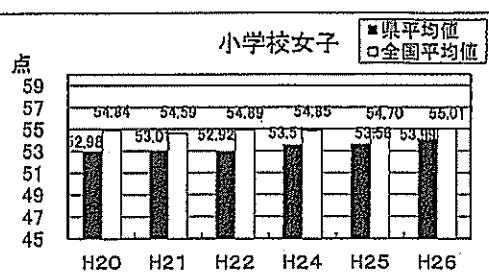
※ 平成20年度から実施されている本調査については、平成20・21・25・26年度は悉皆調査、平成22・24年度は抽出調査であった。なお、平成23年度は震災の影響により国が調査を実施しなかった。

3 これまでの調査結果から（体力合計点平均値の推移）

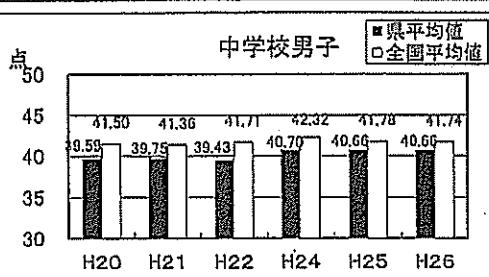
	年度	県平均	全国平均	差
		H20	53.22	54.18
小学校 男子	H21	53.74	54.19	-0.45
	H22	53.35	54.36	-1.01
	H24	53.53	54.07	-0.54
	H25	53.49	53.87	-0.38
	H26	53.62	53.91	-0.29



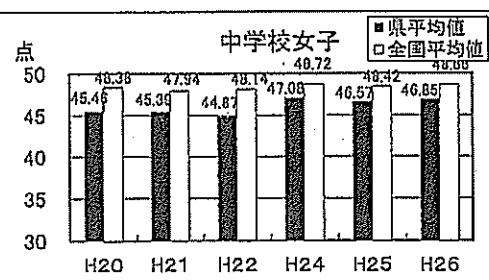
	年度	県平均	全国平均	差
		H20	52.98	54.84
小学校 女子	H21	53.01	54.59	-1.58
	H22	52.92	54.89	-1.97
	H24	53.51	54.85	-1.34
	H25	53.58	54.70	-1.12
	H26	53.99	55.01	-1.02



	年度	県平均	全国平均	差
		H20	39.59	41.50
中学校 男子	H21	39.75	41.36	-1.61
	H22	39.43	41.71	-2.28
	H24	40.70	42.32	-1.62
	H25	40.66	41.78	-1.12
	H26	40.66	41.74	-1.08



	年度	県平均	全国平均	差
		H20	45.46	48.38
中学校 女子	H21	45.39	47.94	-2.55
	H22	44.87	48.14	-3.27
	H24	47.08	48.72	-1.64
	H25	46.57	48.42	-1.85
	H26	46.85	48.66	-1.81



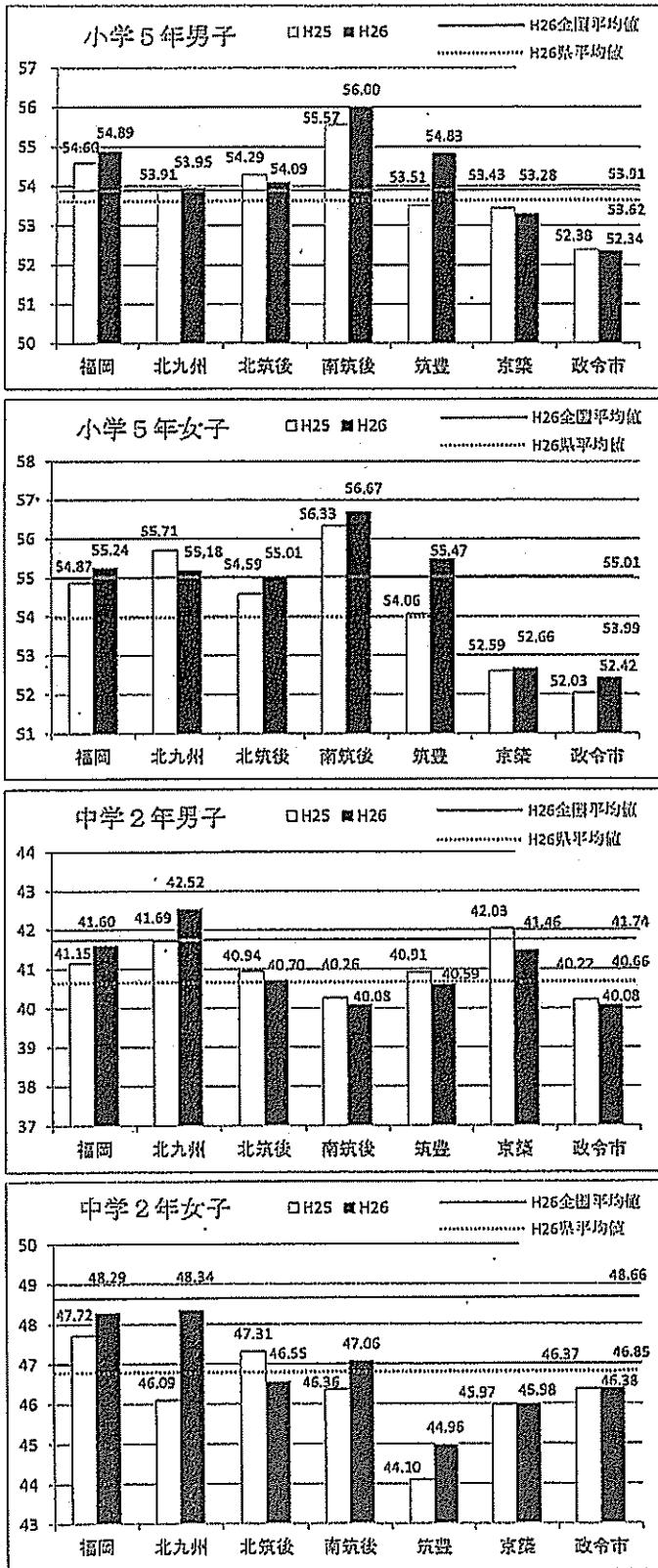
〈小学校〉

- 平成20年度との比較では、体力合計点について、男子が0.40点、女子が1.01点向上した。また、平成20年度における全国平均値との差が縮まった。

〈中学校〉

- 平成20年度との比較では、体力合計点について、男子が1.07点、女子が1.39点向上した。また、平成20年度における全国平均値との差が縮まった。

4 教育事務所・政令市の状況



※ 県内を 6 つの教育事務所と政令市（福岡市・北九州市）の 7 つの地区に分けて分析した。

〈本年度における全国との比較〉

- ・小学校男女ともに、南筑後は全国平均を大きく上回っている。
- ・中学校では、北九州の男子のみが全国平均を上回った。

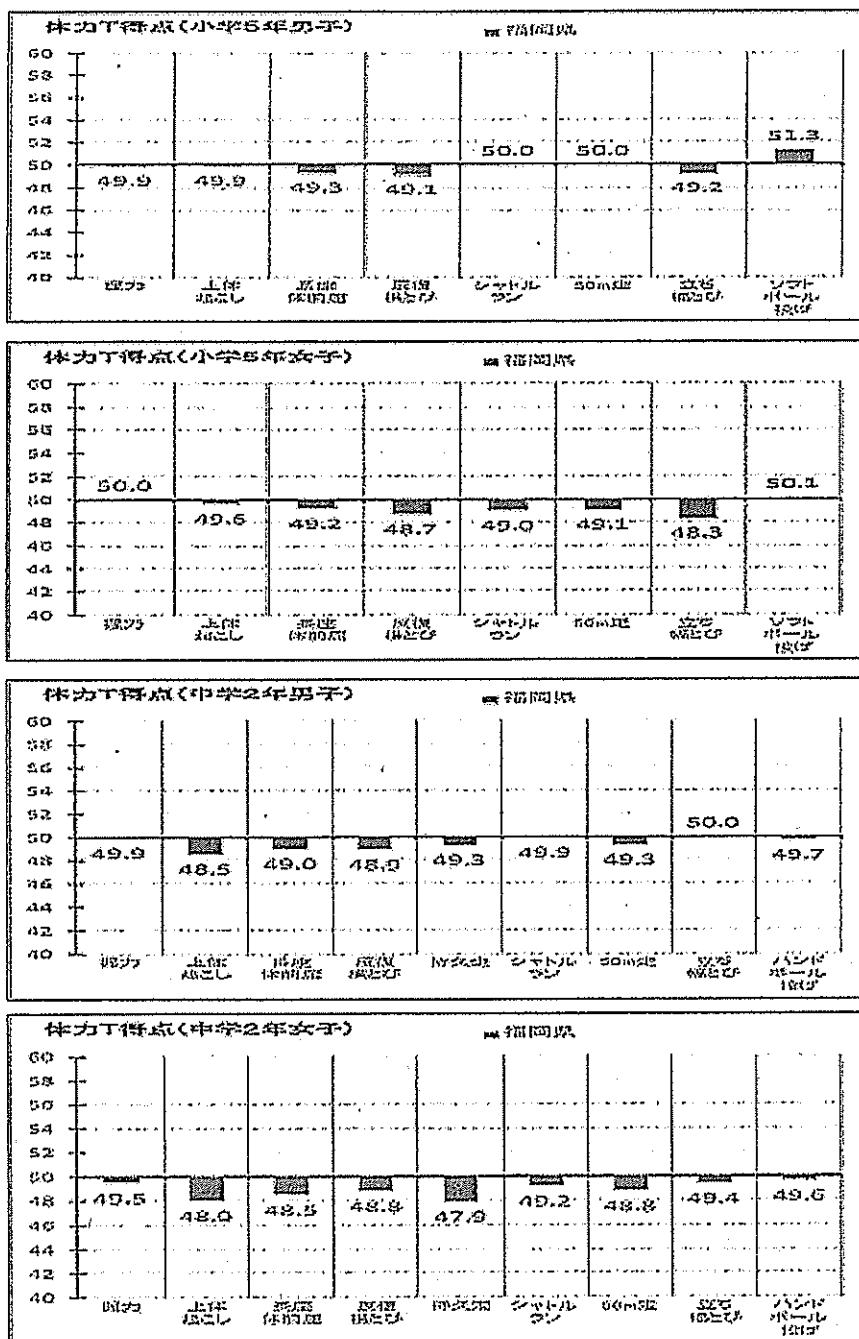
〈昨年度からの伸び〉

- ・小学校では、男女ともに筑豊が大きく伸びた。
- ・中学校では、男女ともに北九州の伸びが大きかった。

〈各地区の最大最小の差〉

- ・小学校及び中学校の男子においては、昨年度との比較では、7つの地区間の最大最小の差は、広がった。
- ・小学校及び中学校の女子においては、昨年度との比較では、7つの地区間の最大最小の差は、縮まった。

5 各種目の状況 (T得点)

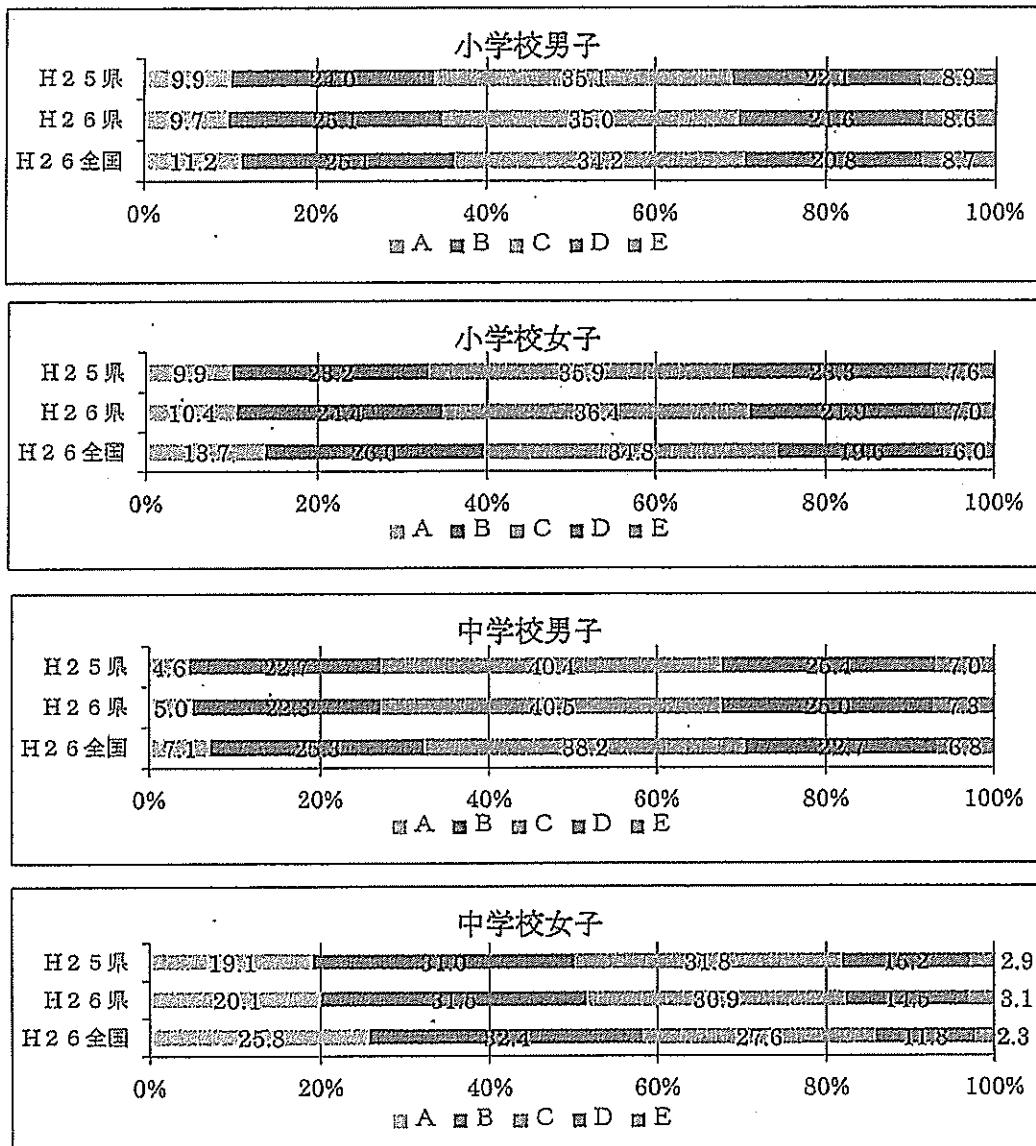


※ T得点：全国平均値に対する相対的位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較することができるもの。（全国平均値を50点とする）

〈本県の状況〉

小学校男女のソフトボール投げは、全国平均値を上回っている。小学校女子の反復横とび・立ち幅とび、中学校男子の上体起こし・反復横とび、中学校女子の上体起こし・長座体前屈・反復横とび・持久走・50m走は、全国平均値から1点以上下回っている。

6 県全体の総合評価の状況



※ 総合評価：個人の体力合計点を該当年齢区分の中で段階的に評価したもの

[例] 小学校5年生においては、65点以上がA、58～64点がBなど（男女共通）

〈A+Bの値について〉

- ・昨年度と比較すると、小学校男女及び中学校女子において、A+Bの値が向上している。しかしながら、いずれも全国平均を下回っており、特に、中学校女子では、6.6%の差が見られる。

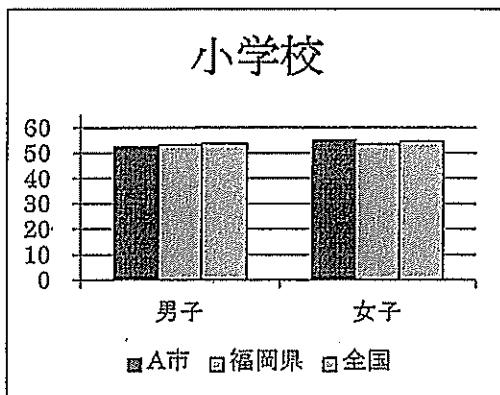
〈D+Eの値について〉

- ・昨年度と比較すると、小学校男女、中学校男女子すべてにおいて、D+Eの値が減少している。しかしながら、いずれも全国平均を上回っている。

7 市町村別の状況

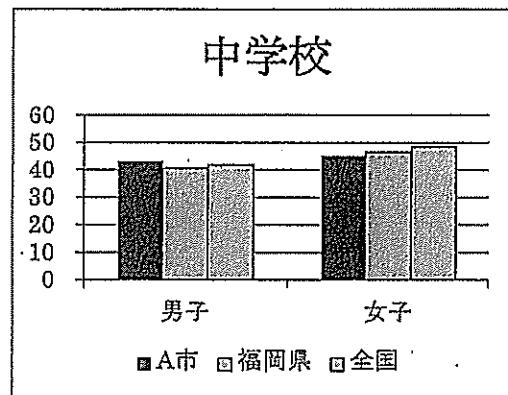
○ 市町村別の体力合計点平均値の状況

【A市】

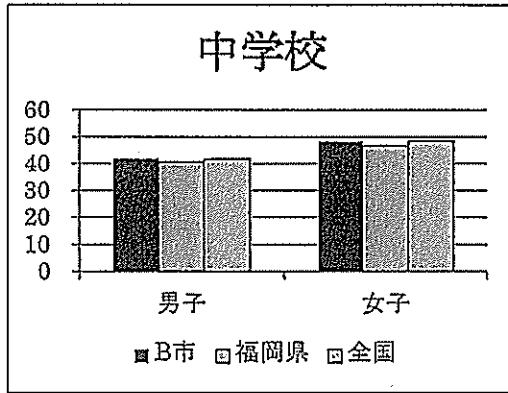
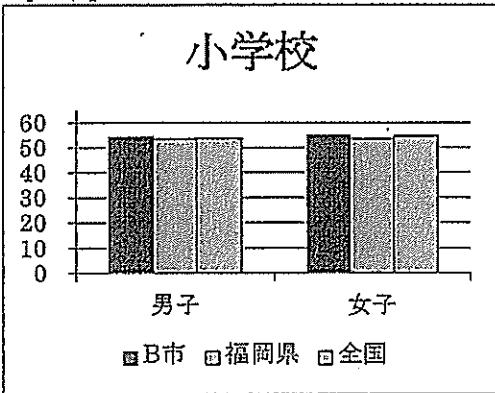


※同意を得た市町村のみ掲載

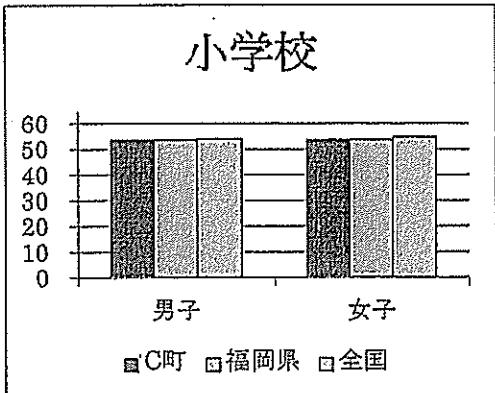
県教育委員会としては、市町村立学校別の公表はしないため、市町村内の学校数が1小学校、1中学校である場合は公表しない。



【B市】



【C町】



※町立中学校が1校のため、公表しない。

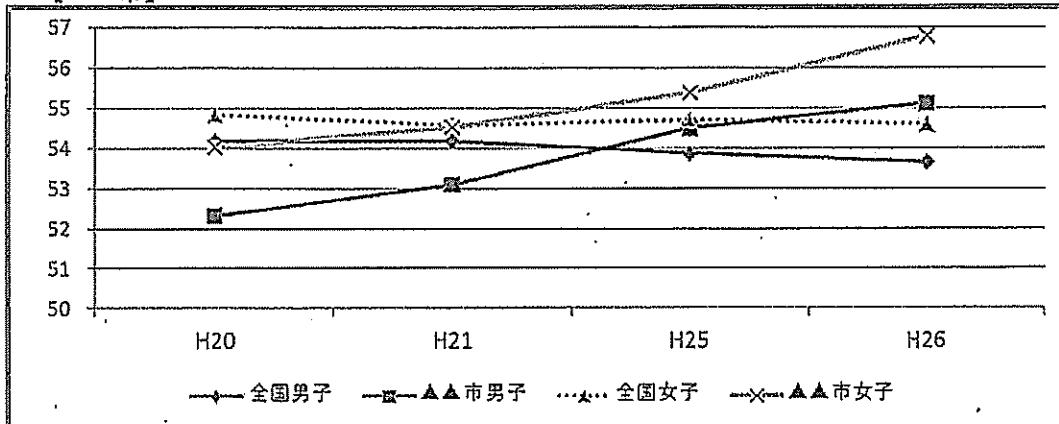
※ 体力合計点については、実技8種目の合計点を示しているが、小学校と中学校では基準点が異なる。
また、それぞれの男女においても基準となる記録の値が異なる。

○ 取組の成果が見られる市町村の状況（体力合計点の経年比較）

※ 頗著な改善が見られる又は良好な結果を維持している
市町村のうち、同意を得られた市町村のみ表示
※ 標本数が少ない H22・24 の抽出調査は除く

◆小学校◆

【▲▲市】



【成果に繋がった取組の内容】

III 児童生徒質問紙に関する調査結果の概要

※質問項目と体力の相関等について、全国、県、地区別の分析

IV 学校質問紙に関する調査結果の概要

※質問項目と体力の相関等について、全国、県、地区別の分析

(様式 1)

文 書 番 号
日 付

福岡県教育委員会教育長 殿

(発 信 者 名) ㊞

平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の
公表について（回答）

平成 27 年 2 月 9 日 26 教体第 4289 号で照会のあった標記の件について、同
意します。

議案 10 - 資料 14

(様式 2)

文 書 番 号
日 付

福岡県教育委員会教育長 殿

(発 信 者 名) ㊞

平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等の市町村別調査結果の
公表について（回答）

平成 27 年 2 月 9 日 26 教体第 4289 号で照会のあった標記の件について、下
記の理由により同意しません。

記

(理由)

.....
.....
.....

議案10-資料15

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.1.21からH27.2.13受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年3月14日(土)～平成27年5月10日(日)	春の特別展「ワク！どき！ジャングル大冒険～知恵と勇気で生き残れ！～」	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館 1階特別展示室	後援	学校教育課
2	平成27年3月21日(土)	第8回城島こどもフェスティバル	インガットホール活用実行委員会	久留米市城島総合文化センター インガットホール	後援	城島総合支所文化スポーツ課
3	平成27年2月2日	第53回 筑久紫古典園芸園	筑久紫古典園芸園協会	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
4	平成27年2月14日	平成26年度「第32回 楽しい幼児の音楽祭」	久留米幼児音楽研究協議会	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課
5	平成27年2月22日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	サンライフ久留米	後援	生涯学習推進課
6	平成27年3月7日	第4回 ゴスペルfor 3.11チャリティーコンサート	ゴスペル for 3.11 実行委員会	久留米ベテルキリスト教会	後援	生涯学習推進課
7	平成27年4月16日～19日	講座「7ヶ国語で話そう」	ヒッポファミリークラブ久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
8	平成27年4月25日	映画「遺言」プロジェクト久留米実行委員会	映画「遺言」プロジェクト久留米実行委員会	えーるピア久留米	後援★	生涯学習推進課
9	平成27年5月1日	歌の会(春季定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六つ門	後援	生涯学習推進課
10	平成27年5月3日	久留米児童合唱団第44回定期演奏会	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
11	平成27年5月10日	第49回わたしのお母さん絵画コンクール	毎日新聞西部本社	博多阪急	後援	生涯学習推進課
12	平成27年5月17日	作品演奏会「作曲家 田村徹と音楽の仲間たち」	音楽家集団「ムジカ耳納」	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課

久留米スポーツセンタ一体的改築について

1. 目的

福岡県立久留米スポーツセンタ一体的改築、久留米市武道館及び久留米市弓道場の老朽化に伴い、体育館、武道館及び弓道場の機能を備えた総合体育館として一体的に改築するもの。

2. 規模

建築面積 約14,000m²

延床面積 約17,000m²

施設		区分	現状	現計画規模
1階	メインアリーナ	規模	バスケ2面(公式) (バスケ3面(公式))	
		観客席(固定)	1,384席	3,000席程度
	サブアリーナ	規模	—	バスケ1面(公式)
		規 模	1面(公式)	4面(公式)
	畠敷道場	観客席(固定)	—	250席程度
		規 模	2面(公式)	4面(公式)
	板張道場	観客席(固定)	—	250席程度
		規 模	268m ²	200m ²
	研修室	規 模	80m ²	120m ²
	事務室	規 模	—	—
2階	弓道場	近的	12人立	12人立(可動式) (遠的、近的一体型)
		遠的	—	
	トレーニング室	規 模	145m ²	330m ²
	研修室	規 模	—	300m ²

※駐車台数については、平地で200台程度の予定。

3. 事業費(概算)

基本・実施設計等委託料 約2億円

解体・改築工事 約78億円

*県・市それぞれの専有部分の面積割合に応じて按分する。

概ね、県:久留米市=2:1

4. スケジュール(予定)

平成26~27年度:設計業務(基本設計・実施設計)

平成27年11月:既存施設解体工事(体育館、武道館、弓道場)

平成28~29年度:建設工事(竣工後供用開始)

北筑後地区公共図書館等協議会広域利用協定に基づく広域利用について

1 目的

北筑後地区公共図書館等協議会を構成する市町村が設置する図書館等において広域利用協定を締結し、行政区域を越えて図書資料の個人貸出を行うことによって、構成市町村相互の図書館等の広域利用を促進し、住民の教養の向上及び文化の発展に寄与するもの

2 概要

(1) 対象図書館等

構成市町村である、久留米市・小郡市・うきは市・朝倉市・大刀洗町・筑前町・東峰村（4市2町1村）が設置する図書館及びこれに準じる図書室など

(2) 対象者

構成市町村内に住所を有する者

(3) 内容

対象者が、それぞれ構成市町村の利用条例・規則に基づいて、図書館等で利用（登録）カードを作成し、貸出などの手続きを行うもの

(4) 費用

広域利用に伴う費用は、それぞれの構成市町村が負担する

3 時期

平成27年4月1日（予定）

4 参考

久留米市立図書館の登録要件は「市内居住者または市内通勤・通学者」であり、また、平成12年度から久留米広域市町村圏（久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町）での、平成21年度から三市一町広域利用圏域（久留米市・小郡市・鳥栖市・基山町）での広域利用を既に行っている。

今回の協定締結により、久留米市にとって朝倉市・筑前町・東峰村との相互利用が広がり、併せて6市4町1村の広域利用となる。

広域利用できる市町村立図書館等のご案内

平成27年1月29日現在

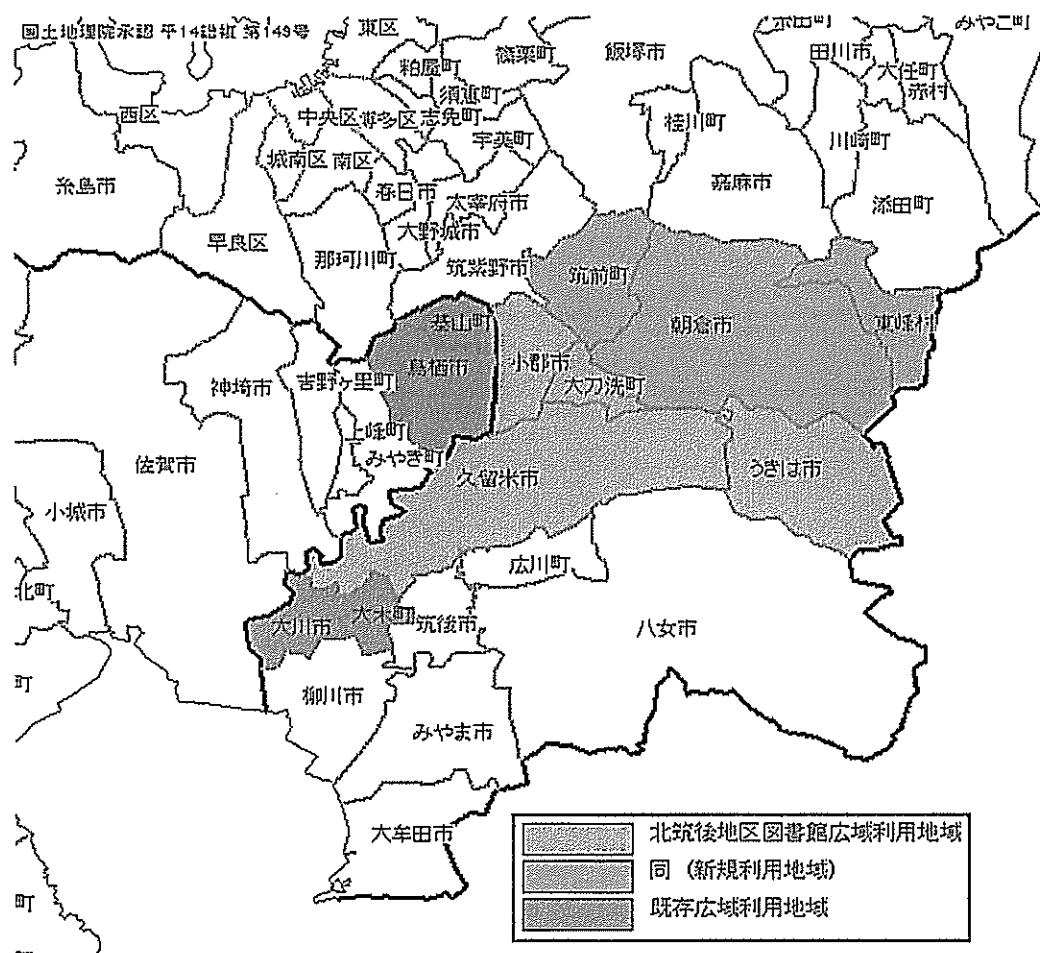
名 称	所 在 地	電 話 番 号	開 館 時 間	休 館 日
久留米市中央図書館	久留米市野中町970番地1	0942-38-7110	火曜～金曜 10時～20時 3階ライブラリ 10時から18時 土、日、祝 休日 10時～18時	月曜日（祝・休日の場合は開館） 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市六ツ門図書館	久留米市六ツ門町3番地11	0942-39-5620	火曜～土曜 10時～20時 日、祝・休日 10時～18時	月曜日（祝・休日の場合は開館） 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市甲王丸図書館	久留米市 甲王丸町甲王丸770番地1	0943-73-4031	火曜日から日曜日 10時～18時	月曜日 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間 年末年始 特別整理期間
久留米市城島図書館	久留米市城島町椿津1番地1	0942-62-1777	火曜日から日曜日 10時～18時	月曜日 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市北野図書館	久留米市北野町中3253番地	0942-25-1151	火曜日から日曜日 10時～18時	月曜日 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間 年末年始 特別整理期間
久留米市三潴図書館	久留米市 三潴町玉瀬2949-1	0942-64-6010	火曜日から日曜日 10時～18時	月曜日 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市 筑邦市民センター図書室	久留米市 大曾寺町宮本165-6	0942-27-4210	火曜日から金曜日 10時～20時 土、日、祝 休日 10時～18時	月曜日 毎月第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市耳納市民センター 多目的棟図書室	久留米市 菩導寺町飯田202-1	0942-47-0995	火曜日から金曜日 10時～20時 土、日、祝・休日 10時～18時	月曜日 第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市くるるん 図書コーナー	久留米市 天神町8-1リベル6F	0942-34-5570	月曜日から日曜日 10時～18時	第4木曜日 年末年始 特別整理期間
久留米市男女平等推進セン ター図書情報ステーション	久留米市 鐵訪野町1830-6 えーるピア久留米内	0942-30-7801	月曜日から土曜日 9時30分～20時 日曜日 9時30分～17時30分	月の末日・祝日・休日 第4木曜日 年末年始 特別整理期間
小都市図書館	小都市大坂町136-1	0942-72-4319	10時～18時 金曜日 10時～20時	第1・第3月曜日、最終水曜日 年末年始 特別整理期間
小都市ふれあい館 三国図書室	小都市三沢4196番地1	0942-75-3392	9時～17時 (13時～14時休憩)	第3日曜日（ふれあい館三国休館日） 年末年始 定期休業日
つまは市図書館	つまは市朝田582-1	0943-77-3050	通常 年加算賃料～年賃料 休館 年加算賃料～年賃料	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日） 年末年始 特別整理期間
朝倉市中央図書館	朝倉市甘木198-1	0946-22-3059	10時～18時	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日） 図書整理日 年末年始 特別整理期間
朝倉市あさくら図書館	朝倉市吉野1997	0946-52-3434	10時～18時	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日） 図書整理日 年末年始 特別整理期間
朝倉市はき図書館	朝倉市杷木池田483-1	0946-63-3178	10時～18時	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日） 図書整理日 年末年始 特別整理期間
筑前町図書館	朝倉郡筑前町佐原373	0946-42-3624	平日 10時～19時 土、日、祝日 10時～17時	月曜日 年末年始 特別整理期間
筑前町めくばーる図書館	朝倉郡筑前町久光951-1	0946-24-7100	平日 10時～19時 土、日、祝日 10時～17時	火曜日 年末年始 特別整理期間
大刀洗町図書館	三井郡 大刀洗町大字福多819	0942-41-6111	火、水、金 10時～18時 木 10～19時 土、日、祝日 10時～18時	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日） 年末年始 特別整理期間
東峰村宝珠山公民館図書室	東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2301	8時30分～17時15分	年末年始 土 日 祝
東峰村小石原公民館図書室	東峰村大字小石原941の 9	0946-74-2235	8時30分～17時15分	年末年始 土 日 祝

図書館等広域利用にあたってのお願い

1. 開館日時や利用方法はそれぞれの図書館等によって異なります。詳しいことは、利用したい図書館にお尋ねください。
2. 初めて本を借りる方は、住所が確認できるもの(健康保険証、免許証、学生証など)をお持ちください。
3. 本を借りるための貸し出しカード(利用者カード)は、利用する図書館ごとに必要になります。
4. 借りた本は、借りた市町村の図書館に直接お返しください。
5. 利用にあたっては、各図書館のルールを守ってください。

■公共図書館広域利用圏域

開始年度	久留米広域圏	三市一町広域利用圏域	北筑後地区広域利用圏域
	H12	H21	H27
久留米市	○	○	○
小郡市	○	○	○
うきは市	○		○
大刀洗町	○		○
大川市	○		
大木町	○		
鳥栖市		○	
基山町		○	
朝倉市			○
筑前町			○
東峰村			○
6市4町1村	4市2町	3市1町	4市2町1村



第2期久留米市教育改革プランの概要と進捗状況について

1 第2期久留米市教育改革プランの概要について

(1) 久留米の教育目標 **未来を担う人間力を身につけた子どもの育成**

「人間力」とは、「生きる力（自ら学び、自ら考える力など）」をさらに発展させ、具体化したものとして、「自立した一人の人間として力強く生きていくと共に、社会の一員として役割を果たすことができる総合的な力」と位置づけます。

このような「人間力」を身に付けた、未来を担う子どもたちの育成を図ることを、久留米市における学校教育の目標とします。

(2) 教育改革の目標 **「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かって**

子どもたちが「学力」をはじめとした「人間力」の習得を通じて、「学びあう仲間」や、知らないことを知り、できなかつたことができるようになるという「学びの喜び」、そして、それを活かした「自尊感情」を高めることを目指して、子どもが「笑顔」で学んでいけるよう、家庭・地域・学校が連携して教育改革に取り組んでいきます。

(3) 具体的目標

具体的目標1 「健やかな体」の育成

- 家庭や地域と連携した生活習慣の確立等により、子どもたちの身体的健康を育みます。
- 障害のある子どもや医療的なケアが必要な子どもについては、安心して教育を受けられるよう、必要な支援体制を構築します。

具体的目標2 「豊かな心」の育成

- 自分の存在を肯定し大切に思える心や、自分の大きさと共に他者の大きさを認め共感・協調していく心、感動する心等の豊かな心を育みます。
- 安心して学べる雰囲気作りや、不登校やいじめ、非行等への対策、携帯電話等に関するモラル教育などを通じて、子どもたちの自立心の育成や社会性の向上に取り組みます。

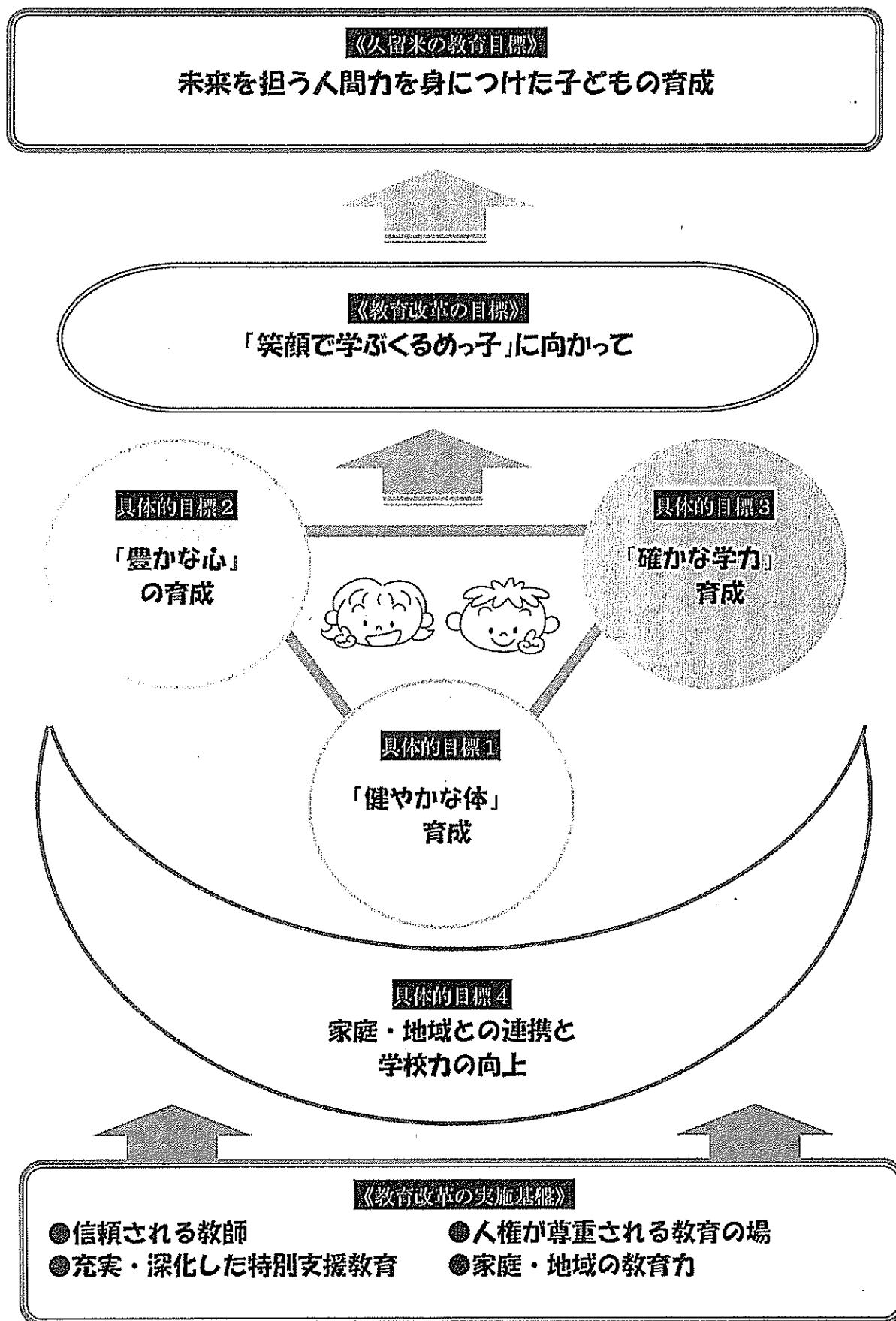
具体的目標3 「確かな学力」の育成

- 基礎的な知識及び技能を習得させると共に、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を身に付けた子どもを育てます。
- 障害のある子どもの自立や社会参加を目指して、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行えるよう、特別支援教育の充実・深化を図ります。

具体的目標4 家庭・地域との連携と学校力の向上

- 具体的目標1～3を身に付けた子どもを育てる取組を進めるため、教師の実践的指導力の育成・向上を通じて、学校教育の経営体制の整備を図ります。
- 家庭・地域・学校が連携・協働し、一体的に子どもたちの教育の充実を進めるため、家庭・地域の教育力向上を促進するなど、「笑顔で学ぶくるめっ子」を育むための環境づくりに努めます。

(4) 第2期久留米市教育改革プランの概要図



(5) 具体的施策及び目標達成に必要な役割

教育改革の目標を達成するために必要な役割について、家庭・地域、教師・学校、教育行政（教育委員会）の各視点から整理しました。

【「健やかな体」の育成】のための具体的施策

①食育の充実

重点施策 ○ P T A 活動による食育の啓発活動の推進

一般施策 ○ 食育プログラムの研究推進

○ 学校給食を活用した食育の推進

②体育的活動の推進

重点施策 ○ 体力向上のための実践事例研修会等の実施

一般施策 ○ 部活動への外部指導者の活用推進

○ 中体連の運営費や各種大会等への助成

○ 学校における保健衛生活動の推進

③障害のある子どもへの医療的支援

重点施策 ○ 特別支援学校への看護師の配置

一般施策 ○ 児童生徒への訪問看護への助成

【「健やかな体」の育成】のために必要な具体的役割

家庭・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 家族での食事や早寝・早起きなど基本的な生活習慣を家庭生活の中で身に付けさせる。○ 運動や外遊びを親子一緒に取り組んだり、会話したりすることによって、生涯における健康増進への意識を促進させる。○ 地域の体育的活動や食に関わる活動の充実を図り、家庭で積極的に参加する。
教師・学校の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 学校給食を活用し様々な教育活動で食育を推進する。○ 毎日の健康観察と定期的な健康診断により、子どもの健康状態を把握し疾病等の早期発見に努める。○ 子どもたちに生涯を通して運動に親しむ態度を身に付けさせることができるよう体育・保健体育の授業を充実する。○ 特別活動、体育・保健体育の授業など発達段階に応じて、健康増進や体力の重要性についての正しい知識を習得させる。○ 「体力テスト」の実施など、児童生徒の実態を踏まえ、計画的に体力向上を行う。○ 休み時間などを利用しての外遊びの奨励や部活動の活性化を図る。
行政施策の考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 学校給食の円滑な実施を図りながら、食に関する教育活動を行う。○ 学校、家庭や地域が連携した食に関する啓発事業を促進する。○ 健康診断など保健衛生への支援、指導助言を行う。○ 体育・保健体育の授業や部活動などへの支援、指導助言を行う。○ 関係機関・学校医等と連携し、障害のある子どもたちの学校生活に必要な支援を行う。

【「豊かな心」の育成】のための具体的施策

①道徳性・社会性の形成

重点施策 ○野外での集団活動等の推進

一般施策 ○中学校における職場体験学習の推進

○情報モラル教育の推進

②文化・芸術活動の推進

一般施策 ○中文連の運営費への助成

○石橋美術館鑑賞事業

③不登校の予防と対策

重点施策 ○スクールソーシャルワーカーの配置

○生徒指導充実事業（専任生徒指導教員の配置）

一般施策 ○スクールカウンセラーの配置 ○不登校対策連絡会の充実

○生徒指導サポーターの配置

○不登校改善プログラムの実施

○適応指導教室の設置

○不登校児童生徒訪問指導

④問題行動の予防と対策

一般施策 ○健全育成指導の充実

○生徒指導連絡協議会助成

○立ち直り支援の実施

⑤人権・同和教育の充実

重点施策 ○人権・同和教育実践研究指定

一般施策 ○学校人権・同和教育事業

【「豊かな心」の育成】のために必要な具体的役割

家庭・地域の役割	○基礎的な家族関係を構築する。 ○基本的な生活習慣や礼儀・マナー等を身に付ける取組を徹底する。 ○保護者同士や地域とのつながりを構築する。 ○道徳性を育む地域での交流や体験活動を行う。
教師・学校の役割	○安心して学べる魅力ある学級・学校づくりを行う。 ○自他を尊重する人権認識を育てる人権・同和教育の充実を図る。 ○規範意識や自尊感情、思いやりの心などの道徳性を培う道徳教育の充実を図る。 ○不登校・いじめ・問題行動等への的確な対応を行う。 ○職業観・勤労観を育てるためのキャリア教育の充実や感動する心や協調・協働する心を育てるための体験活動の充実を図る。
行政施策の考え方	○道徳の時間をはじめとする、各学校での授業充実や円滑な学級経営に向けた指導助言を行う。 ○社会性を育むための集団活動に必要なバス賃借など、基礎的な条件整備を行う。 ○文化・芸術に関する教育活動への支援や部活動への支援などをを行う。 ○不登校問題等への対応するための相談体制の構築や関係機関との連携、復帰支援の取組など、学校等に対する人的支援を行う。 ○人権・同和教育について、学校での教育活動に対する指導助言や、人権が尊重される学校づくりを目指した実践研究の推進を図る。

【「確かな学力」の育成】のための具体的施策

①きめ細かな指導

重点施策 ○学習習慣定着支援事業 ○小中学校学力実態調査の効果的活用

一般施策 ○小・中・高等学校少人教授業の実施

○高等学校学習熟度別授業の実施

②障害のある子どもへの自立支援

一般施策 ○特別支援教育支援員活用事業 ○通級指導教室の充実

○障害児教育進路指導事業

③学校図書館の充実

一般施策 ○学校図書館の蔵書充実 ○学校図書館の人的体制の整備

○市立図書館との連携

④「くるめ学」の充実

一般施策 ○「くるめ学」実践事例集の発行 ○「くるめ学サミット」の開催

○「くるめ学」副読本の改訂

⑤理科教育・外国語教育の充実

一般施策 ○理科教育センター事業 ○外国語指導助手活用事業

【「確かな学力」の育成】のために必要な具体的役割

家庭・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">○家庭での基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る学習習慣を確立する。○子どもの学力状況を把握し、よりよく学ぶための支援をする。○身近な自然体験・社会体験などの中で知的好奇心・向上心を育むような場を演出する。○人生の先輩として、大人になり社会に役立つことの大切さを伝える。
教師・学校の役割	<ul style="list-style-type: none">○授業の質の向上により、基礎的・基本的な知識・技能の習得や活用力の育成を図る。○身に付けた知識・技能の活用や、「くるめ学」をはじめとする総合的な学習の時間での探究的な学習活動で、思考力・判断力・表現力等を育成する。○学習規律の確立やノートづくりの指導などを通じ、家庭と連携して学習習慣の確立を図る。○子どもたちに自己の生き方について考えさせたり「学ぶ意義」をつかませたりするような学習を展開する。○子どもが落ち着いて学習に集中できる学習環境をつくる。○個々の児童生徒の学力状況に応じた学習支援を行う。
行政施策の考え方	<ul style="list-style-type: none">○各学校の学力実態に応じた授業改善に向けた指導助言を行う。○「くるめ学」等地域資源に配慮した、特色ある授業の構築への指導助言を行う。○個に応じたきめ細かな指導を進めるための人的支援を行う。○学校図書館の読書センター及び学習情報センターとしての機能の充実を図る。○グローバル化を踏まえ、理科教育や外国語教育の充実を図る。

【家庭・地域との連携と学校力の向上】のための具体的施策

①家庭・地域・就学前教育との協働

重点施策 ○教育改革プラン広報事業 ○人権教育・啓発推進事業

一般施策 ○地域との交流活動の推進

○地域学校協議会の充実

○P T A団体助成

○青少年学校外活動支援事業

○幼保小合同研修推進事業

②障害のある子どもへの対応

一般施策 ○就学指導事業

○発達障害早期総合支援事業

③小中連携教育の推進

重点施策 ○小中連携教育推進コーディネーター活用事業

一般施策 ○小中連携教育推進の研究推進

④校務の効率化等

一般施策 ○情報教育環境の充実

○学校問題解決支援事業

○I C T活用推進事業

⑤教師間・学校間の切磋琢磨

重点施策 ○教職員研修事業（専門研修）

一般施策 ○教育課題研究事業 ○教育活動支援事業

○教職員校内研修事業 ○国・県・市教育研究指定事業

【家庭・地域との連携と学校力の向上】のために必要な具体的役割

家庭・地域の役割	○基本的生活習慣を確立する。 ○子どもの教育に関して学校との連携・協働を深める。 ○P T A活動や地域活動に積極的に参加する。 ○「地域の子どもは、地域で育てる」という考え方を大切にして学校と連携する。
教師・学校の役割	○授業力向上・学級経営など教師力を高めるための研修の充実を図る。 ○校長のリーダーシップのもと、各種教育課題に組織的に対応する。 ○学校教育に関する情報を家庭・地域に積極的に発信する。 ○P T Aや地域学校協議会等を通じて、家庭・地域と連携し、開かれた学校づくりを推進する。
行政施策の考え方	○小中連携の推進や、家庭・地域・就学前教育との連携・協働の体制を構築する。 ○家庭における基本的生活習慣の確立や学習習慣の定着などについての啓発を進める。 ○研修の実施などを通じて、教師力の強化に取り組むほか、校務処理の効率化を支援する。 ○家庭・地域と連携し、教育に関して特別な支援を必要とする子どもへの支援を図るため、相談体制の確保や治療プログラムを実施する。

2 教育改革プラン進捗状況

《評価：達成…○、達成に向かっている…△、未達成…×》

【「健やかな体」の育成】

項目	作成時	現状	目標	評価
朝食をきちんと毎日食べていない児童生徒の割合	小 7.4% 中 10.5%	H26 小 6.2% H26 中 8.7%	0%をめざす	△
※26年度久留米市学力・生活実態調査…小学校3～6年生、中学校1～2年生対象				
成果	・食育啓発推進モデル校として5校を指定し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などPTA活動を通じて取組を展開したり、栄養教諭等研究会を中心に食育プログラム事業を展開したりすることができ、朝食摂取の啓発が図られた。作成時と比べると朝食を食べない児童生徒の割合は減少している。			
課題	・朝食を食べない児童生徒の割合は、25年度より小学校が0.5%、中学校が0.8%増えており、「お弁当の日」の取組を加える等更なる取組の強化が必要である。			

項目	作成時	現状	目標	評価
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力の合計点	小5 男 53.35 女 52.92 中2 男 39.43 女 44.87	小5 男 53.55 女 54.35 中2 男 40.81 女 46.15	全国平均以上 小5 男 53.91 女 55.01 中2 男 41.74 女 48.66	小△ 中△
※26年度体力・運動能力、運動習慣等調査…小学校5年生、中学校2年生対象				
成果	・学校プランや「1校1取組」による小学校での外遊びや中学校での体育の授業等を通した取組により、少しずつではあるが体力の向上が見られる。 ・小学校女子は、久留米市の過去5年間で最高得点となっている。また、県と比較すると、小学校女子と中学校男子は、県の平均を上回ることができた。			
課題	・小・中学校ともに徐々に改善が見受けられるものの、依然として国の平均を上回ることができておらず、継続した取組が必要である。			

項目	作成時	現状	目標	評価
小学校の体育の授業以外で運動をしていない子どもの割合	小5 男 3.5% 女 8.3%	小5 男 3.6% 女 4.5%	0%をめざす (H26 全国平均) 小5 男 2.9% 女 5.0%	男△ 女△
※26年度体力・運動能力、運動習慣等調査…小学校5年生				
成果	・各学校での「1校1取組」運動や外遊びの奨励により、女子については全く運動しない割合を減らすことができ、全国平均よりよい結果となった。			
課題	・1週間の総運動時間が0時間という状況は、25年度と比べ男女ともに更に改善が進んでいるものの、0%にすることができなかった。運動習慣がない児童に対して、運動は楽しいという感覚をもたらせるための取組の工夫が必要である。			

項目	作成時	現状	目標	評価
医療的ケアが必要な子ども5名につき、看護師1名の配置	50%	100%	現状維持以上	○
成果	・久留米特別支援学校に在籍する、医療的ケアが常時必要な15名の児童生徒に対し、看護師を8名配置することができ、目標を達成することができた。			
課題	・委託事業所と学校との連携の充実を図る必要がある。			

【「豊かな心」の育成】

項目	作成時	現状	目標	評価
「自分には良いところがあると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	小5 68.4% 中2 45.5%	H26 小5 71.7% H26 中2 55.8%	小5 現状維持以上 中2 全国平均以上 H26 小5 68.1% H26 中2 57.2%	△

※26年度久留米市学力・生活実態調査…小学校5年生、中学校2年生対象

成果	・小集団でお互いを認め合うことのできる「協同学習」の手法を取り入れるなど授業改善、道徳教育の充実により、小学校では全国平均以上となり、中学校も25年度より更に改善が見られた。
課題	・中学校は25年度に比べ更に改善が見られたものの、未だ全国平均を下回っており、中学校における取組の改善が急務である。

項目	作成時	現状	目標	評価
「自分は友だちから認められていると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	小5 59.5% 中2 51.9%	H26 小5 74.3% H26 中2 69.3%	全国平均以上 H26 小5 73.3% H26 中2 75.1%	△

※26年度久留米市学力・生活実態調査…小学校5年生、中学校2年生対象

成果	・よさを認め合う相互評価を位置づけた授業改善、道徳教育の充実等により、小学校では全国平均を上回っている。中学校においては、未だに全国平均に達していないものの増加傾向にある。
課題	・中学校2年生では、未だ全国平均を下回っており、その要因を探り、改善策に生かしていく必要がある。

項目	作成時	現状	目標	評価
「学校の決まりを守っている（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	小5 88.7% 中2 88.2%	H26 小5 81.5% H26 中2 88.9%	全国平均以上 H26 小5 80.1% H26 中2 87.7%	○

※26年度久留米市学力・生活実態調査…小学校5年生、中学校2年生対象

成果	・小学校長会による市統一の「学校のきまり」作成、学校いじめ防止基本方針に基づく規範意識育成の取組の推進により、小・中学校において全国平均を上回った。
課題	・「とても・まあまあ」と答える児童生徒の割合は全国平均を上回っているが、小学校は、依然として作成時より低いので、規範意識の更なる高揚を図る取組を徹底する必要がある。

項目	作成時	現状	目標	評価
小中学校における不登校出現率	H21 1.16%	H25 1.32%	全国平均以下 H25 1.18%	×

※25年度児童生徒問題行動等調査

成果	・不登校児童生徒の割合は依然全国平均と比べ改善されてないが、不登校児童生徒数は、小学校 51 名、中学校 276 名、合計 327 名で、前年度比 22 名減になっている。
	・小学校 15 校に配置した生徒指導サポーター、中学校 11 校に配置した校内適応指導教室助手による支援が一定の効果を上げている。
課題	・全国的に不登校児童生徒の割合が増加する中、2年連続で改善傾向にあるがプラン作成時より増加しており、具体的な支援策の提示が求められる。

項目	作成時	現状	目標	評価
小・中学校における不登校からの復帰率	[H21] 21.5%	H25 小 52.9% 中 45.7%	福岡県平均以上 H25 小 42.8% 中 30.7%	○

※25年度児童生徒問題行動等調査

成果	・復帰率は、プラン作成時よりも改善傾向にあり、県平均を上回っている。
	・学校、生徒指導サポーター、校内適応指導教室助手、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携を図るとともに、それぞれの役割を明確にして、不登校の未然防止、学校復帰に向けた更なる支援に努める必要がある。
課題	

【「確かな学力」の育成】

項目	作成時	現状	目標	評価
平日に授業時間以外で「ほとんど勉強しない」と回答する割合	小5 10.3% 中2 27.0%	H26 小5 7.3% H26 中2 19.4%	全国平均以下 H26 小5 5.0% H26 中2 11.7%	△

※26年度久留米市学力・生活実態調査

成果	・作成時と比べ改善が進み全国平均に近づいてきた。特に、中学校での改善が加速化している。 ・各学校で、「家庭学習の手引き」の発行、「自学ノート」の取組が広がっている。
	・小・中学校共に作成時に比べ改善の傾向は見受けられるものの、依然、全国平均を下回っており、学習習慣定着支援事業等の更なる充実を図る必要がある。
課題	

項目	作成時	現状	目標	評価
全国学力・学習状況調査で、全国平均以上となる問題（教科）分野	中学校国語Bのみ	なし	小・中学校の全教科	×

※25年度全国学力・学習状況調査

成果	・小学校では、25年度と比較すると、国語Bは全国平均との差が縮まり、改善の傾向が見られる。中学校においては、25年度と比較すると、全ての教科区分で全国の平均正答率との差は縮まり、改善の傾向が見られた。

課題	・小学校においては、25年度と比較すると、国語A、算数A・Bで全国の平均正答率との差が拡大したため、各学校の課題に応じた学力向上策の更なる構築が必要である。
----	--

項目	作成時	現状	目標	評価
久留米市学力・生活実態調査で目標に到達している子どもの割合	小5 国 60.2% 算 73.7% 中2 国 64.7% 数 46.7% 英 52.8%	H26 小5国 85% 算 75% H26 中2国 82% 数 60% 英 75%	全国平均以上 H26 小5国 87% 算 78% H26 中2国 90% 数 69% 英 79%	△

※26年度久留米市学力・生活実態調査

成果	小学校では全国との差は3ポイント以内である。中学校の英語が25年度より2ポイント上がっている。
課題	・小学校と中学校の国語が25年度より1ポイント下がり、25年度に比べ全国との差が拡大している。中学校では、どの教科も全国と4~9ポイント差となっており、全国平均には至っていない。各校における授業づくり及び学力向上に係る校内研修の更なる充実を図る必要がある。

項目	作成時	現状	目標	評価
個別の教育支援計画・指導計画の作成や活用	小中学校の作成率 平均 33%	小中学校の作成率 100%	作成率 100%	○
成果	・通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用して、特別支援コーディネーター研修会を開催し、実態把握、指導内容の具体化について、共通理解を深めることができた。学校訪問時に、作成状況を確認し、指導助言を行うことができた。			
課題	・関係機関や保護者との連携をしながら、特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の更なる有効活用を図る必要がある。			

【家庭・地域との連携と学校力の向上】

項目	作成時	現状	目標	評価
地域学校協議会を年3回以上開催する学校	—	63校	63校	○
成果	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、全小・中学校で協議会を3回以上実施することができた。 児童生徒の健全育成に向け、学校教育に対する地域住民の要望を取り入れたり地域住民と学校とが協働したりして取組の充実を図ることができた。 本年度も25年度に引き続き、地域学校協議会会长等研修会を3地区に分けて実施し、「地域学校協議会の今後の方針性」をテーマに研修を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協議会で行う学校関係者評価から、改善策を経て学校・家庭・地域への提言、そして実働につながるよう、各協議会の活動の充実が求められる。 			

項目	作成時	現状	目標	評価
地域学校協議会の協議内容の公開・発信	—	全校実施	全校実施	○
成果	・各学校では、協議会から出された意見・提言を学校通信等で公表している。また、教育委員会にも提出することで、情報の共有化を図っている。			
課題	・公開・発信された提言を家庭や地域における学校支援として実働に向けどのように働きかけるかが明確でないので、啓発が必要である。			

項目	作成時	現状	目標	評価
中学校への期待度・好感度（小6）	73.7%	H26 87.5%	85%以上	○
成果	・26年6月実施の児童生徒アンケート結果によると、「中学校生活への期待度」について、第2期教育改革プラン初年度であった23年度は69.9%であったものが、本年度は87.5%と大きく増加している。また、中学校へ入学したばかりの1年生に対するアンケートでは、84%の生徒が中学校生活に対して肯定的なイメージを持っていた。			
課題	・児童生徒アンケートでは、他の項目に比べ学習面や定期テストに関して、不安が高かったり、満足度が低かったりする傾向があった。今後、小・中学校で9年間を見通した学習カリキュラムを作成するなど、学習面における小中連携を更に推進していくことが重要となる。			

項目	作成時	現状	目標	評価
教育センター専門研修の講座数	9講座	H26.20講座	20講座	○
成果	・作成時は9講座であったが、26年度は教師のニーズや若年教員の指導力向上を図るために、「授業技術の基礎・基本」「正しく美しい板書の技法」「学校で使えるコーチング入門」等の新設講座を含め、25年度に引き続き、20講座を開設することができた。			
課題	・夏季休業期間の1週間短縮に伴い、資質向上、人材育成、教師のニーズといった視点から講座内容を精選していく必要がある。			

項目	作成時	現状	目標	評価
市教育センター専門研修の受講者満足度	—	H26 98.2%	90%以上	○
成果	・26年度に行った研修後のアンケート結果によると、20講座中14講座で、100%の満足度を達成しており、20講座の平均は、98.2%であり、目標を上回ることができた。			
課題	・夏季休業期間の1週間短縮に伴い、資質向上、人材育成、教師のニーズといった視点から講座内容を精選していく必要がある。			

3 教育改革プラン今後の取組

【「健やかな体」の育成】

項目	今後の取組等
朝食をきちんと毎日食べていない児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き食育啓発推進モデル校を指定し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を中心にPTAと連携した取組の推進を図る。 食に対する知識や望ましい食習慣を子どもが身に付けることができるよう、養護教諭、栄養教諭等による食育プログラムの推進を図る。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力の合計点	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、課題となる種目の改善につながるよう実態に応じた体力向上プランの作成を促し、具体的な取組が行われているかPDCAサイクルの充実を図る。 25年度から県が実施している「新体力テストの意義・実施方法等に係る研修会」の内容を各学校において共通認識させるとともに、「1校1取組」運動の更なる充実を図る。 研究指定校である日吉小学校の先導的な体育科学習の取組をモデルとし、各小学校に拡げる。
小学校の体育の授業以外で運動をしていない子どもの割合	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における「1校1取組」運動の確実な実施や外遊びを促進するための体力アップシートの活用推進を図る。 子どもが体を動かす機会が拡充されるよう、学校、家庭、地域で外遊びを奨励し、楽しく運動する環境づくりに努める。 地域と連携した運動スポーツ等の取組における学校の施設設備の積極的な活用を促進する。
医療的ケアが必要な子ども5名につき、看護師1名の配置	<ul style="list-style-type: none"> 常時介護が必要な子ども5名に対して看護師1名を配置するという支援体制は達成している。今後、看護師と学校が安全面での情報共有、保護者との連携等体制作りを進める。

【「豊かな心」の育成】

項目	今後の取組等
「自分には良いところがあると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> 学校はもちろん、家庭・地域と連携して「鍛えてほめる」ことを奨励するために、児童生徒が達成感・成就感を感じることのできる授業づくりや行事の充実のための指導助言を行う。
「自分は友だちから認められていると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が互いのよさを認め合うことのできる学級づくりや授業づくりを推進する。具体的には、子どもが自ら課題を解決していく話し合いを行う学級活動の充実、互いの考えを高める小集団による話し合いを取り入れた授業、よさを認め合う相互評価を取り入れた授業の推進等について、各学校へ指導助言する。
「学校の決まりを守っている（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針に基づく規範意識を高めるための様々な教育活動の充実、「私たちの道徳」を活用した道徳教育の充実、合意形成を行う力を育む学級活動の計画的な取組の推進を図るため、各学校へ指導助言を行う。 親子で行う規範教育推進事業の更なる充実を図る。

小中学校における不登校出現率	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席 1 日～3 日にかけての早期発見・早期対応アクションの徹底を図る。 ・学級や部活動等での人間関係を把握し、それを生かした積極的な居場所づくりを行う。 ・マンツーマン方式による組織的な早期対応を図る（15 日以上欠席した不登校兆候児童生徒や月 3 日以上の欠席児童生徒に対する支援計画の作成・支援）。 ・小学校における「一時的不登校」への対応の徹底を図る（「病欠」児童の病状把握等、欠席理由の確実な把握や保護者への的確な助言等を促す）。 ・小中連携の更なる推進を図る（「児童の欠席状況調査」等を活用した小中連携会議や小中連携による体験入学・出前授業等の取組）。
小中学校における不登校からの復帰率	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談や家庭生活改善に向けた支援等の充実を図る。 ・小学校 15 校に配置した生徒指導サポートー、中学校 11 校に配置した校内適応指導教室助手の効果的運用を推進するために研修会の一層の充実を図る。 ・効果があった不登校の解消・改善の取組を学校間で共有化させることにより、復帰への有効な手立てを探らせ、各学校の取組を強化する。

【「確かな学力」の育成】

項 目	今 後 の 取 組 等
平日に授業時間以外で「ほとんど勉強しない」と回答する割合	<ul style="list-style-type: none"> ・全校に学習支援ボランティアを配置し、学習習慣定着支援事業の更なる充実を目指す。また、各学校の実態把握を行い、事例を紹介したり、改善策を助言したりして家庭学習の定着に確実に繋がるような質的改善に向けた指導助言を行う。
全国学力・学習状況調査で、全国平均以上となる問題（教科）分野	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、基礎的な知識・技能の確実な習得ができるような繰り返し学習が充実するよう学校訪問等を活用し指導助言する。 ・思考力・判断力・表現力を育むための言語活動を充実させた授業改善に取り組むよう指導助言を継続的に行う。 ・課題である算数・数学の基礎学力の定着のため、数学学力向上プロジェクト及び中学校数学科教育研究会と連携して作成した「ベーシック問題集」（過去の全国学力・学習状況調査問題の A 問題を単元別にまとめたもの）の活用を促進し、基礎的な学力の向上を図る。 ・放課後や長期休業中の補充学習の充実に向けて、効果をあげている学校の実践事例の紹介や各学校の取組への助言や支援を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 中学校国語科の学力向上に向けた課題を整理し、数学科同様、中学校国語科に絞った学力向上プロジェクト等の立ち上げを行う。
久留米市学力・生活実態調査で目標に到達している子どもの割合	<ul style="list-style-type: none"> 職員対象の「学力・生活実態調査活用研修会」を開催し、具体的な活用の方法等の共有や中学校区による課題の分析や改善策の交流等を行い、各校における学力向上に係る校内研修の充実を図る。 各学校において学習状況結果についての分析を行い、理解が不十分な領域単元については、つまずきを再習得するためにアシストシートを活用して、基礎的な知識や技能の確実な習熟を図るよう指導する。
個別の教育支援計画・指導計画の作成や活用	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級に在籍する児童生徒への対応は行われているので、今後は、通常学級に在籍する、特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用を通して、支援の充実を図るよう指導助言する。

【家庭・地域との連携と学校力の向上】

項目	今後の取組等
地域学校協議会を年3回以上開催する学校	<ul style="list-style-type: none"> 年3回という数的目標は達成されているので、引き続き研修会を実施し質的充実に向けた指導助言に努める。 学校関係者評価は、教育改革プランの進行管理において重要な役割を担う。そこで、これまで実施した会長等研修会での研修内容を生かして各協議会が家庭、地域、学校へ提言できる機能を十分に果たし、実働につないでいけるよう、適宜指導助言する。
地域学校協議会の協議内容の公開・発信	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協議会から出された意見・提言が地域に浸透し、なお一層の協力を得ることができるよう、各委員の意見等を取り入れ、協議内容の充実を図るよう指導する。また、会長等研修会で実働に向けての実践例やアイディア等を交流することにより、地域への発信力向上を図る。
中学校への期待度・好感度（小6）	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携教育の活性化を図るとともに、学習面における具体的な取組の充実を図る。 小中連携教育取組アンケートの継続的な実施及び集計結果公表等を通して、全中学校区における取組の推進を図る。
教育センター専門研修の講座数	<ul style="list-style-type: none"> 平成25・26年度に専門研修講座数を20講座に増やしたこと で、目標の20講座を達成することができた。今後は、夏季休業期間短縮を踏まえ、教員の資質向上、人材育成の観点からの講座内容・講座開設数の精選を図る。
市教育センター専門研修の受講者満足度	<ul style="list-style-type: none"> 現在の教育課題、経営課題の解決に役立つ講座の充実を図るとともに、若年教員の指導力向上、ミドルリーダー育成やいじめ・不登校を生まない学級づくり等、教員のニーズに応じた講座内容の充実・精選を図りながら、研修受講者の満足度を上げる。

4 各年度末に実施した各目標値の達成状況の総括について

(1) 各年度の評価一覧

	健やかな体 4項目			豊かな心 5項目			確かな学力 4項目			家庭地域連携 5項目			合計 18項目		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×
24年度	1	1	2	0	2	3	0	3	1	2	2	1	3	8	7
25年度	1	2	1	0	4	1	1	2	1	4	1	0	6	9	3
26年度	1	3	0	2	2	1	1	2	1	5	0	0	9	7	2

(2) 考察

24年度○(達成)とした目標値は3項目であったものが、26年度は9項目となり、確実に取組の成果が現れている。なお、26年度△(達成に向かっている)あるいは×(未達成)とした9項目についても、25年度よりも確実に改善が進んでいるものが多い。

【「健やかな体」の育成】小学校の体育の授業以外で運動をしていない子どもの割合(△)

0%という目標には到達することはできていないが、男子は3年連続で割合が減少し、女子においては全国平均より良い結果となった。

【「豊かな心」の育成】小・中学校における不登校出現率(×)

小学校においては全国平均より低い出現率となっているが、小・中学校を合わせると全国平均以下という目標値に達していない。しかしながら、不登校児童生徒数においては一定の歯止めがかかり、25年度は前年度比22名減となっている。なお、本年度12月現在の数値では、前年度の同時期と比べ50名減となっている。

【「確かな学力」の育成】久留米市学力実態調査で目標に到達している子どもの割合(△)

指標の小学校5年生並びに中学校2年生においては、全国平均に至っていないが、全体的には改善が進んでいる。具体的には、平均正答率において小学校6年生の国語は全国平均を上回ることができた。また、小学校においては、1年生以外の全ての学年において、国語、算数とともに25年度より全国平均との差が縮まっている。

5 今後の学力向上の取組について（別添資料参照）

- これまでの取組で一定成果を収めていると思われるものについては、継続的に実施していく必要がある。
- 新たな視点として、昨年3月に出された「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」の報告書を踏まえた対応が必要

ポイントとして

- ・保護者の所得や学歴等の家庭の社会経済的背景と学力の強い相関が見られること。
- ・社会経済的背景が不利な環境においても学力向上に効果を上げている学校があること。
(家庭学習の指導の充実、管理職のリーダーシップ、同僚性の構築、実践的な教員研修等)。
- ・家庭での生活習慣に関する働きかけや読書、家庭学習に関する働きかけが子どもの学力に影響を与えていること。

⇒ これらの視点をもとに、児童生徒の学力向上に取り組んでいく必要がある。

平成25年度全国学力・学習状況調査「保護者に対する調査」

文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）

H26.3

調査の概要

- 本研究は、平成25年度全国学力・学習状況調査の追加調査として実施した「保護者に対する調査」の結果を活用し、家庭状況と学力の関係、不利な環境にも関わらず成果を上げている学校や児童生徒の取組を分析するものである。

* 文部科学省の委託により国立大学法人お茶の水女子大学(代表:耳塚寛明 理事・副学長(教授))が分析

〔保護者に対する調査の概要〕

調査対象：抽出した公立学校において、本体調査を実施した児童生徒の保護者

	保護者		(参考)学校	
	対象数	有効回答数(率)*	対象数	有効回答数(率)**
小学校	16,908	14,383(85.1%)	429	391(91.1%)
中学校	30,054	25,598(85.2%)	410	387(94.4%)

*児童生徒の結果と結合できる保護者の回答数 **1人以上の保護者が有効回答だった学校数

調査時期：平成25年5月下旬～6月下旬

調査内容：子供への接し方、子供の教育に対する考え方、教育費等

分析結果の概要

1 家庭の社会経済的背景と学力の関係

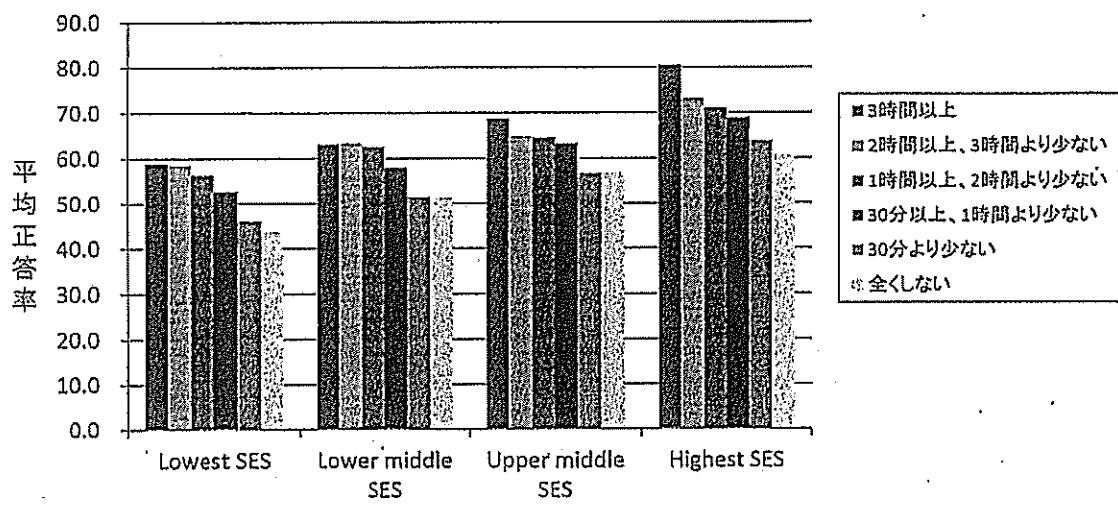
- 家庭の社会経済的背景(SES)*が高い児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

* 家庭の社会経済的背景(SES)：保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES、Lowest SESに分割して分析。

	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
Lowest SES	53.9	39.9	68.6	47.7	70.7	59.8	54.4	31.5
Lower middle SES	60.1	46.1	75.2	55.1	75.2	66.0	62.0	38.8
Upper middle SES	63.9	51.4	79.2	60.3	78.6	70.3	67.5	44.9
Highest SES	72.7	60.0	85.4	70.3	83.6	76.7	75.5	55.4

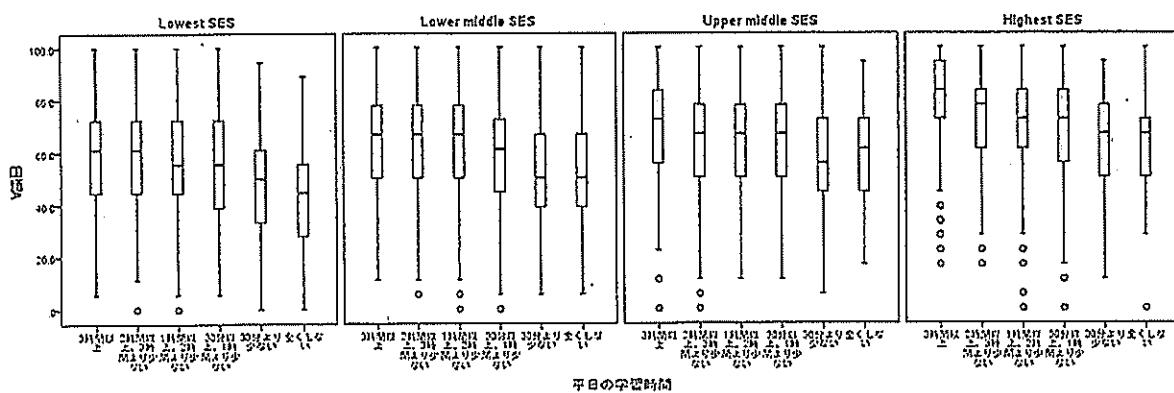
2 不利な環境を克服している児童生徒の特徴

- 家庭の社会経済的背景(SES)と子供の学力との間には強い相関があるが、家庭の社会経済的背景(SES)が低いからといって、必ずしも全ての子供の学力が低いわけではない。
- 子供の学習時間は、全ての家庭の社会経済的背景(SES)で学力との関係が見られ、学習時間は不利な環境を克服する手段の一つと考えられる。



平日の学習時間と教科の平均正答率の関係の例 <小学校・国語A>

- 上記は平均値に着目したものであるが、箱ひげ図で見ると、箱の重なりは大きく、学習時間の長さが高い学力の獲得に関して独立した効果を持っている。

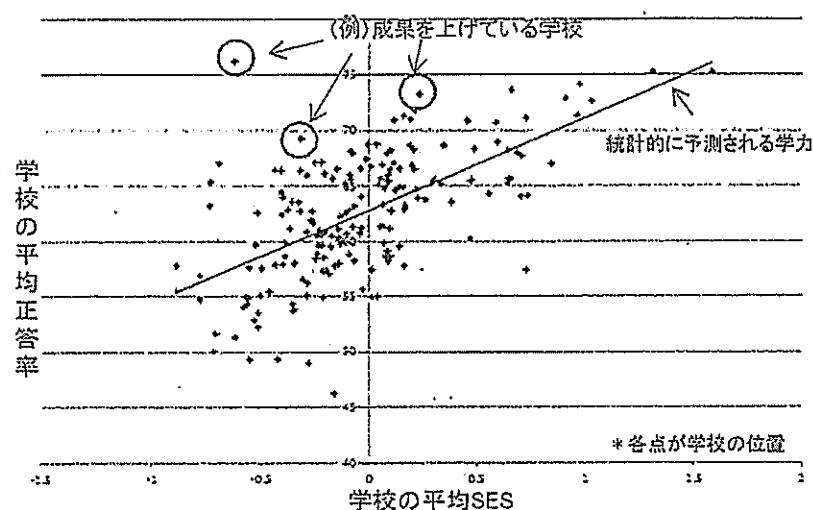


SES別学習時間別学力の分布の例 <小学校・国語A、箱ひげ図>

3 不利な環境においても成果を上げている学校の取組

(1) 学校全体の学力の向上

- 児童生徒の家庭の社会経済的背景(SES)から統計的に予測される学力を上回る成果を上げている学校もある。



学校の平均SESと教科の平均正答率の関係の例 <小学校・算数A、学級数2以上>

- このような学校全体の学力の向上に効果を上げている学校では、以下の共通の特徴が見られた。(訪問調査の結果)

□ 家庭学習の指導の充実

(例:児童生徒に宿題だけでなく自主学習等に取り組ませ、教員が毎日チェック・コメントをしている。)

□ 管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修の重視

(例:中学校において教科を超えて授業を見せ合い、教え合いを行っている。管理職が明確なビジョンや方針を示し共通理解を図っている。他校の授業を見る研修を促している。)

□ 小中連携の取組の推進

(例:小中で学習規律・生活規律面や教育課程での系統性を図っている。)

□ 言語活動の充実等

(例:ノート指導の充実。黒板に「めあて(目的)」を書き、授業のねらいを明確化させる。教育課程全般で「話すこと」や「書くこと」に力を入れている(「聞くこと」はできている)。読書習慣の形成に力を入れている。)

□ 各種学力調査の積極的な活用

□ 基礎・基本の定着と少人数指導

(例:基礎・基本の徹底。少人数指導、チームティーチング、習熟度別指導の導入。)

4 保護者の意識等と学力の関係

- ◎ 保護者が以下の行動や考え方をしている方が、子供の学力が高い傾向が見られる。

子供への接し方 *家庭の社会経済的背景(SES)の影響を取り除いても学力との関係が見られる。

生活習慣に関する働きかけ

(毎日決まった時間に寝る/起きるようになっている、毎日朝食を食べさせている、テレビゲームで遊ぶ時間を限定している、携帯電話等の使い方に関するルールや約束を作っている(または、テレビゲームや携帯電話等を持たせていない))

読書に関する働きかけ

(本や新聞を読むようにすすめている、読んだ本の感想を話し合ったりしている、小さい頃に絵本の読み聞かせをした)

学習に関する働きかけ

(子供の勉強を普段みている、計画的に勉強するように促している、子供が英語や外国の文化に触れるよう意識している)

文化・芸術・自然体験活動に関する働きかけ

(子供と一緒に「博物館や科学館」「図書館」「美術館や劇場」に行く)

子供とのコミュニケーション

(子供と「学校での出来事」「勉強や成績」「将来や進路」「友達のこと」「社会の出来事やニュース」について話をする)

子供の教育に対する考え方

高い学歴への期待

子供の教育について、「自立できるようにする」「人の気持ちが分かる」「自分の意見をはっきり言える」「将来の夢や目標に向かって努力することの重視

学校との関わり

学校の教育に関する意識

(学校の教育目標やその達成に向けた方策を知っている、学校や学級の教育活動に関する情報提供は役に立っている)

学校の活動への参加等

(授業参観や運動会などの学校行事への参加、ボランティアでの学校の支援、「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多い」と感じている)

教育投資

子供への教育投資額(ただし、家庭収入が高いほど教育投資額は大きい傾向にある)

平成26年度 久留米市学力・生活実態調査の結果

1 調査の趣旨

本市児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、各学校における学習指導及び本市教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに児童生徒の学力向上に資する。

2 実施期日

平成26年12月19日

3 実施対象

小学校第1学年～中学校第2学年の通常の教育課程で学習している児童生徒

4 調査の内容・範囲

(1) 教科に関する調査

学習指導要領に定める指導目標や内容について、目標準拠評価によるペーパーテストによって測定可能な範囲（2学期までの履修内容）についての調査

(2) 学習状況等に関する調査

児童生徒の学習に対する意識や生活習慣の中で、学力に影響があると考えられる項目に関する質問紙調査

5 実施教科

国語、算数・数学、英語（中学校のみ）

6 請負業者

(株)図書文化社

7 実施人数

実施学年	受験者数		
	国語	算数・数学	英語
小学校第1学年	2619	2552	
小学校第2学年	2638	2638	
小学校第3学年	2566	2568	
小学校第4学年	2609	2608	
小学校第5学年	2508	2501	
小学校第6学年	2813	2813	
中学校第1学年	2540	2542	2544
中学校第2学年	2555	2553	2551

8 教科に関する調査結果

(1) 平均正答率 ※1 (単位%)

① 小学校

学年	区分	国語	算数
1年	久留米市	75.2	77.0
	全 国	79.3	81.0
	全国比※2	94.8	95.1
	正答率全国とのポイント差	-4.1	-4.0
2年	久留米市	74.5	79.2
	全 国	75.7	81.2
	全国比	98.4	97.5
	ポイント差	-1.2	-2.0
3年	久留米市	66.1	75.1
	全 国	66.7	77.2
	全国比	99.1	97.3
	ポイント差	-0.6	-2.1
4年	久留米市	64.1	67.6
	全 国	65.4	69.5
	全国比	98.0	97.3
	ポイント差	-1.3	-1.9
5年	久留米市	60.6	65.4
	全 国	60.7	67.0
	全国比	99.8	97.6
	ポイント差	-0.1	-1.6
6年	久留米市	70.4	66.6
	全 国	70.1	67.3
	全国比	100.4	99.0
	ポイント差	0.3	-0.7

② 中学校

学年	区分	国語	数学	英語
1年	久留米市	53.6	49.2	60.7
	全 国	57.3	54.4	65.6
	全国比	93.5	90.4	92.5
	ポイント差	-3.7	-5.2	-4.9
2年	久留米市	60.4	51.8	56.2
	全 国	64.7	56.4	60.1
	全国比	93.4	91.8	93.5
	ポイント差	-4.3	-4.6	-3.9

※1 平均正答率

問題の難易度に関係なく、全問題数に占める正答数を百分率で表したもので。例えば全問題数が45問あり30問正答していれば、66.7%の正答率となります。

※2 全国比

全国値に対する久留米市の平均値に対する達成を百分率であらわしたもので。

【考察】第2期教育改革プランにおいて掲げている「目標に到達している子どもの割合を全国平均以上」という目標には小6国語で到達し、正答率も上回った。小学校は、小2から小6までは、正答率において全国との差が昨年度より改善された。中学校は、中1の英語は正答率・到達度ともに改善され、中2の数学の正答率と中2の英語の到達度が昨年度より改善された。小学校は正答率・到達度が全国の値と近いが、中学校は全国と開きが見られる。

(2) 到達度 ※3 (単位%)

① 小学校 (関心・意欲・態度除く)

学年	区分	国語	算数
1年	久留米市	91	92
	全 国	95	94
	全国比	95.8	97.9
	正答率全国とのポイント差	-4	-2
2年	久留米市	92	93
	全 国	93	95
	全国比	98.9	97.9
	ポイント差	-1	-2
3年	久留米市	87	87
	全 国	88	89
	全国比	98.9	97.8
	ポイント差	-1	-2
4年	久留米市	86	82
	全 国	88	84
	全国比	97.7	97.6
	ポイント差	-2	-2
5年	久留米市	85	75
	全 国	87	78
	全国比	97.7	96.2
	ポイント差	-2	-3
6年	久留米市	91	81
	全 国	91	83
	全国比	100.0	97.6
	ポイント差	0	-2

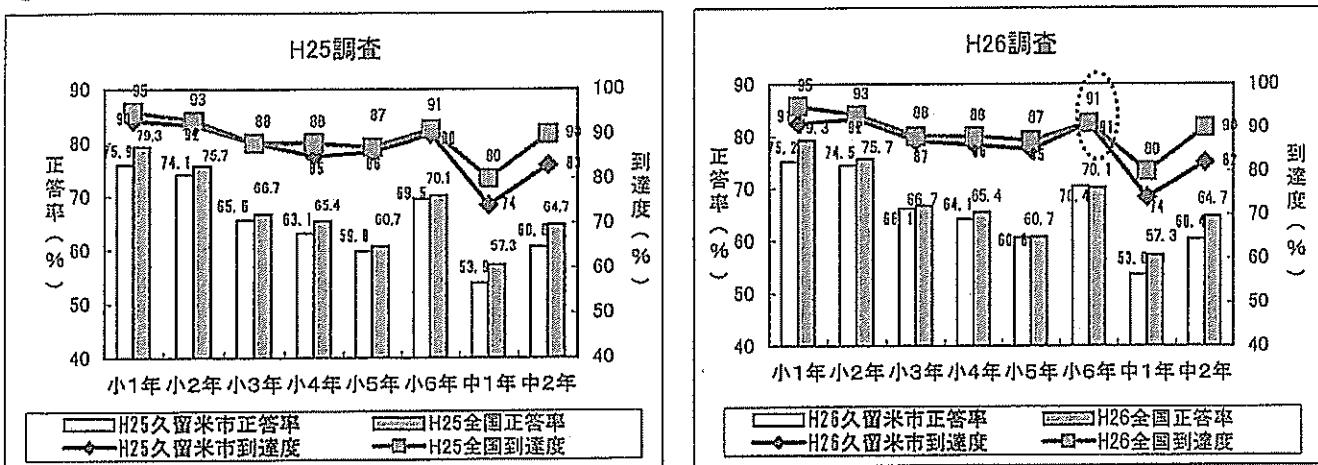
② 中学校 (関心・意欲・態度除く)

学年	区分	国語	数学	英語
1年	久留米市	74	64	76
	全 国	80	73	83
	全国比	92.5	87.7	91.6
	ポイント差	-6	-9	-7
2年	久留米市	82	60	75
	全 国	90	69	79
	全国比	91.1	87.0	94.9
	ポイント差	-8	-9	-4

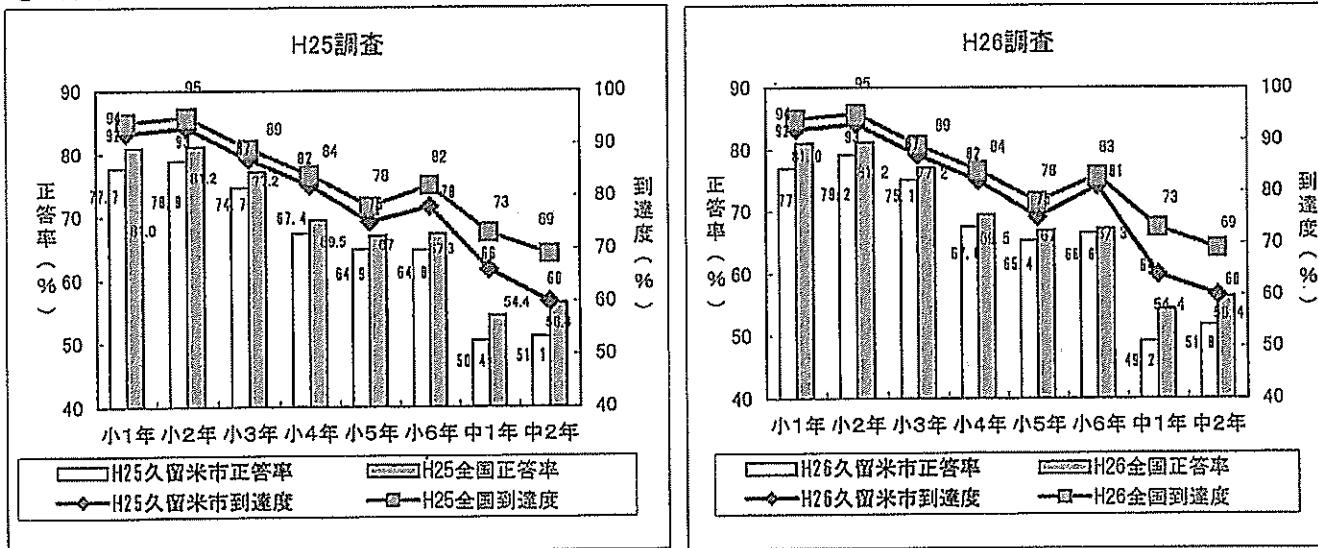
※3 到達度

問題の難易度も加味して、テスト問題作成者が、ここまで解ければ概ね理解できていると判断できる（小学校の3段階評価で2・3、中学校の5段階評価で3・4・5）児童生徒の割合を百分率であらわしたもので。

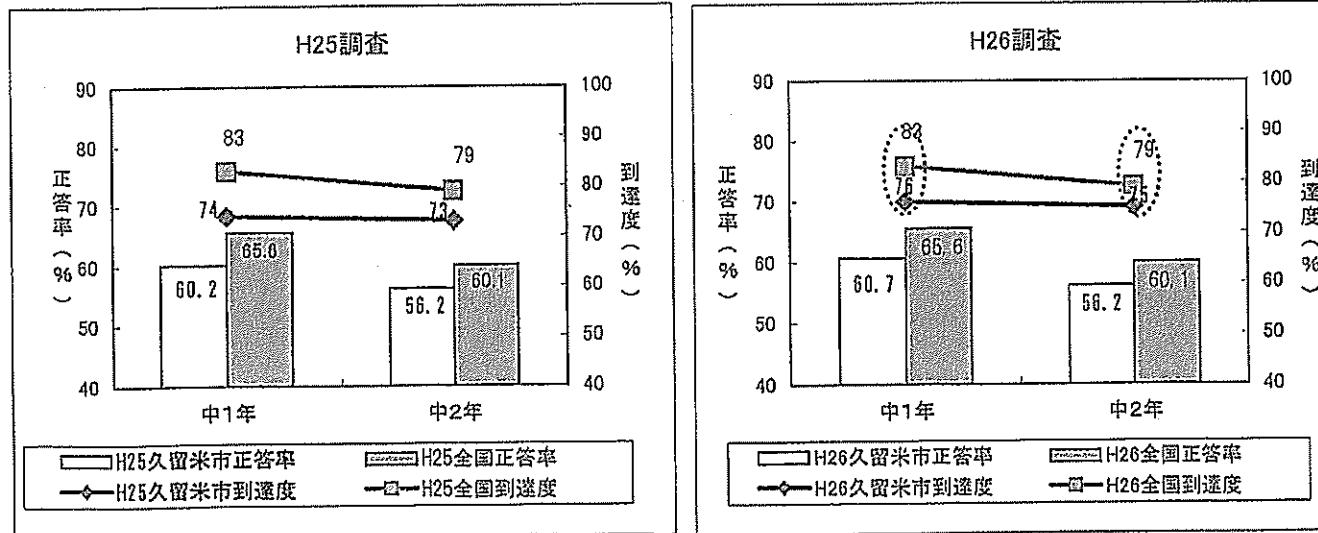
(3) 平成25年度と平成26年度の経年比較
 ① 国語科



② 算数・数学科

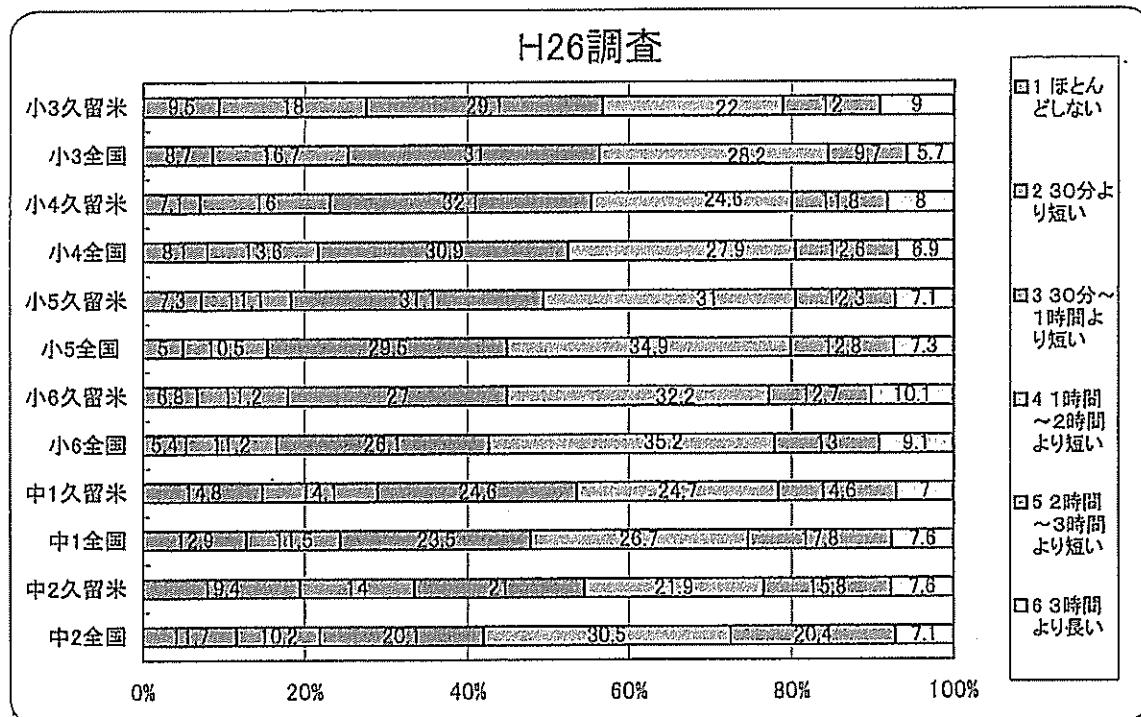


③ 英語科(中学校のみ)

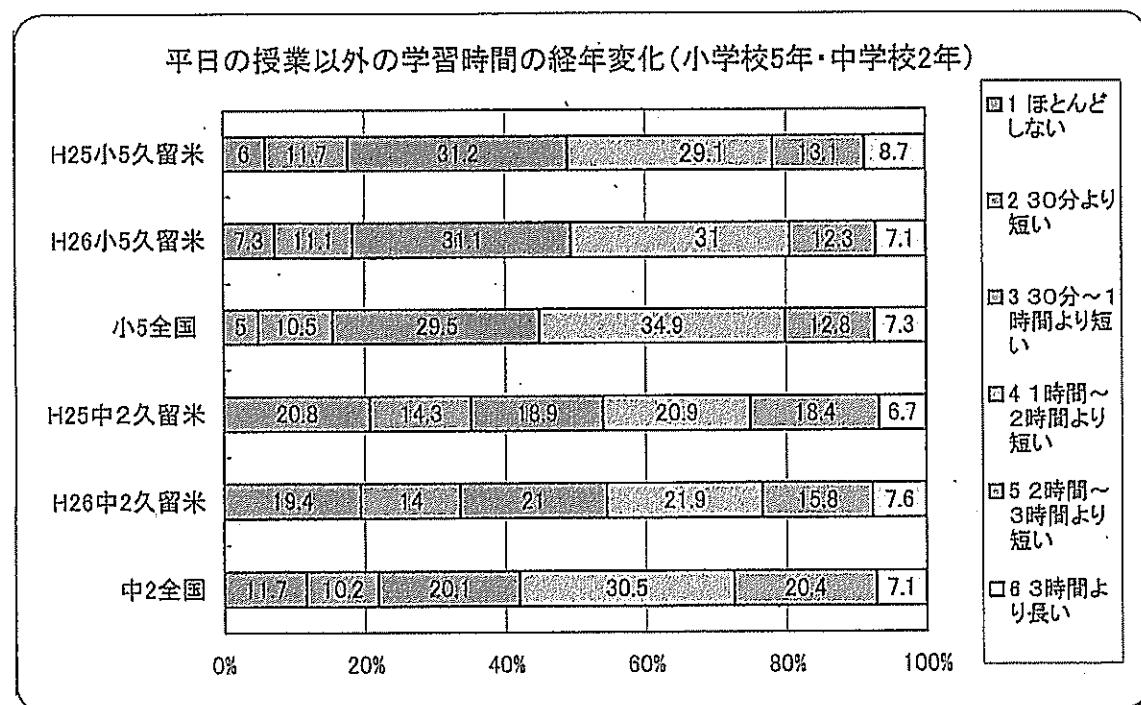


9 アンケートの結果（学習時間）

(1) 平成26年度平日の授業以外の学習時間（塾を含む）

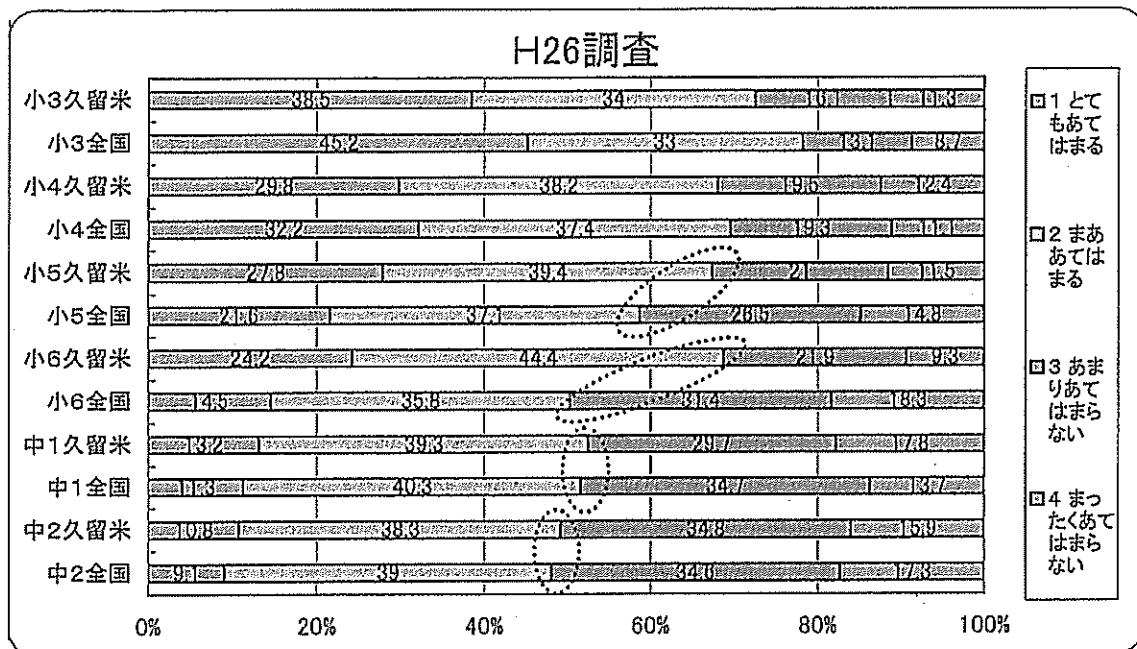


(2) 平日の授業以外の学習時間の経年変化（小学校5年・中学校2年）



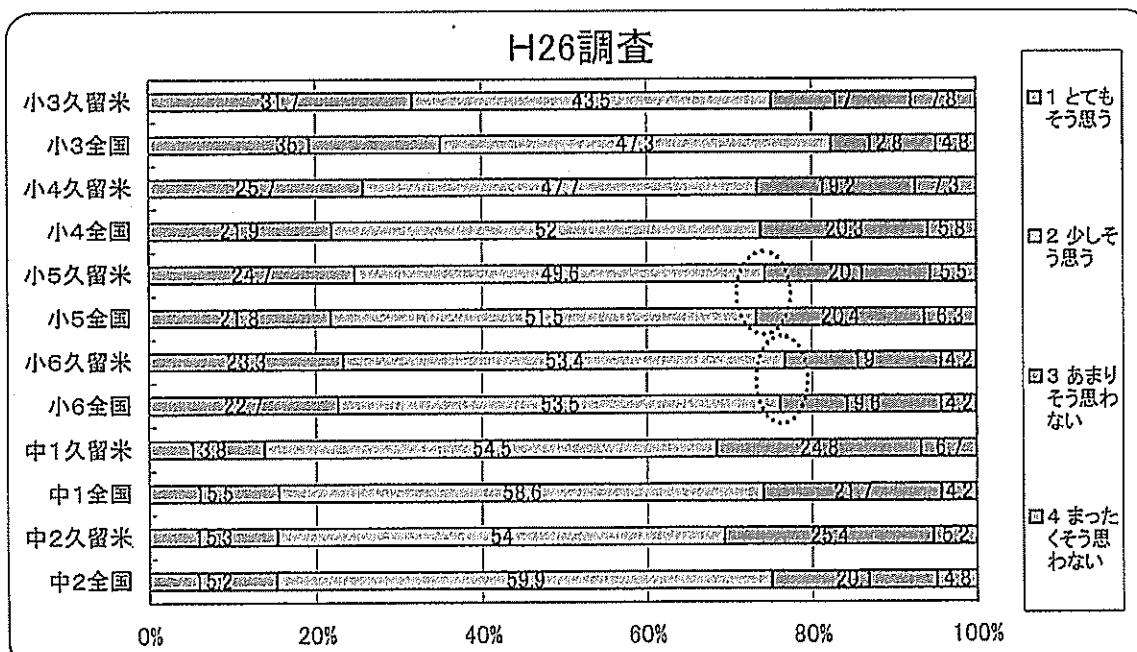
【考察】 平日の授業以外で勉強する時間(塾を含む)で、「ほとんどしない」と回答した児童生徒の割合は、全国平均と比較して依然として高い。特に中学校第2学年での開きが大きく、引き続き、家庭学習習慣の定着に向けて保護者啓発を、さらに行う必要がある。

(3) ①自尊感情（自分のことが好きである）



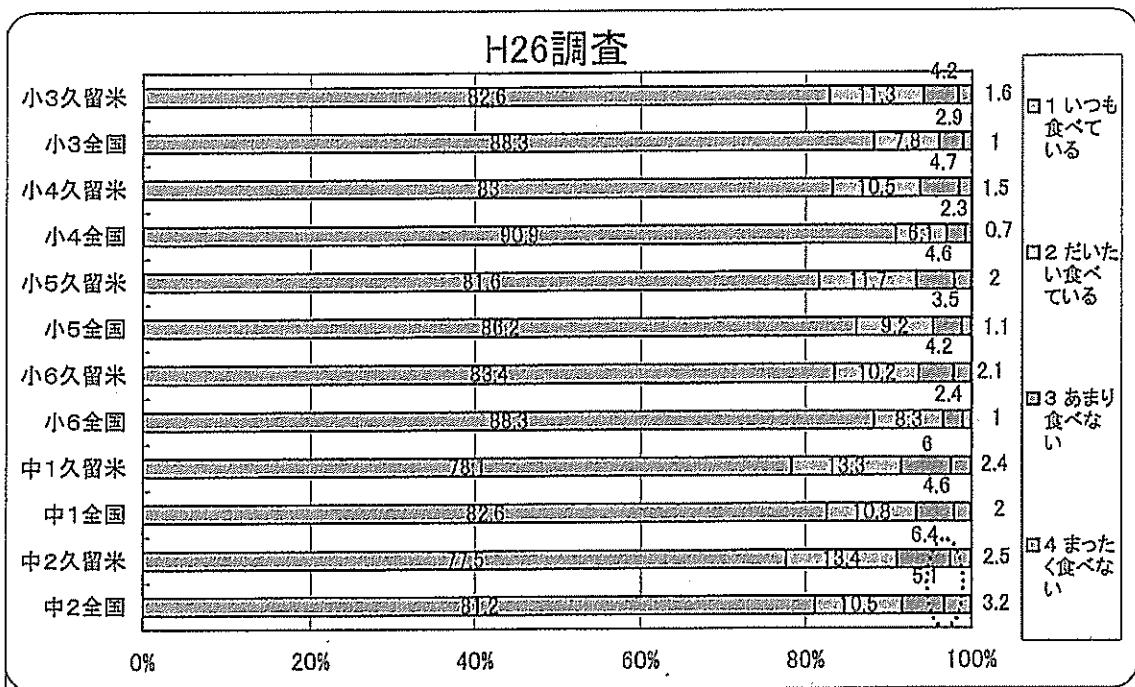
【考察】肯定的に回答する児童生徒が、小学校5学年以上で全国平均を上回っている。一方、小学校第3学年、第4学年では、肯定的に答えている児童の割合は高いものの、全国平均と比較すると、やや低い結果となった。

②自尊感情（自分は友だちから認められている）



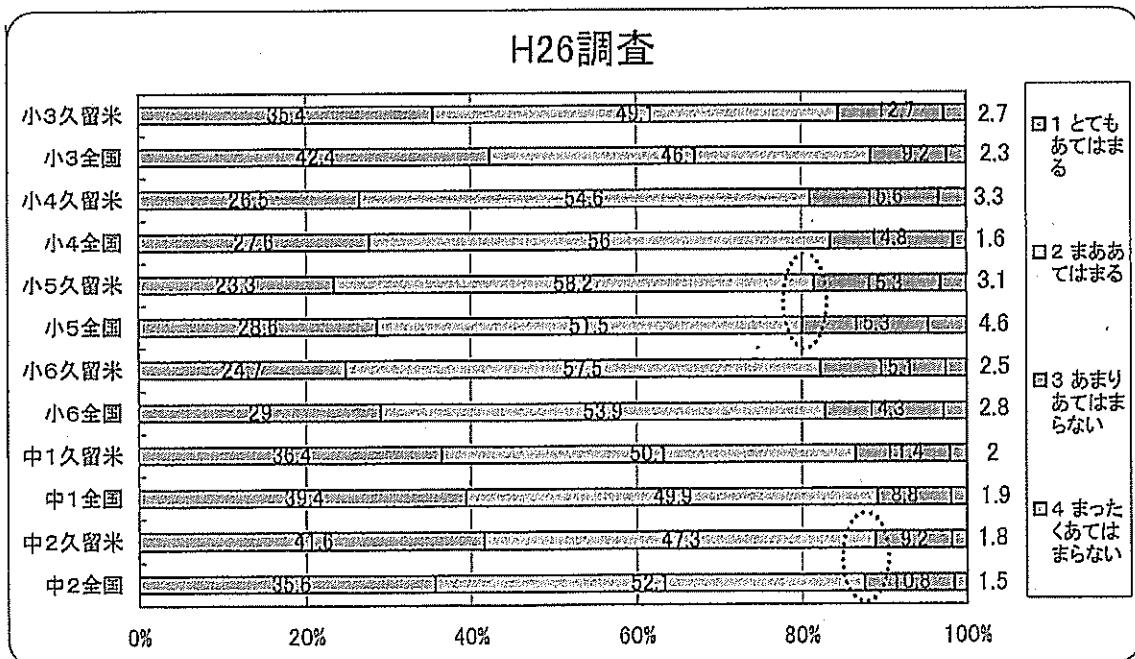
【考察】肯定的に回答した児童は、小学校第5学年と第6学年において全国平均を上回っている。昨年度に比べると、小学校第3学年では0.6ポイント、第4学年では0.4ポイントの向上が見られた。一方、中学校第1学年では0.9ポイント、第2学年では0.8ポイントの減少が見られた。小学校、中学校ともに互いのよさを賞賛し合う活動を意識して取り入れていくことが必要である。

(4) ①生活習慣（朝食摂取）



【考察】朝食を「全く食べない」と回答した児童生徒は、昨年度と比較して小学校第3学年、第4学年、中学校第1学年、第2学年で減少し、中学校第2学年では全国平均を下回ったものの、ほとんどの学年で全国平均を上回っている。就寝、起床時刻などの家庭での生活リズムを整えるために学級活動などでの指導及び家庭学習習慣の定着に向けて保護者啓発を行う必要がある。

(4) ②生活習慣（学校のきまりを守っている）



【考察】肯定的に回答する児童生徒が、小学校5学年と中学校第2学年で全国平均を上回っており、いずれの学年でも80%を超えている。全体でも小学校第6学年で昨年度より改善が見られ、3. 6ポイントのびている。中学校では、肯定的に答えた生徒は昨年度より第1・2学年共に増加し、第1学年が1. 6ポイント、第2学年で2. 4ポイントのびている。

10 学力向上のための取組

(1) 教科に関する調査について

- ① 各学校で「学校プランの年間推進計画」を作成し、学力向上に特化した研修会を夏季休業中・冬季休業中を中心に2回設定するなど、学力向上プランのPDCAサイクル化の徹底を図った。
- ② 各学校で言語活動の充実などの授業改善を行った。
- ③ 昨年度の調査結果を基に、アシストシート（補充プリント）の活用の徹底を図った。
- ④ 学習習慣定着支援事業（学生ボランティア派遣）や家庭学習の習慣定着に向けて、各学校における宿題の徹底や自学ノートの取組等を行った。
- ⑤ 中学校数学学力向上プロジェクトが、平成25年度の全国学力・学習状況調査問題を活用したベーシック問題集を作成し、解答冊子とともに配布を行った。

(2) 生活実態に関するアンケート結果について（学習時間）

- ① 「学校版家庭学習の手引き」の発行、保護者会等で保護者への直接の啓発、宿題強化週間の取組、自学ノートの工夫など、家庭学習の時間・仕方・内容などを継続的に指導した。
- ② 主として放課後学習等に取り組むことができるよう、学習習慣定着支援事業（学生ボランティア派遣）の拡充を行った。

(3) 今後の方策について

①学校の取組についての指導

学力向上研修会において、効果的な取組について広報を行うと共に、久留米市学力アップリーフレットの作成・配布を行い、取組事例について各学校で生かすよう指導する。

②つまずきのある子どもへの補充の指導

習熟度別による授業の充実を図ると共に、調査結果を基に3学期中にフォローアップを図るためのアシストシート（補充プリント）を活用するよう指導する。

③全国学力・学習状況調査に向けての指導

学年末休業中（春休み）に、各学年の学習内容を振り返りその定着を図るために、※算数・数学の問題集等を配布し、その活用を促す。

※ 過去の全国学力調査問題を活用し、北筑後教育事務所及び久留米市教育委員会で作成したもの

④家庭学習習慣の充実に向けての指導

ア 「久留米市学力実態調査の結果についてのお知らせ」（保護者用チラシ、小学校版・中学校版）を作成し配布する。

イ 家庭学習習慣の定着に向けて保護者啓発を行うと共に、家庭学習につなげるような学習習慣定着支援事業の在り方について各学校に情報提供を行い、家庭学習の充実を図るよう指導する。

通学区域審議会への諮問に対する最終答申について

1. これまでの経過

- H24 年 11 月 教育委員会から久留米市立小中学校通学区域審議会へ諮問
諮問事項 「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」
- H25 年 2 月 中間答申
中間答申内容
 - 過小規模校(複式学級校)における教育上の課題は緊急の対応を要する。
 - 通学区域の見直しは、地域コミュニティ制度などとの調整が必要であり、慎重な対応が求められる。
 - 先進自治体で実施されている制度等を参考にしながら、複式学級運営を回避・解消するような施策実施を直ちに進めるべきである。

2. 最終答申について（要旨）

- 望ましい学校規模は、
 - ・ 1 学級の児童数が、一定、教師の目が行き届き、きめ細かな対応が期待でき、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。
 - ・ 1 学年が、クラス替えが可能な複数の学級で構成されること。
- 複式学級の回避・解消策として平成 26 年度から導入した小規模特認校制度については、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できない。
- 本市における小規模化への対応としては、長期的には、市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要である。
- しかしながら、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、まず複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきである。
- 学校統合を行うとした場合、「通学の安全確保と負担軽減」「児童・保護者や地域住民、地域活動等への配慮」等に留意し、国や県とも連携して速やかに進めることが必要である。

3. 今後のスケジュール

【小学校の小規模化対応方針の決定について】

- ・ H27 年 3 月～4 月 教育委員会議において方針案を協議いただく。
- ・ H27 年 4 月以降に、総合教育会議において、上記方針案の協議・調整を行い、教育委員会議において方針を議決いただく予定。

* H27 年 3 月 20 日 教育民生常任委員会へ最終答申報告予定

答申の概要

1. 児童数・学級数等の現状

- 全国的に少子化が進み、本市においても、現在 1 学年 1 学級以下の小学校が 15 校ある。
- 複式学級校は、現在の 1 校から、平成 32 年度には 4 校になる見込みである。

2. 小規模校における課題

- 一般的に、小規模校は、多様な考え方に対する機会が少なくなりやすいなどのデメリットがあると言われている。
- 本市の小規模小学校においても、「チーム競技ができない」「クラス替えができるない」「バランスのとれた教職員配置ができない」などの学習・生活面や学校運営における課題がある。
- 特に、複式学級校では、「直接的な指導を受ける時間が制約される」「発達段階に即した教育課程が編成しにくい」などの深刻な課題がある。

3. 学校規模に関する考え方

- 学校教育法施行規則では「12 学級以上 18 学級以下」が標準、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では「小学校では 6 学級以上が必要、12 学級以上が望ましい」とされている。
- 本市の小学校においても、望ましい学校規模は、
 - ・1 学級の児童数が、一定、教師の目が行き届き、きめ細かな対応が期待でき、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。
 - ・1 学年が、クラス替えが可能な複数の学級で構成されること。

4. 小規模化対応のあり方

- 複式学級の回避・解消策として平成 26 年度から導入した小規模特認校制度について、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できない。
- 本市における小規模化への対応としては、長期的には、市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要である。
- しかしながら、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、まず複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきである。

5. 小規模化対応を実施する上での留意点

- 学校統合を行うとした場合、「通学の安全確保と負担軽減」「児童・保護者や地域住民、地域活動等への配慮」等に留意し、国や県とも連携して速やかに進めることが必要。

※ 小規模特認校制度の導入効果について（審議会まとめ）

速やかに実現可能な複式学級の回避・解消策として、教育委員会では、平成26年度から小規模特認校制度を導入し、小規模化が進んでいる大橋小学校、下田小学校、浮島小学校の3校において、転入学児童の募集を行った。

[特認校実施要項]

■実施要項(H27年転入学者向け)

(1) 制度の目的

特色ある教育に賛同する保護者の子どもを受入れることにより、複式学級の回避・解消と学校の活性化を図る。

(2) 制度の概要

現在、複式学級校となっている浮島小学校と、平成27年度に複式学級校となる見込みの下田小学校、大橋小学校の計3校について、特色ある学校運営を進めつつ、通学区域の弾力化により、校区外からの児童の就学を認めるもの。

(3) 募集内容・就学要件等

① 対象校・・・大橋小学校・下田小学校・浮島小学校

② 募集学年・・・小学校全学年

③ 応募できる人・・・市内居住者（ただし、小規模特認校3校の校区及び今後複式学級編制が見込まれる柴刈小(H29年度から)・草野小(H31年度から)校区の居住者は除く。）

④ 募集定員・・・各学年20人を超えない範囲で設定

＊小規模校の長所を生かした教育活動を行うため、定員を設ける

⑤ 募集時期・・・平成26年10月～12月（H27.4月入学・転入のみとする）

⑥ 通学方法・・・保護者の責任において通学（自家用車での送迎、公共交通機関利用等）ただし、最寄駅から学校までの送迎を無料で行う。

⑦ その他

・応募に際しては、学校見学への参加、校長面談を必須とする。

・通学する特認校のPTA活動、地域との交流活動に参画する。

・中学校進学時は、居住地の中学校と特認校校区の中学校を選択できる。

[3校の児童数推移]

- ・H26年10月1日現在の推計値に基づく人数
- ・()内数字は、小規模特認校制度による転入学者数を示す。
- ・網掛けは、複式学級編制を示す。

大橋小学校

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
26 年度	15 (5)	6	9 (2)	15	19	10	74 (7)
27 年度	7 (2)	15 (5)	7 (1)	10 (3)	15 (1)	19	73 (12)
28 年度	13	7 (2)	15 (5)	7 (1)	10 (3)	15 (1)	67 (12)
29 年度	10	13	7 (2)	15 (5)	7 (1)	10 (3)	62 (11)
30 年度	8	10	13	7 (2)	15 (5)	7 (1)	60 (8)
31 年度	12	8	10	13	7 (2)	15 (5)	65 (7)
32 年度	11	12	8	10	13	7 (2)	61 (2)

下田小学校

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
26 年度	11 (7)	5 (1)	10 (2)	9	18	3	56 (10)
27 年度	9 (4)	13 (9)	6 (2)	10 (2)	9	18	65 (17)
28 年度	3	9 (4)	13 (9)	6 (2)	10 (2)	9	50 (17)
29 年度	6	3 (4)	9	13 (4)	6 (9)	10 (2)	47 (17)
30 年度	7	6 (3)	3	9 (4)	13 (9)	6 (2)	44 (15)
31 年度	4	7 (2)	6 (3)	3	9 (4)	13 (9)	42 (13)
32 年度	2	4 (2)	7 (3)	6	3	9 (4)	31 (4)

浮島小学校

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
26 年度	4	2	4	2	7 (2)	3	22 (2)
27 年度	10 (4)	5	3 (1)	4	3	7 (2)	32 (7)
28 年度	1 (4)	10	5 (1)	3	4	3	26 (5)
29 年度	3	1	10 (4)	5	3 (1)	4	26 (5)
30 年度	4	3	1	10 (4)	5	3 (1)	26 (5)
31 年度	5	4	3	1	10 (4)	5	28 (4)
32 年度	3	5	4	3	1	10 (4)	26 (4)

[制度導入の効果と検証]

久留米市立小中学校通学区域審議会では、小規模特認校制度について次のように考える。

まず、制度を導入したことにより、次のような効果があった。

【学習・生活面等、教育上の効果】

- 複式学級編制が回避できた学校では、どの学級においても単学年の児童による授業が展開されるようになり、児童の実態に応じた教育課程の編成や担任による直接指導時間の確保が可能となった。
- 1学級の児童数が増えた学級では、教え合いや学び合いをする機会が増えた。
- 他の地域から児童が転入学したことにより、学習面や人間関係の面において、地元児童の刺激になり学校の活性化に繋がった。

【学校運営上の効果】

- 複式学級編制が回避できた学校には、校長、教頭及び学級担任に加えて1名教員が配置されるため、より効果的な学級運営を維持することができることとなった。
- 豊かな自然の中で教育活動を行っているなどの、小規模校の特長を市民にアピールする機会になった。
- 児童の募集に際して、学校と地域が一体となって広報等に取り組み、地域が学校を盛り立てる契機となった。

【その他の効果】

- ・保護者や児童から、「自然が豊かであたたかい雰囲気の特認校に転入学して、満足している」という声が聞かれている。
- ・指定校が大規模校である児童が、小規模校への通学を希望・選択する機会が得られた。

一方で、以下のような課題があり、解消が難しいと考えられる。

【課題】

- ・制度導入の目的である複式学級の回避・解消には至っていない学校があり、今後の児童数推計を見ても、複式学級の回避・解消は厳しい。
- ・当面は複式学級の回避ができ、制度の目的は達成できた学校があるものの、複式学級を回避し続けていくには、毎年相当の数の児童を集めなければならない。
- ・放課後の児童同士の関係や、児童と地域の関係が深まりにくい。

本市では、地域コミュニティの中で、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育むことを目指している。小規模特認校制度は、教育上の課題が大きい複式学級編制に対する緊急対応策として導入したものであるが、複式学級を回避するために児童を集め続ければ、数年後には、地元の児童数と特認校の児童数が逆転するような状況も出てくる。児童数が逆転するような現象は望ましいことではない。

よって、小規模特認校制度は、議論を尽くす間の、当面の施策としては、複式学級の回避や学校の活性化など一定の効果があったが、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できないと考えられる。

久留米市立小学校の教育課題を見据えた
小規模化への対応について（最終答申）

久留米市立小中学校通学区域審議会

平成27年2月20日

目 次

はじめに	1
1. 児童数・学級数等の現状	2
2. 小規模校における課題	2
3. 学校規模に関する考え方	3
4. 小規模化対応のあり方	4
5. 小規模化対応を実施するまでの留意点	6

【資料】

1. 久留米市立小中学校通学区域審議会規則	8
2. 審議会名簿	10
3. 諮問に対する審議状況の経過	12
4. 教育委員会からの諮問書	13
5. 中間答申書	14
6. 児童生徒数の推移	15
7. 平成32年度までの学級数推計	16

はじめに

久留米市立小中学校通学区域審議会は、平成24年11月22日に久留米市教育委員会より、以下の諮問を受けた。

諮問事項

久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について

本審議会では、「子どもの育ちにとってより良い教育環境を実現する」という観点で検討を行った。審議を行う中で、議論を重ねている間に子どもの成長が進んでいくことを懸念する意見が多数出され、平成25年2月18日に「少なくとも複式学級運営を回避・解消するような施策実施を直ちに進めるべきである」との中間答申を行った。

このたび、全11回にわたる審議により、審議会としての考え方をまとめに至ったため、答申するものである。

教育委員会に対しては、この答申を踏まえ、実施に向けた具体的な取り組みを要請する。

1. 児童数・学級数等の現状

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いている。現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、地域間で児童数に偏りがあり、平成26年度は、クラス替えのできない1学年1学級以下の小学校が15校ある。

さらに、現在、複式学級校※1は、浮島小学校1校のみであるが、今後の児童生徒数推計によると、平成32年度には、4校が複式学級校になる見込みである。

◎児童生徒数の推移

(平成26年5月1日現在)

	ピーク時 (小)昭和57年 (中)昭和61年	平成26年	平成32年(推計)
小学校児童数	27,387人	16,023人	16,695人
中学校生徒数	13,599人	8,041人	7,449人

◎学級数・学校規模の推移

(平成26年5月1日現在)

	ピーク時 (小)昭和57年 (中)昭和61年	平成26年	平成32年(推計)
小学校	学級数	754学級	568学級
	1学年1学級の学校数	5校	14校
	複式学級校数	0	1校
中学校	学級数	344学級	228学級
	1学年1学級の学校数	0	0
	複式学級校数	0	0

2. 小規模校における課題

一般的に、小規模校は「個別の指導がしやすく、児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい」などのメリットがある一方、集団の中で多様な考え方につれての機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいなどのデメリットがあると言われている。

※1 複式学級の編制基準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条）

隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では16人以下で複式学級編制となる。

本市の小規模小学校においても、

- ・「体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される」、「児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい」などの学習面における課題
 - ・「多様な考え方につれ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる」、「クラス替えができるず、同一集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい」、「学級内の男女比に極端な偏りが生じる」などの生活面における課題
 - ・教職員が少ないため、「経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しい」「研修や出張等の調整が困難」などの学校運営における課題
- などが明らかになっている。

特に、複式学級校では、

- ・一人の教師が時間を配分しながら交互に2つの学年の授業を行っており、児童にとっては直接的な指導を受ける時間が制約される。
 - ・児童の発達段階に即した教育課程が編成しにくい。
- などの深刻な課題がある。

3. 学校規模に関する考え方

小規模小学校については、前述のような課題があるが、それぞれの学校においては、児童一人ひとりに目が届き丁寧な指導ができるといった小規模校のよさを活かし、また、他校との交流授業や宿泊体験学習の他校との合同実施などの工夫をしながら教育活動が行われている。

しかしながら、学校規模に起因する課題は、各学校での努力だけでは解消の見通しが立たない状況にある。

これらの課題を解消し、子どもの育ちを保障していくという観点で、久留米市立小学校の学校規模について、審議会では次のように考える。

小・中学校の学級数については、学校教育法施行規則において、「12学級以上18学級以下」が標準※2とされており、また、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」※3には「小学校では、複式学級を解消するために少なくとも6学級以上であることが必要であり、クラス替えなどが可能になるよう12学級以上あることが望ましい。」と示されている。

※2 小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第41条及び第79条）

小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

※3 文部科学省（平成27年1月27日）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（抜粋）
(望ましい学級数の考え方)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

○1学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやしく、また、児童同士で遊び合い、競い合える人数であること。

○学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1学年が複数の学級で構成されること。

4. 小規模化対応のあり方

(1) 文部科学省による「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」

○複式学級は、教育上の課題が極めて大きいため、複式学級が既に存在する場合や、将来的に複式学級が発生する可能性がある場合は、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。※4

○しかしながら、学校規模の標準は弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものである。

(2) 小規模化対応の方策

小規模化している学校を望ましい規模にするための方策としては、通学区域の変更や学校の統合、小規模特認校制度が考えられる。

※4 文部科学省（平成27年1月27日）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（抜粋）

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

■ 小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

① 通学区域の変更

通学区域の線引きを変えることによって、小規模校に隣接する学校の通学区域の一部を、小規模校の通学区域に取り込む。

小規模校に隣接する学校が、大規模校であることが条件になるが、本市の小学校の場合、今後の児童数推計では、1学年1学級の小規模校と大規模校が隣接する事例はない。

② 学校の統合

小規模校を隣接する学校に統合したり、隣接する複数の小規模校を統合し、新たな学校を設置したりする方法がある。

新たな学校の設置についても、既存の学校の校舎を使用する方法や、施設を新設して行う方法などがある。さらに、施設の新設には、中学校も併せた施設一体型の中一貫校を設置するという方法などもあり、様々な方法が他の自治体においては採り入れられている。

③ 小規模特認校制度

平成9年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用方法の一つで、小規模化が進んでいる学校で、特色ある教育活動を行いつつ、通常の通学区域にかかわらず、校区外から児童が通学することができる制度である。

(3) 本市における小学校の小規模化対応のあり方

本市においては、速やかに実現可能な複式学級の回避・解消策として、平成26年度から小規模特認校制度を導入し、その結果、ある程度の児童数が確保され、制度の目的が達成された学校もあるが、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できないと考えられる。

また、全国的な少子化の流れの中で、学校数を維持したままで児童数を増やすのは困難だと思われる。

審議会では、「子どもの育ちにとってより良い教育環境を実現する」「子どもの成長は待ってくれない。教育環境を整えることに時間を費やすことはできない」という視点に立ち、次のようにまとめた。

小学校の小規模化対応案

○本市における小規模化への対応としては、長期的には、市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要である。

○しかしながら、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきである。

なお、小規模化対応のあり方の審議の過程においては、

- ・「まずは、小規模特認校制度を実施して、児童を増やす努力をしてみた上で、それでも複式学級が回避できなければ、統合に着手すべき」
- ・「地域コミュニティの崩壊や集落の衰退を防ぐためにも、統合は慎重に行うべき」
- ・「1学年1学級の小規模校の課題も合わせて解決するために、適正規模になるように通学区域の再編を図るべき」

・「小中一貫校の導入も視野に入れて検討すべき」などの意見が出された。

これらの意見は、次に述べる「小規模化対応を実施する上での留意点」とも関連して、今後の対応の中で、留意すべき視点が含まれていると考えられる。

5. 小規模化対応を実施する上での留意点

今後、教育委員会において学校統合を行うとした場合に留意が必要と考えられる事項は次のとおりである。

① 通学の安全確保と負担軽減

通学路の変更や、通学距離がこれまでより長くなることが考えられるため、児童の通学上の安全確保について十分な検討を行う必要がある。

安全確保と負担軽減の観点から、徒歩以外の通学手段の確保についても検討が必要である。

② 保護者や地域住民等への配慮

学校運営は、学校のみで行っているものではなく、学校、保護者、地域住民等が協働して行われるべきものである。学校を統合する際には、保護者や地域住民等に対して、十分に説明し理解を得ることが必要である。

③ 地域活動等への配慮

本市の地域コミュニティ制度は小学校区を単位として推進してきている。

また学校は、地域コミュニティと深い結びつきがあり、地域活動をはじめ、防災やスポーツ、文化活動の拠点としての機能をもっている。学校統合後の対応を十分に検討しておく必要がある。

④ 児童への配慮

一方の学校の児童が、もう一方の学校に吸収されるような印象を持たないよう、それぞれの学校の児童が対等な関係でいられるような配慮が望まれる。

また、新たな人間関係をスムーズに構築できるような取組みや配慮も必要である。

⑤ 統合までの時間

統合のための環境整備に時間を要することも考えられるが、児童の成長を考えると早急な対応が必要である。

⑥ 国や県との連携

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には都道府県の指導・助言・援助のあり方が示されている。

今後、積極的に情報を収集し、国や県と十分に連携し、支援を活用しながら小規模化対応を進めすることが必要である。

[資料]

久留米市立小中学校通学区域審議会規則（抄）

昭和 40 年 10 月 21 日
久留米市教育委員会規則第 6 号

（目的）

第 1 条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年久留米市条例第 8 号）第 3 条の規定に基づき、久留米市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の通学区域及びその他通学区域に關し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（委員）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該特定の事項に關する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任又は委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第 3 条第 2 項の臨時委員は、当該特定の事項以外の議事には参加することができない。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員(諮詢日:平成24年11月22日以降)

区分	氏名	所屬	備考
知識経験者	○ 金丸 憲市 かねまる けんいち	久留米市議会	平成25年7月22日まで
"	○ 吉田 崇命 よしだ さみょう	"	平成25年7月23日から
"	坂井 政樹 さかい まさき	"	
"	塙本 篤行 つからと とくゆき	"	
"	森 多三郎 もり たさぶろう	"	平成25年7月22日まで
"	古賀 敏久 こが としひさ	"	平成25年7月22日まで
"	藤林 詠子 ふじばやし えいこ	"	平成25年7月22日から
"	後藤 敬介 ごとう けいすけ	"	平成25年7月22日から
"	松浦 忍 まつうら しのぶ	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
"	吉田 輝彰 よしだ てるあき	久留米市校区まちづくり連絡協議会	平成25年7月23日から
市立小中学校の父母教師会の会長	○ 中島 啓太 なかしま けいた	久留米市小学校父母教師会連合会(犬塚小学校父母教師会)	平成25年4月23日まで
"	○ 宮崎 邦子 みやざき くにこ	久留米市中学校父母教師会連合会(城南中学校父母教師会)	平成24年11月30日まで
"	○ 高木 博子 たかぎ ひろこ	久留米市中学校父母教師会連合会(北野中学校父母教師会)	平成24年12月1日から 平成25年4月23日まで
"	○ 立石 浩治 たていし こうじ	久留米市小学校父母教師会連合会(水分小学校父母教師会)	平成25年4月24日から 平成26年4月27日まで
"	○ 白水 美弥子 しらみず みやこ	久留米市中学校父母教師会連合会(田主丸中学校父母教師会)	平成25年4月24日から 平成26年7月28日まで
"	○ 石橋 幹雄 いしばし みきお	久留米市中学校父母教師会連合会(長門石小学校父母教師会)	平成26年4月28日から
"	○ 川津 麻里 かわづ まり	久留米市中学校父母教師会連合会(御原中学校父母教師会)	平成26年7月29日から

区分	氏名	所属	備考
市立小中学校の校長	はらだ きょうこ 原田 繁子	久留米市小学校長会 (南小学校)	平成26年4月27日まで
"	みたに たかこ 三谷 孝子	久留米市小学校長会 (篠山小学校)	平成24年11月30日まで
"	やまざき かずこ 山崎 和子	久留米市小学校長会 (弓削小学校)	平成26年4月27日まで
"	しげょう たかし 執行 敬史	久留米市中学校長会 (城南中学校)	平成25年4月23日まで
"	ごんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市中学校長会 (筑邦西中学校)	平成25年4月24日から
"	ほり たみこ 堀 民子	久留米市小学校長会 (山川小学校)	平成26年4月28日から
"	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市小学校長会 (弓削小学校)	平成26年4月28日から
市立小中学校の教職員	あきなが みねこ 秋永 峰子	久留米市立善導寺小学校	平成26年4月27日まで
"	くましろ むつこ 神代 瞳子	久留米市立江南中学校	平成26年4月28日から
市の職員	つじ もやたか 辻 文孝	久留米市市民文化部	平成25年4月23日まで
"	ながしま まさあき 長嶋 正明	久留米市協働推進部	平成25年4月24日から
"	いざき よりこ 伊崎 より子	久留米市協働推進部	

所属は就任当時のもの。
◎は会長、○は副会長を示す。

諮詢に対する審議状況の経過

審議回数	開催日	議題等
第1回	平成24年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会から諮詢について説明 ・先進地調査結果について ・学校規模等に関する保護者アンケートの実施結果について
第2回	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・正副会長選出 ・小学校における小規模化に係る課題整理について ・小規模化対応のあり方について
第3回	平成25年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申(案)について ・今後のスケジュールの確認
第4回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終答申に盛り込む内容について
第5回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校制度導入の準備状況について ・最終答申に盛り込む内容について ・最終答申に向けたスケジュールの確認
第6回	11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度小規模特認校への応募状況について ・先進自治体調査結果について ・最終答申に盛り込む内容について
第7回	平成26年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度小規模特認校への応募結果について ・他自治体の例を踏まえた最終答申の形式について ・最終答申骨子(案)について
第8回	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の今後の見込みについて ・小規模特認校制度の実施状況について ・最終答申骨子(案)について
第9回	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度小規模特認校児童の募集について ・最終答申骨子(案)について
第10回	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度小規模特認校への応募状況について ・小規模特認校制度の導入効果について ・最終答申(案)について
第11回	平成27年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・正副会長選出 ・27年度小規模特認校への応募結果について ・小規模特認校制度の導入効果について ・最終答申(案)について

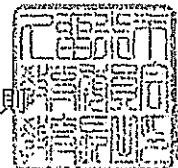
24学務第221号
平成24年11月22日

久留米市立小中学校通学区域審議会

会長 金丸憲市様

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則



久留米市立小学校における小規模化への対応について（諮問）

のことについて、下記の理由を添えて諮問いたします。

記

1. 理由

今後、さらなる少子化が急速に進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれています。

こうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方について検討することが必要となっています。

久留米市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定され、推計では、平成26年度に浮島小のほか大橋小及び下田小で、平成30年度には草野小で複式学級による運営が見込まれています。また、平成30年度には6学級（全学年單一学級）以下の小学校が16校に増加します。

そこで、久留米市立小学校の教育課題を見据え、小規模化している学校の通学区域のありかたについて意見を求めるものです。

2. 諮問事項

(1) 久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について

以上

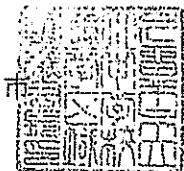
平成 25 年 2 月 18 日

久留米市教育委員会

教育長 堤 正 則 様

久留米市立小中学校通学区域審議会

会長 金丸 審



久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について

(中間答申)

平成 24 年 11 月 22 日付、24 学務第 221 号により諮問のあった「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応」について下記により中間答申いたします。

記

文部科学省がまとめているように、学校規模によって教育上のメリット・デメリットはそれぞれに認められています。そのなかで、小規模化が進んだ環境では、きめ細かな教育が期待できる半面、人間関係の行き詰まりや社会性の涵養の点で、十分に対応できない教育課題が見られます。特に、過小規模校では児童の教育の上だけでなく、教職員の配置の面でも課題や懸案が提示されています。それらの事象からも、教育委員会が指摘している「特に教育上の課題として緊急の対応を要するのは複式学級の運営を行なう学校と考えられる」とすることに、当審議会としても異論のないところです。また、多くの自治体で複式学級を回避するための措置が試みられ、実施されているということは、広く同様の認識がなされていることを示していると考えられます。

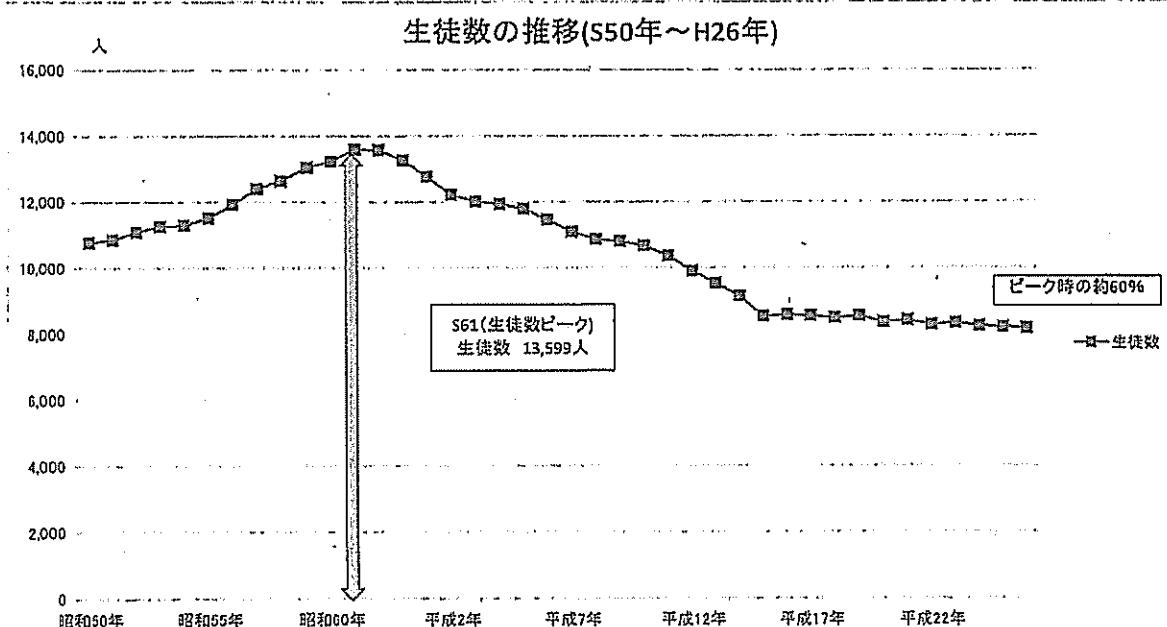
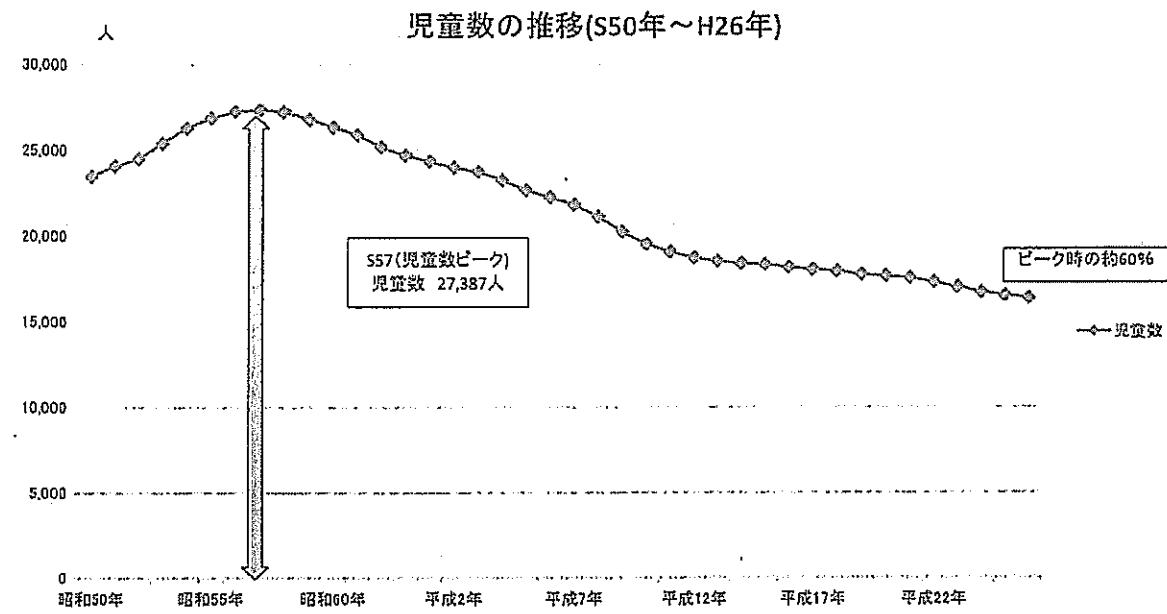
当審議会においては、これまで 3 回にわたって会議を招集し、教育委員会からの諮問についての議論を重ねていますが、現段階においては、各方面との調整を含め、議論が尽くされたとは言い難い状況です。この大きな課題解消のためには、議論を尽くすことは重要だと認識しています。特に、市立小学校の通学区域を見直すにあたっては、地域コミュニティ制度などとの調整が必要であり、慎重な対応が求められます。しかしながら、子どもの成長はその間にも進んでいくことも事実であり、時間を費やすことで新たな課題を生み出すことになると懸念されます。

そこで当審議会としては、先進自治体で実施されている制度等も参考にしながら、少なくとも、複式学級運営を回避・解消するような施策実施を直ちに進めるべきであると考えます。またその一方で、引き続き当審議会の中で検討・検証を行い、市立小学校の小規模化における通学区域のあり方について結論を出したいと考えています。

以上



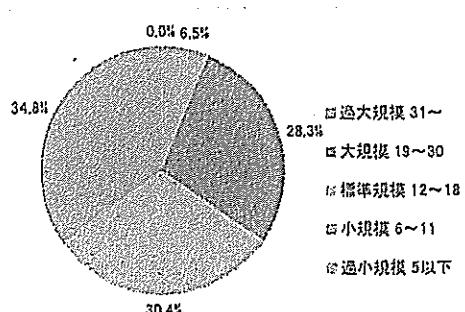
■児童生徒数の推移



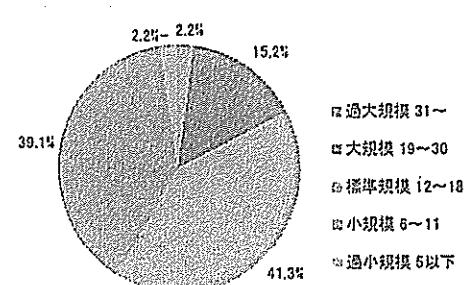
■学校規模の比較(小学校)

	昭和57年(ピーク時)		平成26年		増減率
	学校数	割合	学校数	割合	
過大規模(31学級～)	3	6.5%	1	2.2%	-66.7%
大規模(19～30学級)	13	28.3%	7	15.2%	-46.2%
標準規模(12～18学級)	14	30.4%	19	41.3%	35.7%
小規模(6～11学級)	16	34.8%	18	39.1%	12.5%
過小規模(5学級以下)	0	0.0%	1	2.2%	0.0%

【昭和57年】



【平成26年】



学校数 ↓		市立小・中学校の学級数推計(H26.5.1現在)について																		(小学校)											
H26		※1、2年生のみ35人学級																													
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
過小規模(1)		小規模(18)					標準規模(19)					大規模(7)					過大規模(1)					現童数計:16,023									
学校数 ↓		下田	56																												
		大島	74																												
		五ヶ瀬	87																												
		東郷	94																												
		新宮	95																												
		鳥羽	107																												
		古島	117																												
		伊勢	118																												
		伊勢	120																												
		山田	127																												
		伊勢	128																												
		大垣	130																												
		西郷	137																												
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193																						
過小規模(1)		伊勢	147	佐島	180	大垣	183	大垣	193					</																	

学校数		H32 ※1、2年生のみ35人学級																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
学級数	→	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
過小規模(4)		小規模(16)										標準規模(17)										大規模(8)										過大規模(1)	

見笠数計:16,695

※ H32の二重囲みは、H26とH32を比較して、学級数が減少する学校(14校)

(中学校)

生徒数計: 8,041

学校数 H27

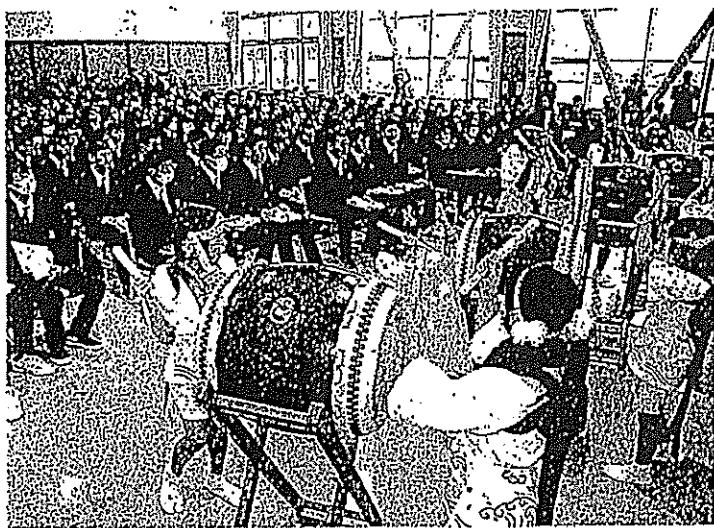
生徒数計:8,011

学校数

H32

修学旅行、郡山訪問し交流

姉妹都市福岡久留米の高校生



久留米市の南筑高の生徒を華やかに歓迎した子どもの太鼓演奏

旧藩士
開墾の縁

入植者子孫ら歓迎

郡山市の姉妹都市となっている福岡県久留米市(なんりくい)の二年生約二百三十人は一日、修学旅行の過程で郡山市を訪れ、

市役所でゆかりの住民久留米市から明治十一年、国営安積開墾

の第一陣として旧久留米藩士が郡山市内に入植した経緯がある。藩士は刀を鍔(くわ)に

持ちかえ、安積の大地を開墾した。

交流会では、久留米

市から郡山市への入植

者との子孫でつくる久留

米開墾報徳会や、市内

の久留米町会連合会などから約六十人が高校生を歓迎した。久留米

開墾報徳会の淵上新平

理事長は「本県のよい

ところを見聞し、よい

思い出をたくさんつく

ってほしい」、久留米

町会連合会の国分晴朗

会長は「福島では原発

の風評被害や風化に負

けまいと頑張つてい

る。先人の思いをしの

びつつ、意義のある旅

行になることを期待す

る」とあいさつした。

南筑高の大山明校長は「しっかり勉強したい」、生徒代表の田中誠大君は「人間としての成長につなげたい」と謝辞を述べた。

引き続き郡山市久留米水天宮船太鼓振興会

の小学生が元気な太鼓演奏を披露。南筑高の

太鼓部の生徒も太鼓演奏で返礼した。

南筑高の修学旅行はこれまで海外を訪れて

いたが、東日本大震災、

事故の復興支援などについて生徒らが考える

中で、郡山、久留米両市との交流を踏まえて本

県を旅行先に選んだ。

一日から五日までの期

間中、猪苗代町でスキ

ーを楽しむほか、いわ

き市で震災の津波被災地などを視察する。

郡山県南アート



歓迎!! ようこそ郡山市へ



久留米市立南筑高校の皆さん

昭和 50 年（1975）8 月 3 日に久留米市と郡山市は姉妹都市になりました。
今年は 40 周年の節目の年に当たります。

安積開拓が取り持つ縁で姉妹都市を提携

明治 4 年、明治政府の廃藩置県により、多くの武士が失業したことで、政府は、その旧士族救済策として、各地への入植を勧めるようになりました。

明治 11 年 11 月、国営安積開墾の第一陣として入植したのが開拓精神豊かな旧久留米藩士でした。安積開拓には、旧久留米藩士族のほかに、8 藩の士族が入植しましたが、中でも移住戸数 141 戸 585 人と最も多かったのは、久留米藩の士族でした。

入植した藩士は、刀を鋤（くわ）に持ちかえて、血と汗を流しながら安積の大地の開墾をはじめました。今日の郡山市の発展の礎（いしづえ）となった安積開拓は、旧久留米藩士族の筆舌（ひつぜつ）に尽くせぬ努力と開拓者精神が大きな役割を果たしたのです。この安積開拓が取り持つ縁で、昭和 50 年 8 月、姉妹都市の提携が行われ、現在では毎年、小中学生による「青少年親善交流事業」が実施されるなど、交流を深めています。

